若しくは休息し、其の秩序を紊さざる様に注意すべし。

尊長と自働車馬車等に同乗する時の心得。

一、尊長と船車に同乗する時は、成るべく席を譲るべく、殊に自働車馬車等に同乗する場合は、乗る時は己れ最後にし、降る時は己れ先きにする様に注意し、相並ぶ時は尊長の席は己れの右になる様にし、又相向かつて着席する時は、己れは尊長の反對の位置になる様にすべし。

電車・汽車内にて男子より席を譲られたる時の心得。

一、電車・汽車等にて空席なき時、男子より席を譲られたる時は一禮して着席すべし。然るに、何んの會釋もせず、當然なりと云はんばかりの顔付して、傲然と腰を掛くるが如きは、無作法と云ふべし。

電車・馬車・乗降の注意。

一、電車・馬車等に乗り降りする時は秩序を守りて静粛にすべし。決して乗車規則に違ふ様のことあるべからず。

汽車・汽船昇降の際、佛・英兩國の良習慣。

一、汽車・汽船等を昇降する際、佛國人の乗合一同に辭儀せよと教へ、英國人の一同に敬意を表するが如きは、誠に善き習慣なりと云ふべし。

船車内にては自己の荷物は仕末し置き、他人に迷惑をかくべからず。

一、船車内に於いては、己れの荷物は適當の場所に整頓し置き、他人の荷物と取違へ、又は紛れざる様に注意すべし。之れに反して多量の荷物を船車内に持ち込み、他人に迷惑を掛くるなどのことあるべからず。

船車内にては、同乗者に不快の感を與ふるが如き無作法あるべからず。

汽車・汽船の窓の開閉の心得。

一、船車内にて入口に立ち塞り、或は己れ一人の爲めに窓を開放し、或は携帯品を散亂し、或は放歌などすべからず。かかる行爲は、他人の妨害となるのみならず、同乗者に不快を感ぜしむるものなればなり。

船舶の甲板上に於いての心得。

一、汽車・汽船等にての窓の開閉は、己れ一人の欲するがままに自由に爲すべきものにあらず。

船車の窓口より物を捨てなどする時の注意。

一、船車の窓より物を投げ捨て、又は唾液を吐きなどすべからず。又飲食物の空箱・空瓶・果物の皮等は散亂せざる様に一所に取り纒めて、人の目に立たざる所に遣すべし。

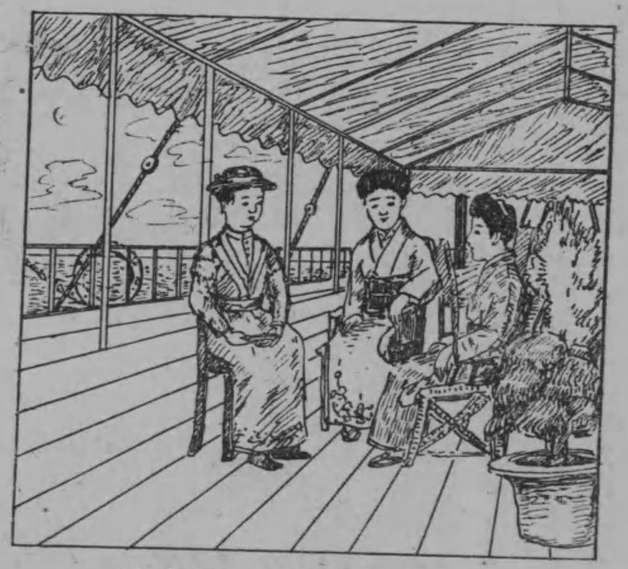

航海中船の甲板上に於いて談話する圖

啖唾を吐く時の心得。

船車内にては謙讓を旨とすべし。

船車内に於いては動作を愼むべし。

一、船車内にて啖唾を吐くときは、紙又はハンカチーフに取りて、後に適當の始末をなすべし。

不行儀に汽車に乘りたる圖

行儀よく汽車に乘りたる圖

一、船車内にては勉めて謙讓を旨とし、正しく着席すべし。傍若無人に談笑し、又は物知り顔に談話するなどは、却つて己れの品格を墜すものなり。

一、船車に乘りたる時は、縱令其の所に空席ありとも、擅に横臥し、或は人前をも憚らず着物を脱ぎ換へなど、總べて見苦しき行爲をなさざる樣に注意すべし。

一、自働車・自轉車・馬車・人力車等に乘りたる時は、街路の人に危險・迷惑を及さざる樣に十分注意を拂ふべし。若し事故の生じたる時は、直ちに進行を停止して、相當の處置をなすべし。

電車・汽車内等に於いて、必要以外の座席を占むべからず。

旅行中の心得。

一、電車・汽車等の内に於いては、必要以外の座席を占むべからず。他人は席なきに困却して立ち居るに拘はらず、左右に荷物を置きなどして、平然として新聞・雜誌等を讀むが如きは非禮なる行爲なり。

一、見苦しき服裝をなし、或は雨・雪に濡れたるままの雨衣を着して、電車・汽車・汽船等に乘り、他人の衣服を汚すは無禮なり。

一、惡臭ある物品を携へ、或は垢浸みたる衣服を着け、同乘者をして不快の感を起さしむるが如きは非禮なり。

一、電車・汽車・汽船等に於いて、他人より座席を讓られたる時は、丁寧に謝辭を述べ、「有り難う御座います。」等の語を以つて謝すべきことを忘るべからず。

一、旅行中は、朝は早く出立し、夕方は又早く歸着して、十分休息するを可とす。

一、旅行中は、常に應急の藥品を携帶すべし。而して怪我或は病氣に罹りたる際は、速かに醫師の診斷を受くべし。

一、汽車・汽船等にて長途の旅行を爲す時は、船車内の給仕等に相當の心附を與ふる事を忘るべからず。

旅館に宿泊する時の心得。

一、宿帳に氏名・年齢・住所等を記載する場合には、正しく且つ明瞭に記載すべし。

一、旅館の茶器・夜具・其の他一切の器具類は、丁寧に取扱ひ汚損せざる様に注意すべし。

一、旅館等に於いて、夜十時以後に高談をなし、或は音樂をなし或は騒しき動作を爲す等は心なき所爲なれば注意すべし。

旅館に茶代其の他の心附をなすの心得。

一、旅館に宿泊し、若しくは休息したる時は、其の館主に對しては茶代とし相當の金員を與へ、番頭・下婢等に對しては、心附をなすを普通の例とす。

盥嗽場・風呂場・便所等を不潔ならしむべからず。

一、汽車・汽船・停車場・旅館・風呂屋等の盥嗽場・風呂場・便所等は、汚れざる様十分に注意すべし。

第二十三章　祝祭日其の他諸儀式に關する心得

儀式の意義及び其の必要。

第一節　一般の心得

一、人の喜び・悲しみ・祝ひ・弔ひの時に於いて、其の表情を發表するは人情の自然にして儀式は即ち此れ等の感情を適當に發表する方法なり、然るに世には儀式の煩雜を厭ひ、必要の禮儀・作法を繁文・褥禮なりとして之れを排斥するものあり、是れ等は禮儀・作法の本旨を解せざるものなり。

儀式は其の本旨に適合するやう擧行すべし。

一、各種の儀式を擧行して、其の目的を貫徹せんには、其の式場の設備を完全にし、其の方法を嚴肅にし、順序を整へ、些かの遺漏なく、參列者一同をして自ら襟を正す様にならしめん事を要す。

儀式は成るべく簡潔に擧行すべし。

一、儀式は其の設備如何に整頓せりとも、擧行の時間長きに過ぐるときは、參列者をして自ら倦怠の念を生ぜしめ、其の態度を亂し、自然式場の嚴肅を失ふに至るを免かれざれば、成るべく之れを簡潔に擧行し、短時間に終るやうにするを要す。

祝祭日の儀式の心得。

第二節　祝祭日

一、國家の祝祭日は宮中を初め諸官衙・學校等に於いて、夫れ夫れ定まりたる順序方法により、儀式を擧行せらるるを以つて、家庭に於いても其の趣旨を承けて相當の祝意を表すべし。

宮中に於ける祝祭日・御儀式擧行の御有様は、第八章皇室に對し奉る心得

の部に、又諸學校に於ける儀式擧行の順序・方法等は第五章學生の心得の部に記せるを以つて彼是參照すべし。

祝祭當日の心得。

一、國家の祝祭日には天皇陛下・皇后陛下の萬歲を祝し奉り、國家の長久を祈り、次ぎに父母・長者に對しても相當の祝詞を述ぶべし。

三大節の祝日及び皇后陛下の御誕辰當日の心得。

一、天長節・紀元節・一月一日等は我が大日本帝國の祝日にして、之れを三大節と稱す。此の日は我が國民一同の業を休みて、誠意・誠心を以つて祝賀すべき佳節なり。皇后陛下の御誕辰も天長節と同樣に祝意を表し奉るべき日なり。

祝祭日には國旗を揭げて祝意を表す可し。祝祭日準備の心得。

一、祝祭日には各戶の軒頭若しくは門前に國旗を揭げ、其の祝意を表すべし。

一、祝祭日には家庭に於いても、學校に於いても、其の前日に善く家屋・校舍の內外を掃除・整頓し、其の當日の準備を爲すべし。

三大節に於ける家庭の心得。

一、天皇陛下・皇后陛下の御眞影を拜戴し奉る家庭にては、三大節の式日及び皇室に御慶事あらせられたる場合には、之れを床の間に揭げ奉り、家族一同禮服を着し、謹みて拜し奉るべし。御眞影を藏し奉らざる時は、御製・御歌或は宮城圖の軸物・額等を揭げ、之れを拜し奉りて敬意を表し奉るべし。

家庭に於ける勅語捧讀の心得。

一、右の當日、家長は明治天皇の憲法發布の際下し給はりし勅語・教育に關して下し賜ひし勅語及び戊申詔書等を捧讀し、其の御旨趣を服膺し奉るべきやう家族一同に訓諭すべし。

年始に知人に逢ひたる時の心得。

一、年始に、知人に逢ひたる時は互に新年の祝詞を交換すべし。

新年祝賀の訪問は七日以內にすべし。

一、新年には名刺を持ちて教師・親族・知人等の家に廻禮し、新年の祝意を述ぶべし。又其の遠方にあるものには賀狀を認めて送るか、或は名刺に祝詞を認め、名刺入に入れて送るべし、新年の賀狀は端書に認めて送ること普通にして最も簡便とす。

祝日・祭日は各々其の當日の趣旨を誤らざる樣に注意すべし。

一、新年祝賀の訪問はなるべく七日迄に之れをなすべし。但し地方によりては十五日又は二十日迄に之れをなすの慣例あり。

一、國家の祝祭日に於いて其の當日相當の敬意を表することは、國民の作法なることを忘るべからず。而して一月一日・紀元節・天長節の三大節及び神嘗祭・新嘗祭は國民擧つて歡喜し、大いに祝賀の意を表すべき日なり。之れに反して神武天皇祭・明治天皇祭及び春秋の皇靈祭等には謹愼を守るべき日なることを忘るべからず。

春秋皇靈祭日の心得。

一、春秋の皇靈祭日には、御歴代天皇の御靈を祭り給ふ日なれば、我れ等國民一同も靜肅に敬意を表し奉るべし。而して當日は各自の家庭に於いては、その祖先の靈を祭ることを怠るべからず。

鎭守祭・靖國神社祭には參拜若しくは遙拜をなすべし。

一、己れの市町村の鎭守祭及び靖國神社祭等に際しては參拜若しくは遙拜をなすべし。

大祭祝日等に國旗を掲揚する心得。

一、大祭祝日等の當日は國旗を各戸の軒頭に掲ぐべし。此の如き場合に國旗を掲ぐるには、旗を竿頭の球に接近せしむべし。若し二箇の國旗を同時に揚ぐる時は、交叉せず門の左右に相並ぶやうにすべし。而して、國旗揭揚の心得に關する事項は、第九章日章旗に關する心得の部を參照すべし。

賀壽。

第三節　祝壽

賀壽を祝する心得。

一、祝壽は總べて其の人の長壽を得たる幸福を祝賀するものなり。六十一歳（還暦の祝）七十歳（古稀の祝）七十七歳（喜の字の祝）八十八歳（米字の祝）等に祝ひの式を行ひ、九十歳以上は毎年これを行ふを慣例とす。何れも餅を搗きて親戚知友等に配り、兒孫打集ひて祝宴を開くものとす。

銀婚式・金婚式の心得。

一、夫婦打揃ひて長壽を保ち、幸福を得たることを祝賀する爲め、銀婚式・金婚式を行ふ。銀婚式は結婚後二十五年目に、金婚式は同じく五十年目に相當する時期に於いて、之れを行ふなり。

還暦の壽の心得。

一、還暦の壽は生れて六十一年目にあたる年を祝する賀壽なり。其の年の干支は生れたる年の干支と同一なるを以つて本卦返りの祝といふ。故に之れを還暦と稱して、人の最も重んずる賀儀なり。

還暦の壽を祝ふ心得。

一、還暦の壽をなす老人は、其の當日赤色の頭巾同色の衣服を着し、親戚知人を招きて賀宴を開き、饗應するを恒例とす。然れども近來は其の子孫門弟等發起して、賀壽の會を開くもの、漸次多きを加ふるに至れり。

稀の壽を祝ふ心得。

一、古稀は人生七十古來稀れなりといふより目出度長命を祝ふ賀壽にして、其の年に當るものは、紅白の餅を親戚知人に分かつを恒例とす。又場合によりては、豫て親戚知人等に歌文書畫等を乞ひ置き、之れを冊子に纏め、印刷に附して親戚友人等に頒かつことあり。

喜字の壽を祝ふ心得。

一、七十七歳の壽を喜の字の祝といふ。其の七十七の三字を合すれば、草書の喜の字に肖たるが故にしか云ふなり。此の祝には餅並びに扇に自ら喜の字を書して配りなどするなり。

米字の壽を祝ふ心得。

一、米（ヨネ）の祝とは、八十八歳の誕生に行ふ祝を云ふなり。其の八十八の三字を重ぬれば米の字となるが故に、かく稱するなり。其の祝の仕方は、喜字の祝と大差なし。

賀壽を祝する時贈物の注意。

一、以上諸々の祝賀壽に對し、祝意を表せんが爲めに物品を贈るには、節句・真綿・袱紗・頭巾・反物・掛物・置物等を可とす。尚委しきことは第二十章贈答の心得を參照すべし。

銀婚式・金婚式を祝ふ心得。

一、銀婚式の祝を行ふ時は銀製・銀色のものを用ひ、金婚式の時は金製及び金色のものを用ふるを普通の慣例とす。

第四節　婚禮

婚禮。

結婚は婚人たる者の重大なる責任を帶びんとする門出なり。

一、結婚は人生一代の大禮にして、夫婦の關係は此の式に依つて始めて成り立ち、妻たる者は、其の日より其の家にありて家政を治め、次いで子女を教育する等の重大なる責任を帶びんとする門出なることを思はざるべからず。

結婚と男女の年齢及び其の心得。

一、婚姻は、男子は滿十七年、女子は滿十五年以上にして、父母の同意を得たるものに限り、之れをなすことを得るなり。又、男子滿三十年、女子滿二十五年に達すれば、父母の同意を得るに及ばざることを民法に規定しあれども、德義上より云へば、男女共に年齡の如何に拘はらず、父母の同意を得るを要す。而して法に規定せられたる婚姻上に關する詳細の心得は、民法に就きて承知すべし。

婚姻上の事に關する手續等は民法の規定に從ふべし。

一、結婚を決定するには、其の人物・學術・身體・血統・經歷等を十分調査したる上、深思・熟考して後に於いてすべし。

結婚契約の心得。

一、結婚の媒酌は、男女兩人が最も信仰せる學德・名望共に高き人物を選びて之れに信賴し、其の指導に從ひ、其の順序・手續等は、最も正しき方法によりて行ふべし。

媒酌人の選定に關する注意。

一、媒酌人は結婚の式を擧げしむるに責務あるものにして、其の緣談を申込むに當り、相互の意向・性質・操行・學術・財產・職務等を明瞭に知悉したる後、其の事を双方に公平に通ずべし。假初にも一時を糊塗して誠實を缺くが如きことあるべからず。

他人の緣談を媒酌する時の心得。

一、婚儀の約整ひたる時は、互に結納を交換するものとす。其の程度・分量等は身分によりて、各々異なり、其の目錄書式及び其の臺は左圖に示すが如し。

結納の心得。

結婚式擧行の心得。

一、結婚は人生の大禮中の第一なれば、十分鄭重に其の式を擧行し、生涯の愉快なる好記念となすべし。

結婚式に種種あり。

一、結婚式は大體に於いて普通三種の方法により、人の好む所に從つてこれ

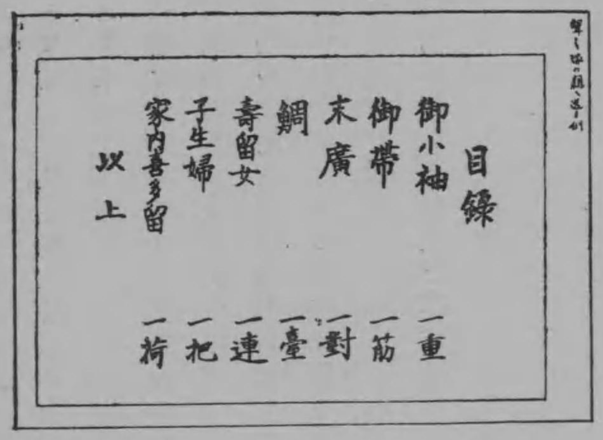

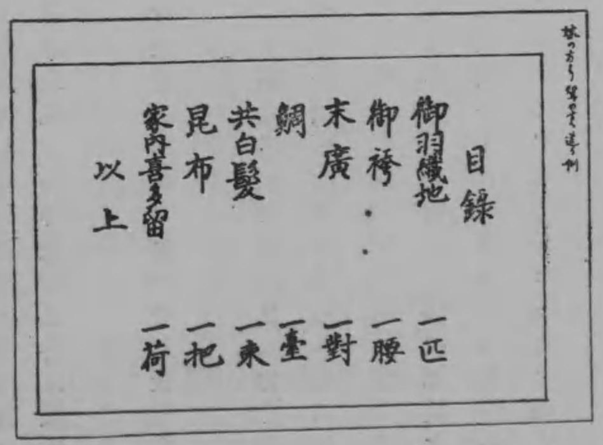

普通の結婚式の擧行法。

を行ふ。神道結婚式、佛道結婚式、耶蘇教結婚式是れなり。

一、普通の結婚式は、古來の慣例により、血族の者同伴して婿の家に行き、式場に於いて三三九度の盃を酌み交すものとす。而して其の式は媒酌人之れを主宰するを普通の例とす。

神道・佛道による結婚式の順序及び方法。

一、神道及び佛道結婚式は、神前或は佛前に於いて、神官(佛道式ならば僧侶)媒酌人及び新夫婦着席の上之れを行ふ。此の時、新郎は男媒酌人に伴なはれて左側に、新婦は女媒酌人に伴なはれて右側に着席し、神官祓詞を奏し、(佛道式ならば僧侶の讀經)たる後、媒酌人は左に記せる如き意味の誓詞(左記は日比谷大神宮に於いて讀み上げたる誓詞。)を讀み上ぐ。次ぎに新夫、新婦、神酒を戴き、(佛道式ならば燒香をなす。)參列の親戚一同も共に神酒を戴き、(佛道式ならば燒香をなす。)以つて其の式を終るなり。

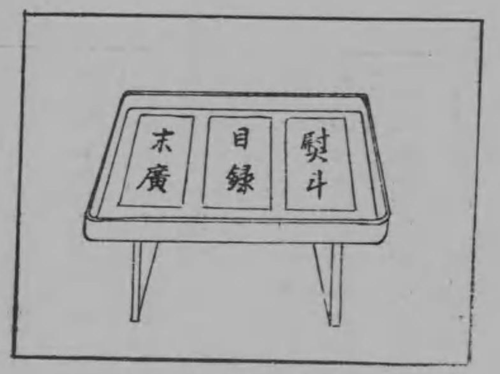

結納の目錄及び末廣等を載せたる臺

誓詞。

夫婦の間は親愛の情を以て結合すべし。

妻は夫の命に

誓詞

大正五年十月三十一日を吉日と定め結婚の式を行ふとして齋ひまつる大神等の御前に於いて工學博士大山太郎と男爵石原磊君の三女松子と夫婦の契を結び堅むるは尊き神慮に依れることを喜びまつり今より後千代に八千代に相睦み相親みかりそめにも夫婦の道に違ふことなく互に相助け相慰め相勵みて家政を整へ子孫の繁榮を計るべきことを誓ひ奉る茲に大山太郎石原松子の兩人に代りて媒介海野確謹みて申す

神道結婚式神前に讀む誓詞

一、凡そ夫婦の間は互に誠實なる親愛の情を以つて結合するにあらざれば、苦樂を俱にして圓滿なる家庭を經營すること能はず。故に妻たる者は、能く夫に從順に事へ、夫は亦よく妻を愛して、一家團欒の樂を圖るべきなり。

一、妻はよく夫の命に從ふこと肝要なり。故に妻たる者は、誠意專心其の夫を

從つて誠意・專心、輔佐・內助すべし。

耶蘇教信者の結婚式。

輔佐・內助することに注意すべし。

一、耶蘇教信者の結婚式は、之れを教會堂に於いて行ふを普通の例とす。此の式に於いては、新夫婦親戚・友人・知己等共に教會堂に赴きて、定めの席に着すれば、司會者たる牧師は、新夫婦の爲めに神に祈り、然る後、新夫婦を神前に招き、新夫婦兩人に對して、互に相親愛すべき精神を永久變ぜざることを神に誓約せしむるなり。

結婚當日に謹むべき言語上注意の心得。

一、結婚式等に招待せられたる時は、其の言語には特に愼重なる注意を拂はざれば、往往人の感情を害し、失禮に陷ることあり。古來結婚當日の忌語（いみことば）として傳へたる、去る・離る・別るる・切る・のく・うすい・さむる・無緣・返す・戻す等の語は談話中にも用ひざる樣に注意すべし。斯の如き理由よりして結婚當日の宴會等を撤して歸る時には、歸ると云ふ言葉を避けて、御開きなどと言ふなり。

結婚式の時に於ける贈物の注意。

一、結婚式の時に於ける贈物は、普通鰹節・鯣・金屬製の花器又は眞綿・反物等とし、其の形狀・色彩の永く變ぜざるものを選ぶを可とす。

出產及び誕生日。

第四節　出產及び誕生日

出産祝の心得。

一、出産は一家に於いて最も祝すべき事の一なり。然れども日數立たざる内は、産婦十分肥立たざるを以つて、醫師・産婆・近親等を招きて内祝をなし、宮參りの時に至り、始めて表向に誕生の式を擧げ、其の兒の前途を祝するもの多きなり。

名づけ祝・床上げ祝・宮參り等の心得。

一、出産の日より七日目に名付披露の祝をなす。併し實際の命名は出産當日にするを正式となす。廿一日目に床上げの祝をなす。此の時は、赤飯を配るを通例とす。而して五十日目、或は百二十日目に氏神に參詣するなり。之れを宮參りと稱す。

父母・長者の誕生日の心得。

一、父母長者の誕生日は、よく記憶し置き、其の當日には祝詞を述べて之れを祝福すべし。又子女・弟妹の爲めにも同樣の祝ひをなすと共に、自身の誕生日をも祝することも等閑にすべからず。

自身誕生日の心得。

葬儀。

第五節　葬儀

葬儀は人生最後の大禮。

一、葬儀は人の此の世に於ける最後の大禮なれば、其の式は最も鄭重に行ひ、諸事遺憾なき樣に注意を拂ふべし。

家族に死亡者ある時の心得。

一、家族に死亡者ありたる時は、醫師檢診したる後、眼と口とを能く整へ、消毒藥液を以つて全身を拭きて清潔にし、顏面及び頭髮を整へ、相當の衣服を着せて靜かに安臥せしめ、白布を以つて其頭部及び顏面を覆ひ置くべし。

家族に死亡者ある時取扱の心得。

一、死屍を安臥せしめたる枕元には卓を置き、逆倒屏風を廻らし、燈火を點すべし、而して神式ならば水・鹽・洗米等を供へ、佛式ならば香・水・茶・飯等を供へ、近親の者必ず護り居るべし。

家族に死亡者ある時屆出の手續。

一、家族に死亡者ありたる時は、市町村役場（市に區を置きたる所は區役所）及び警察署に屆け出づべきものなり。而して其の際醫師の診斷書を添へて屆出で、埋葬の許可書を受くべし。

家族に死亡者ありたる時の心得。

一、家に死亡者ありたる時は、家族は始終棺側に侍し、夜間は通夜をなすべきものとす。

一、前項の場合に於いては、速かに親戚・知人等に通知すべし。場合によりては、新聞等に廣告することあり。

一、此の場合に於いては室内の裝飾を始め身邊の裝飾を取り除き、談話は勿論、物の取扱、戸障子の開閉等、總べて靜肅を旨とし、哀悼の誠意を持すべし。

喪主は嗣子の務むべきものなり。嗣子あらざる時は死者に最も關係の深

き近親之れに當るものとす。

一、親戚・恩人の家に不幸ありたる時は、葬儀其の他につきて相當の手傳をなすべし。猶依頼せられたる事あらば、快く之れを承諾して、懇切に斡旋すべきものとす。

死去の通知狀

某儀豫て病氣の處養生不相叶何月何日何時死去仕候間此段御通知申上候

葬式の儀は途中葬列を廢し來る何月何日何處（何寺或は何會堂等）に於て何々式を以て相營み可申候

何縣何郡何村何番地

某

男　何　某二名

年月日　親戚總代　何　某二名

友人總代　何

一、凶事の知らせを爲すには、其の知らせ主は喪主の他に近親の者數名を加ふるを通例とす。場合によりては格別親しき友人を加ふる事あり。而して其の通知狀の形式は上部に記載せる趣旨を參照すべし。

凶事の通知狀を認むる時の心得。

凶事の通知狀の形式。

一、家族に死亡者ありたる時は、その家の人人は悲哀に堪へず、愁傷に沈み、何事も手につかざる有樣なるが故に、親戚・知人等は諸事を手傳ひ、葬儀其の他手落ちなき樣に取計ふべし。

親戚・恩人の家に不幸ありたる時の心得。

親戚・知友の家に葬儀のある時は、相應の手傳をなすべし。

一、親戚・恩人・友人等の家に不幸ありたる時は、速かに訪問して弔詞を述べ、且つ葬儀の際は會葬すべし。

凶事の訪問及び會葬の心得。

一、親戚・又は特別の關係ある恩人・知友等に對しては、單に弔詞を述ぶるに止めず、通夜を爲し、又葬儀に關する事務を助くべし。

關係深き親戚恩人又は知人の家に葬儀のある時の心得。

一、葬家にては悔帳を作り、弔問者・贈品及び會葬者の氏名を記し置き、忌明の時に答禮を行ふべき參考となすべし。

悔帳を作る注意。

一、弔慰の訪問をなす時は、紅粉を粧ひ、或は華美なる服裝をなすを避くべし。

弔慰訪問の心得。

一、死亡者ありたる家を訪問したる時、葬儀のことを助くるに非ざれば、玄關にて弔詞を述べ、直ちに歸るべし。混雜を顧みず、强ひて主人に面會を求むるなどは、禮にあらざるなり。

關係深からざる家に死去ありたる時訪問の心得。

一、佛葬式に於いて死者を棺に納むるに際しては湯灌即ち浴を行はしめ、夫れ夫れ定めの衣服を着せしめて入棺式を行ひ、棺上には白布を蔽ひ、棺を寺院或は齋場に送り（葬列を廢すると否とは其の時と場合とによりて一

佛葬式の葬儀。

様ならず。て葬式を行ふ。其の式は僧侶の讀經中（其の形式は宗旨によりて異なり。）は親族は勿論會葬者一同靜座して謹聽するを禮とす。次ぎに僧侶の指示によりて、會葬者中身分の高き者より順次に弔辭を讀み、終りて喪主燒香をなし、近親・遠親・會葬者順次に燒香をなす。後棺を墓地に送りて埋葬式を行ひ、或は火葬場に送り、後遺骨の埋葬式を行ふなり。

神葬式の葬儀。

一、神葬式の入棺式は、佛式と大同小異にして、棺を祭場に送り、棺前に祭壇を設け、祭壇の下には新菰を敷き、神饌・鹽・水其の他山海の天產物（を白木の四寶に乘せて供へ、神官祓ひ淸めを行ひたる上、祭文を讀む。（此の時喪主・近親・會葬者一同起立靜肅に謹聽するなり。）次ぎに會葬者の祭文・誄詞あり。終りたる時、神官の指示により喪主・近親其の他會葬者順次に玉串を捧ぐるなり。而して其の玉串は神官之れを一人毎に渡すを普通の例とす。

耶蘇敎主義の葬式。

一、耶蘇敎主義の葬式は、棺は大概臥棺を用ひ、手を十字に組ませたる上、死屍の周圍は花と靑葉とを以つて埋め、柩の上に黃金色の布を掛くるなり。かく華麗なるものを用ふるは、死者の光榮と其の復活とを祈る意味なり。而して葬式は敎會堂に於いて行ひ、司祭者たる牧師は信者と共に最後の祈りを捧げたる上、死者の前途の光榮を讃美し（此の時死者の親族・友人等は棺に對して最後の告別を行ふ。）次ぎに死者の履歷を朗讀し、次ぎに祭文を朗讀し、追悼の演說をなし、再び讃美歌を唱へて式を終るなり。

出棺前の儀式。

一、葬儀の出棺前は、其の宗敎の種類により、神官・僧侶或は牧師等棺前に於いて、或は祭文を讀み、或は經文を讀み、或は祈をなすなり。此の際喪主・親戚等は玉串を捧げ、或は燒香をなし、或は拜禮をなすべし。

葬式の順序。

一、葬式の順序は、宗敎の種類と家風とによりて一樣ならざれども、大體は高張提灯・眞榊・紅白旗・齋主銘旗・生花・根越の榊・造花・柩・喪主・近親・會葬者等とす。斯くて齋場或は寺院に着したる後は、式を行ひ、式終はらば埋葬場に移し、埋葬式を行ひ、墓標を立つるなり。近來は葬儀に途中行列を廢するもの漸次多きに至れり。

喪主の心得。

一、葬式の時、喪主は喪服を着し、柩に隨ひて墓地まで送るを禮とす。

會葬者の心得。

一、會葬者は靜肅に柩に從ひ行くを禮とす。近來は華美なる衣服を着し、或は馬車に乘りて會葬する者あり。又葬列中にありて左右を見廻し、高聲に談話するなどは、死者及び喪主に對して失禮なり。

齋場及び埋葬場に於いての心得。

一、會葬して齋場に至らば、葬儀係の指圖に從ひ、各自の席に着き、儀式執行の間は務めて靜肅を保ち、親族一同の禮拜終りたる後、順次に禮拜すべし、但し、埋葬の場所へは、親族及び格別親密の間柄の者のみ臨むを普通の例とす。

靈前に拜禮する時の心得。

一、葬儀に會したる時、其の式神葬ならば、靈前に進みて、先づ玉串を供し、拍手して拜禮し、佛葬ならば、靈前に進み、燒香して後、拜禮すべし。其の方法は第十七章を參照すべし。

會葬に於ける服裝の心得。

一、會葬の際は相當の服裝をなし、萬事謹愼の心得あるべきは勿論、哀心より哀悼の情を表すべし、而して喪章を附くるを普通の例とす（第八章喪章の部を參照すべし。）

讀經・祭文朗讀・燒香・玉串を捧ぐる時の注意。

一、讀經祭文朗讀・燒香・玉串等を捧ぐる場合には、特に注意して靜肅を保ち、容儀を亂さぬ樣に注意すべし。

葬儀の際會葬者の待遇法。

一、出棺の際及び葬儀場に於ける會葬者の待遇法は、當該地方の習慣等を參酌して適當に定むべし。

喪儀の注意。

一、喪儀は、務めて華美を避け質素を旨とし、誠意を籠めて取り行ふべし。

親戚・隣保に喪ありたる時の心得。

一、親戚隣保に喪ある時は、酒宴遊興等を中止し、會葬すべきは勿論、相當の手傳をなすべし。

葬儀の際會葬者への挨拶の心得。

會葬者に對し挨拶狀の文案。

弔問者會葬者の家に對する心得。

忌服、

故某儀葬儀の節は御多忙の處遠路御會葬成し下され御厚志の段有難く深く御禮申上候右は略儀ながら不取敢書面を以て右御挨拶申上度候　敬具

年　月　月

嗣子　何某

親戚一同

會葬に對する挨拶狀

一、葬儀を終りて會葬者退散する時は、主人及び親戚は其の門の內外に於いて、一一丁寧に挨拶すべきは勿論、直に書面を以つて會葬の厚意を謝するを普通の例とす。

一、弔問・會葬等の際は、先方に飮食等の累を掛けざる樣に注意すべし。

一、葬儀に會葬したる往復は、他人を訪問し、或は娛樂の場所に立寄るべからず。

第六節　忌服

忌服令。

一、忌服に關する心得を近來制定せられたるものなし。故に明治七年十月大政官布告第百八號を以つて規定せられたる忌服令を左に掲げ參考とす。

忌服の儀追て被仰出の儀も可有之候へ共差向京家の制武家の制兩樣に相成居候ては法律上不都合有之候に付き自今京家の制被廢候條此事布告候事

忌服令

一、高祖父母

一、離別の高祖の母定式の忌服之を受く。

一、養子實方の高祖は互に忌服之無し。

「父方の定式」忌十日、服三十日。

父の實方高祖母は一日遠慮、遠國にて承り日數を經過せし時は遠慮に及ばず。

「母方の定式」一日遠慮。

二、曾祖父母

一、離別の曾祖母實續之有るときは祖母に同じ。妾のときは一日遠慮。

一、養子は實方忌服之なし、一日遠慮。

「父方の定式」忌二十日、服十九日。

父の實母曾祖父母は一日遠慮、遠國にて承り日數經過せし時は遠慮に及ば

ず。

「母方の定式」一日遠慮。

三、祖父母

一、離別の祖母忌服差別無之。

一、養子實方は半減父方は忌二十日、服九十日、母方は忌十日、服三十日。

一、祖父母伯叔父姑は何樣入組みたるも半減より減ずることなし。

一、妾にても祖母は忌服之なし。

「父方の定式」忌三十日、服百五十日。

「母方の定式」忌二十日、服九十日。

養子實方の祖妾にて他へ嫁するも、實母方祖母半減卽ち忌十日、服三十日之を受く。

「父母の定式」忌五十日、服十三ヶ月。

一、養實とも差別なし。

一、離別の母にても互に定式の忌服之を受く。但父の離別せし實母を離別の母と云ふ。

一、離別の母他へ再嫁するも定式の忌服を受け、其の親類も亦定式の忌服を受く。

一、妾腹の子、父其の母妾を離別し、其の妾他に再嫁するも定式の忌服を受く。若し其の妾、父の戸籍に入らざるものも又同じ。但し妾の親類は忌服之なし。

一、嫡子、庶子、養女の差別之なし。

一、父他より養子に來り候節は、父に於て養方の定式の忌服を受くるに付き、其の子に於ても、父の養方は定式の忌服を受け、父の實方は祖父母伯叔父姑半減のこと。

一、母他の養女にて父へ嫁し來るときは、母の養方は定式の忌服を受け、實方は半減の忌服を受く。

一、養父死後義絶の養母生家へ復し他へ嫁せざれば定式の忌服を受く。但他へ嫁せし時は忌服之なし。

一、養父死去、婚姻未濟の養祖父の娘は養方叔母の續となり、定式の忌服を受く。

一、養父死後養母他へ嫁したる時は、其の妻は家女にて其の養母は妻の實母なるも忌服なし。

一、養母家女にて離緣の上養家に復歸せし時は、伯母甥相互の忌服を受く。

一、養父養嗣子をなしたる後ち妻を迎へたる時は、其の養嗣子の繼母に方る。然るに養父これを養母と定めたるときは養母定式の忌服を受く。

四、「嫡母の定式」忌十日、服三十日。

一、嫡母とは妾腹の子より父の正妻を指すの稱呼なり。若し本妻死去し父後妻を娶りたる時は、本妻の子にても父の後妻を繼母と唱ふ。

一、嫡母の親類は忌服之なし。

一、父の先妻は父の後妻の子より父の先妻の子と唱へ、忌服之なし。但妾腹の子は父の後妻を嫡母とし定式の忌服を受く。(父後妻を娶りたる後生れたる子)

一、嫡母對面せざる時は忌服を受けず。

一、嫡母より妾腹の子は忌服なし。

五、「繼父母の定式」忌十日、服三十日。

一、繼父母の親類は忌服なし。

一、父死後母へ後夫を迎ふる者は之を繼父と稱し、母の連子にして後夫に養はるる者は(養子にあらず)父之を繼父と稱す。但母他へ再嫁するも其の家に連越さるる時は繼母の稱なし。

一、先妻の子父の後妻を呼て繼母と云ふ。

六、「夫の定式」忌三十日、服十三ヶ月。

一、緣組するも婚姻未濟なる時は忌服之なし。

七、「夫の父母の定式」忌三十日、服百五十日。

一、夫の父母とは舅姑を云ふ。

一、夫養子にして其の妻家女なる時は夫の實父母忌服之なし。

一、妻他女にして夫養子なる時は夫の養父母は夫の父母の定式の忌服を受け夫の實父母は忌服之なし。

一、夫養子たるときは其の妻に於て受く、夫の實方の親類は總て忌服之なし。

一、妾腹の子なる時は其の妾死するも其の妻に於て忌服之なし。

ものなる時は姑同樣に其の妻忌服を受く。

八、「妻の定式」忌二十日、服九十日。

一、婚儀未濟なる時は忌服之なし。結納取替たる時は二十日遠慮、結納取替せざる時は遠慮に及ばず。

一、妻は初後とも忌服差別之なし。
一、妻姦罪を犯し討果したる節は忌服を受くるに及ばず。

九、子

一、「嫡子の定式」忌二十日、服九十日。
相續を讓るべきものを嫡子と云ふ、故に嫡長子にても其の相續を讓らざるものは末子の忌服を受く、養子次三男にしても相續人に相立ちたる時は嫡子の忌服を受く。
一、「末子並娘の定式」忌十日、服三十日。
末子養子に差遣候とも末子同樣の忌服を受く。
娘人の養女になるとも末子定式の忌服を受く。
一、「養子の定式」忌十日、服三十日、但嗣子は養子の例にあらず。
養子實方の親類は父母を除くの外忌服半減。
父も養子其の身も養子なる時は父の實方は忌服之なし。
一、「養女の定式」忌十日、服三十日。
養女は入聟し又は他へ嫁するも忌十日、服三十日。
養女入聟し右聟其家の相續に立つ時は養父母の忌服は定式の通り之を受く。若し唯養育のみにて入聟もせず相續にも立たざる時は養父母の忌は三十日即ち服は百五十日を受く。
養方兄弟姉妹は半減其の外は忌服之なし。實方親類は定式の忌服を受く。

一〇、伯叔父姑

一、養子實方種替其の半減の忌服を受く。
「父方の定式」忌二十日、服九十日。
父養子父の實方伯父は半減の忌服、甥は忌服之なし。
「母方の定式」忌十日、服三十日。
一、離別の母の姉妹なる伯叔母は通路を爲す爲さざるに關せず定式忌服を受く。

一、他人の養女にて父に嫁したる母の異父兄弟は伯叔父の半減の忌服。

二、「兄弟姉妹の定式」忌二十日、服九十日。
一、人の養子となりたる時は實方兄弟姉妹相互に半減の忌服を受く。
一、養女になり他に嫁せし時實方半減の忌服にて祖父母伯叔父姑兄弟姉妹は何樣入組たる養子なるも半減より外に忌服減ずることなし。
一、長男本家の養子となり實方他より養嗣子を爲したる時は實方の弟の續となり兄弟互に半減の忌服を受く。
一、次男他の養子となり其の實方兄(嗣子)死去實父も死去し、一旦家斷絕の後他人其の家名を再興したるときは其の者は實兄弟の續に相成り半減の忌服を受く。

三、「異父兄弟姉妹の定式」忌十日、服三十日。
一、腹別種之を異父兄弟姉妹と云ふ。
一、後妻嫁入の節先夫の子を連越し其の後ち夫養子を迎ふる時は、其の連子と養子とは異父兄弟姉妹と見做すべく、但其の連子を後夫養子と致し置き更

に養子を爲したる時は、養方兄弟姉妹の忌服と同樣に之れ有り。

一、實母、父の妾にて他へ嫁したる後出生の子は異父兄弟姉妹の稱呼之なし。

一、異父兄弟姉妹の子にて伯叔姑及甥姪の續あるものは半減の忌服を受く、親の異父兄弟姉妹の子は忌服之なし。

一、後妻の連越したる娘と後妻其の家に於て出生の子とは異父兄弟姉妹の定式の忌服を受く、後ち其の子他へ養女に相成りたる時は異父兄弟姉妹は半減の忌服を受く。

一、娘へ聟養子を爲し女子出生後右の養子死去し、更に他より娘へ再聟養子を爲して出生したる子とは養父兄弟姉妹の續にて相互に十日の忌三十日の服を受け、其の一方の子よりは伯叔父甥姑半減の忌服を受け、伯叔父姑の方よりは甥姪半減の忌服を受く。右の甥他家の養子となる時は忌服無く、右の姪他家の養女となる時は忌服差別之なく、他の養子となり入聟するか又は他へ嫁する時は忌服之なし、而して其の實父兄弟姉妹の子と子の間に於ては互に忌服之なし。

三、孫

一、「嫡孫の定式、」忌十日、服三十日。

嫡孫は嫡長男（嗣子）の子なり。

嫡孫他へ養子に遣す時は忌服之なし。

嫡孫の方よりは實祖父半減の忌服を受く。

養父死去嫡孫承祖になるときは養祖父母は五十日の忌と十三ケ月の服を受く。

嫡孫承祖の妻祖父母の忌服は沙汰に及ばず。

一、「末孫女孫の定式、」忌三日、服七日。

他家相續の孫は忌服之なし。孫よりは實方祖父母半減の忌服を受く。

養女の子は末孫の通り忌服を受く。但養女一通りにて養父の方より緣付たる養女の子並に婚儀に付ての養女の子は忌服之なし。

次三男他家の養子となり出生の子は祖父母に於て忌服之なし。孫の方にては祖父母半減の忌服を受く。

一、「曾孫玄孫の定式、」忌三日、服七日。

娘方曾孫玄孫とも忌服なし。

嫡子の方曾孫玄孫長次三男の別なく三日の忌と七日の服を受く。養實となる時は忌服之なし。

一四、「從父兄弟姉妹の定式、」忌三日、服七日。

一、實方種替りとも忌服之なし。

一、從兄弟姉妹の子相呼て唱ふる稱にて其の母方を從母兄弟姉妹と云ふ。何れも從弟又從弟女の事なり。

一、從弟と從弟女と配偶し、而して離緣復歸せし時は互に忌服之なし。

一五、「甥姪の定式、」忌三日、服七日。半減忌二日服四日。

一、養子の實方忌服之なし。

一、異父兄弟姉妹は半減の忌服を受け、甥姪よりは伯叔父姑半減の忌服を受け、養實となる時は甥姪忌服之なし。

二六、七歳未滿

一、父母は三日の遠慮、若し日を經て聞及び候時は遠慮に及ばず。

一、七歳未滿の者の親類死去し、八歳に相成右死去の趣聞込みたるときは、父母は其の聞込みたる日より五十日の忌十三ヶ月の服を受け、其の他の親類は忌服日數殘餘あれば殘日數だけ忌服を受く、但遠慮に不及。

一、七歳未滿の者の親類死去するも一日の遠慮。

一、七歳未滿の娘に聟養子をなし養子死去婚姻未濟者は養母に相成らず伯母の忌服を受く。

一、七歳未滿の子他の養子に相成り死去候共實父母は遠慮三日、兄弟姉妹甥姪は遠慮一日。

二七、聞喪

一、遠國に於て親類の死去せしを聞込みたるを聞喪と云ふ。父母の死は其の聞込みたる日より更に五十日の忌十三ヶ月の服を受け、其の他の親類の忌服は聞込みたる日に於て未だ忌服の殘餘あれば其の殘る日數を受け、已に忌の日數を相立ちたる時は其の日一日遠慮。

二八、重忌服

一、例へば父の忌服明けざる內に母死する時は之を重る忌服と云ふ。然る時は母死去の日より更に五十日の忌と十三ヶ月の服を受け、父の忌服の殘餘は

之を受けず。

一、重き忌服の內に輕き忌服を受くる時、其の重き忌服中に輕き忌服の日數終るときは、別に忌服を受くるに及ばず。例へば父方祖母の忌服三十日服百五十日の間に於て從弟の忌三日服七日を受くるが如き類を云ふ。

忌服中の心得。

一、終りを愼み、遠きを追ふは、德義上最も大切なることなれば、其の近親の喪に遭ひ、或は知友を失ひたる時等は、謹みて哀悼の情を表すべし。殊に兩親夫の喪の如きは、其の身分の程度に應じて出來得る限り鄭重に葬儀を行ひ、萬事遺憾なき樣にすべし。古語に「喪は收めんよりは寧ろ戚むに如かず。」とあり。即ち形式の整備せんよりも情神のこもれるを可とするなり。換言すれば外見の飾り盛んならんよりは、寧ろ內部の情厚からんことこそ、望ましけれと云ふ意なり。

兩親・夫の喪に服する時の心得。

一、忌服とは御大喪並びに血緣の人の死去したる時其の忌に服することにして、神事又は公の場所に出づるを憚る意なり。服とは喪服のことにして、喪服を着くる間を云ひ、一定期間後に此の服を去るを除服といふ。

忌服及び除服に關する心得。

一、服忌中は諸事謹愼を旨とすべし。

服忌中は諸事謹愼を旨とすべし。

一、服忌中は服忌令（第五章學生の心得服忌令の部をも參照すべし。）の精神を體し、諸事謹愼を旨とすべし。

官公職にある者及び學生除服出仕と除服を命ぜられたる時の心得。

一、官公職ある者、除服出仕を命ぜられたる時は、出勤して執務すべし。學校生徒も除服を命ぜられたる場合には、忌中なりとも、出校して課業を受くるも差支なし。

忌中の心得。

一、忌中は殊に行動を愼み、墓參の外は成るべく外出せず、萬事につき謹愼の意を失はざる樣に注意し、物見・遊山等に行かざるは勿論、祝賀及び各種の宴會の席に出席し、又は神社等に參拜する等のことは、總べて遠慮すべし。

忌中には新年賀詞の贈答又は訪問をなすべからず。服中避くべき事項。

一、忌中は、新年其の他の賀詞を贈答せざること、或は祝賀の席に招待せざること、又物見・遊山等に誘引せざる樣に注意し、諸事相當の遠慮を爲すべし。

忌中の人に對する心得。

一、服中も物見・遊山・祝賀の場所に臨む事は成るべく遠慮し、尚婚姻等は避くべきことなり。

一、現今服忌に關しては、新に制定せられたる法令上の規定なけれども、大體は舊來の服忌令に準據すべし。

西洋の服忌に關する心得。

一、西洋にては喪の第一期中は劇場・舞踏會・音樂會・談話會・宴會・競馬會の如き遊樂場若しくは集會場に行くを許さず。第二期は舞踏會の外は出席するを得。第三期卽ち最終期に至れば、舞踏會にも列することを得るなり。）

墓碑をたつべき時。

一、墓碑は一週忌後に建つるを古來普通の例とす。然るに現今の實際は此の時期より早きものあり。又後るることもあり。家例によつて宜しきに從ふべし。

喪主の忌明後の心得。

一、喪主忌明にならば、葬儀に列したる人人に對して挨拶を述べ、且つ香奠花料等を贈りたる人に對して、香奠返をなすべし。香奠返の方法は地方によりて異なれども、大概は蒸物・餅・袱紗其の他相當の物品を贈りて、挨拶をなすを普通の例とす。（第二十章贈答の心得の部を參照すべし。）近來香奠返へしを爲さずして、其の料を公共事業或は、慈善事業に喜捨するものあり。

香奠返の方法。

記念分けの注意。

一、記念分けとて死者の生前に使ひ慣れたる衣服・調度等を記念として、近親者及び知人等に頒かつこと古來の慣例なり。これは死者を記念する爲めの趣意なれば、其の品物の善惡・多少は別として、其の死者の生前愛好したりしもの即ち詩歌・書畫・衣類等を頒つも適當なりとす。

家例及び祭祀に關する心得。

第二十四章　家例及び祭祀に關する心得

我が家憲及び家例は、之れを尊重して遵守實行すべし。

一、我が父祖の定めたる家憲及び家例は、之れを尊重して遵守實行すべし。

神棚・佛壇等に對する心得。

一、神棚佛壇等に對しては、家例に從ひて、毎朝若しくは時時禮拜をなし、祖先の恩を感謝すべし。

一月一日の心得。

一、一月一日には夙に起き、家内を清め、床には鏡餅を供へ、當日相當の服裝を整へ、天皇陛下の御眞影を拜し奉り、神棚及び祖先の靈壇に對して拜禮をなし、父母・長上の前に出で、恭しく新年の祝詞を述べて其の健康を祝し、又家族互に祝詞を交換すべし。尚當日は家例に依りて注繩飾をなし、門松を立て、雜煮を祝ふべし。

祖先の靈壇・墓地に對する心得。

一、祖先の靈壇に對しては、其の家例に從ひて、年祭祀又は年忌の法要を營み、又其の忌日には墓參を爲すべし。墓地は其の修理掃除等に注意すべし。

家に吉凶其の他の大事ありたる時の心得。

一、我が家庭に吉凶其の他の大事ありたる時は、之れを祖先の靈壇に告白して、禮拜を爲し、又之れを親戚故舊にも通知すべし。

我が家庭の諸儀式及び交際の方法等は家憲及び家例の示す範圍内に於いてすべし。神佛を拜する時の心得。

一、我が家庭に於ける吉凶に關する諸儀式及び交際の方法等は、家憲及び家例の示す範圍内に於いて實行すべし。

新年兩親に祝詞を述ぶる圖

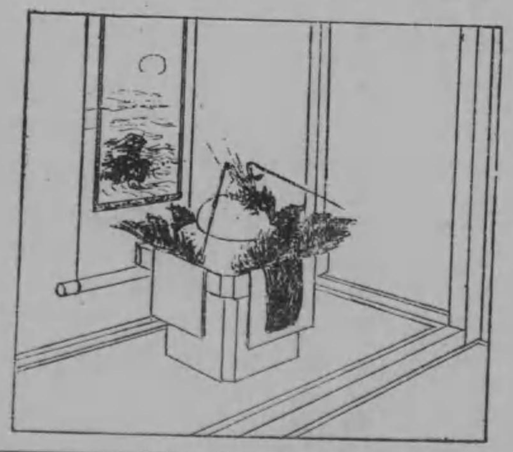

一、神佛を拜するには豫め身體を清むるは勿論、其の際特に盥嗽するを要す。

祭祀・法要は鄭重に行ふべし。
祭日・忌日に於ける食事の注意。
祭日・忌日の心得。
神式に於ける祭典の心得。
佛式に於ける法要の心得。

一、祭祀・法要を營みて追善を爲す等は、皆祖先の德を追慕する心より出づるものなれば、誠意を籠めて、之れを鄭重に行ふべし。

一、祭日又は忌日に親戚・知人等を招待して食事を供する場合は、主客共に追慕の念を失はざる樣に注意すべし。

墓參する圖

一、祭日・忌日には、家の內外を掃除し、身體を清潔にし、身分相應の祭典・供養を營むべし。

一、神祭には、初日祭・五日祭・十日祭・二十日祭・五十日祭・百日祭・一週年・五年・十年・二十年・三十年・五十年・百年祭等にして、其の後は百年毎に祭事を行ふべし。此の時は、祖先の靈前に、式場を設け、水・鹽・酒・洗米・菓子・野菜・海藻・魚類等を備へ、神官を招きて祭典を營むべし。

一、佛式にては、初七日・二七日・三七日・四七日・三十五日・四十九日・一週忌・三週忌・七回忌・十三回忌・二十三回忌・二十七回忌・三十三回忌・三十七回忌・五十回忌・百回忌等にして、其の後は五十年毎に法要を行ふなり。此の時は菓子・精進料理の膳及び香華を供へ、燈火を揭げ、僧侶を招きて、法要を營むべし。又祭祀・法要を營む當日は、墓參り或は寺參りをなすべし。

一、神道の祭祀又は佛法の法會に招待を受けたる場合は、玉串料・香料・花料又は適宜の物品を靈前に供ふるを普通の例とす。

祭祀・法會等に招待を受けたる時の心得。
外國人に對する心得。
握手の禮の心得。
握手の禮の形式。

第二十五章　外國人に對する心得

第一節　握手の禮の心得

一、握手の禮は、歐米人に對して行ふべき禮式なり。握手の禮を行ふには我れより妄りに手を出すべきものにあらず、其の手を出すべき順序は彼の國の作法に於いては、婦人より男子に、尊長より卑賤に、年長より若年に、主より客にするを禮とす。（歐米人相逢へば必ず握手の禮をなすかと云ふに、決して然らず、時によりては、目禮のみをなして、握手の禮をなさざることあり。）されば、歐米諸國に於いて、王公貴人より握手の禮を賜ふなどいふ語を用ふるは、此の譯なり。而して其の握り方は、緩かに着實溫和なるべし。強

握手は右の手にて行ふべし。

握手の禮を行ふ時の手袋につきての心得。

西洋人と握手の禮をなす圖

握手の際手を出す圖

く握るは、親密の間柄に限るなり。

一、握手の禮を行ふ場合には、右手を出し、先方の目に注目し、先方より出されたる右手を取り、凡そ一呼吸の間靜かに握るべし。

一、握手の禮を行ふ際、手袋を穿ちたる時、先方に於いて手袋を穿ちたる場合は己れも手袋を脱するに及ばず。若し先方に於いて手袋をつけざる時は、己れも亦脱すべし。

一、握手の禮を行ふ時は、起立すべきは勿論、容儀を整へ、姿勢を正しくすべし。(歐米人は婦人の着

尊長より握手せらるる時の心得。

握手の禮を行ふにつき注意すべき諸件。

椅したる場合に於いて男子と握手する時は、年齢若しくは身分の差異ありたる間柄にあらざれば婦人は起立せざるも失禮となさず)

一、尊長より握手の禮を與へられたる時は、謹みて手を差出すべし。此の時尊長は椅子に倚りたるままなるを普通とす。

尊長と握手する圖

一、握手の禮を行ふ時に、手或は體を振るが如き所爲をなすは野鄙に見えて且つ失禮なり。

一、握手の禮を行ふ時に、無暗に先方の手を強く握り締め、或は冷淡なる握り方を爲すが如きも、共に失禮なり。

一、己れの右の手又は指に腫物、傷等ありて握手の禮を爲す能はざる時は、其の失禮を謝し、左手を以つてこれに換ふるも差支なし。

未婚の男女間にありては、妄りに握手すべからず。握手は敬意と親密とを表する禮式なり。

一、未婚の青年男女の間にありては、妄りに握手の禮を行ふべからず。

一、握手の禮は、敬意を表すると共に、親密の情を表する禮式なり。故に未婚の男子及び尊長に對し、妄りに手を出して握手を求めんとするが如きは、禮にあらざるなり。

外國人と交際する心得。

第二節　外國人と交際する心得

外國人と交際するには、明治三十二年七月下し賜ひし詔勅の御旨趣に副ひ奉り、國民一同愼重の態度を取り、寬大の度量を以つて、能く遠人を懷け、我が帝國國民たる品位を保ち、益〻帝國の光輝を世界に發揚せんことを期し、常に諸外國人と圓滿なる交際を繼續することを心掛くべし。

一、外國人と交際するには、明治三十二年七月改正條約實施の際、明治天皇の下し賜ひし詔勅の御旨趣に副ひ奉り、國民一同愼重の態度を取り、寬大の度量を以つて、能く遠人を懷け、我が帝國國民たる品位を保ち、益〻帝國の光輝を世界に發揚せんことを期し、常に諸外國人と圓滿なる交際を繼續することを心掛くべし。

外國人に對しては愼重の態度を執り、寬大の度量を以つて接遇すべし。

一、外國人に對しては、常に溫和・快活の態度を持し、親切に接遇し、苟くも傲慢・無禮の行爲あるべからず。

道路又は店先等に於いて、外國人の身邊を圍繞するは失體なり。

一、道路又は店先等に於いて、外國人の身邊を圍繞し、且つ附隨するが如きは、己れ之れを爲さざるのみならず、他人の爲し居るあらば、之れを止むるやうに、注意を與ふべし。

外國人と交際するに、我が國家の體面を傷つくるが如きことあるべからず。

外國人と交際するには、我が國家の體面を傷つくるが如きことあるべからず。

外國人と交際するには胸襟を開きて快談すべし。

外國人に對しては、殊に言語・動作を謹み、彼れの感情を害せざるや注意すべし。

外國人に對しては、殊に言語・動作を謹み、彼れの感情を害せざるや注意すべし。外國人に對しては、深き同情を以つて交るべし。

外國と交際するには、彼我國體の相違せることにつ

一、外國人と交際するに當りては、勉めて優遇・款待すべきは固より望む處なれども、如何なる場合に於いても、我が國家の體面及び日本人たるの品位を傷けざる樣に注意すべし。

一、外國人と交際するに當り、彼れ等の要求する處にして差支なき限りは、胸襟を開きて快談し、其の來遊を喜び、諸種の便宜を計る等、總べて高尚なる德誼と禮法の本旨とにより、益〻其の親善を重ね、彼我の幸福を增進する事を心懸くべし。

一、外國人と交際するには、殊に言語・動作を謹み、些細の行違より彼れをして惡感情を抱かしめざる樣に注意すべし。

一、外國人の我が國に來たるもの、多くは我が國の言語に通ぜず、又風俗・習慣等異なるを以つて、何事につけても誤解を來たし易し。故に能く、彼れ等の意中を推察し、深き同情を以つて相交り、不安・不快の念を起さしめざる樣に心掛くべし。

一、諸外國の國體其の他の事情は、我が國體と異なり、我が國情と相違する點多きを以つて、若し我が國體の事に關し誤解等の事あらば、懇に說明して、

其の誤解を氷解せしむることに努むべし。

一、勅語捧讀及び國歌(君が代)を奏する場合は、諸外國人をして敬意を表せしむべく、仕向くること肝要なり。

一、外國人と談話中好機あらば、我が國體は上に萬世一系の聖天子を戴き無上の光榮を荷ふ國民なることより、我が皇室の尊嚴にして且つ仁慈にあらせられ、國民を見給ふこと父母の赤子に於けるが如くなること、及び國民が皇室に對し奉りては至誠の敬意を表し、一朝事ある時は身命を擲ちて盡くすが國民の本分たるを深く辨へ居ることを、知らしむべし。

一、外國人と談話中、我が皇室のことに亘る時は、殊更に姿勢を正して威儀を整へ、相當の敬語敬稱を表し奉るべし。又外國の君主主權者等に關する談話も、亦然り。

一、菊花の御紋章は、我が皇室に限り用ひさせ給ふものなれば、其の他の者は何人たりとも決して之れを模倣すべからざるものなること、(但し官幣社國幣社に於ける、社殿の裝飾及び社頭の幔幕提灯に限り、菊の御紋章を用ふることを許され、又一般社寺にも從前より神殿佛室に裝飾したる分に

談話中の語、我が皇室の事に亘る時は、殊に敬意を表すべし。外國の君主に對するも、同樣の心得あるべし。菊花御紋章の事を外國人に知らしめ置くべし。

き、誤解なきやう注意すべし。

勅語捧讀及び國歌(君が代)を奏する場合の禮式は、外國人に對し話聞かすを宜しとす。

外國人に對して我が國家は世界無二の國體たることを常に念頭に持つべし。

限り、菊御紋の存置を許さるる旨、明治七年及び明治十二年太政官より達せられたる事」を懇に說明すべし。

一、諸外國人が其の各自の本國に於ける國歌を吹奏する場合は、其の歌を合唱するとせざるとに拘はらず、彼れ等の爲す態度と同一の態度を取り、(彼れ起立せば、我れも同時に起立するが如きを云ふ。)同情敬意を表すべし。

一、歐米諸國の貴婦人紳士は、禮儀作法の心得に精通して社會交際の道に熟達せるにより、我れよりは常に誠意を以つて接し、假初にも輕卒なる振舞あるべからず。

一、汽車汽船電車等に於いて外國人同乘し居る時は、彼れ等に席を讓るは勿論、手荷物等ある時は、一層注意して彼れに便宜を與ふべし。

一、外國人より道路方角名勝古跡等を問はれたる時は、懇に敎ふべし。

一、外國人と交際するには、其の氏名容貌を確實に記憶すると共に其の本國に於ける故郷の地名等をも記憶し置くべし。

一、外國人に對して其の年齡を問ふこと及び其の面貌を見詰むるなどのことは、彼れの最も嫌ふ所なり。

外國の國歌を奏する時は、外國人と同一の態度を執りて敬意を表すべし。

歐米諸國の人には、禮儀作法に精通せることを念頭に持ちて交際すべし。

外國人と汽車汽船等に同乘する時の心得。

外國人より道路名勝等を問はれたる時の心得。

外國人と交際するには、彼れの氏名及び其の故國の事を記憶し置くべし。

外國人に對して其の年齡を問ひ、或は其の面貌を見詰むるなどは、彼れの最も嫌ふ所なり。

外國人を訪問する時の服裝・履物等の注意。

一、外國人の官衙・商館・居宅を訪問する時は、服裝の清潔に注意すべきは勿論、靴其の他の履物等に塵泥の附着せざる様にすべし。

外國人を訪問する時は、右手は常に明け置くべし。

一、外國人を訪問する時は、玄關にて左右の手袋を脫し、携帶品を盡く左手に移し、右手は何時にても直ちに握手の出來得る様に用意し置くべし。

外國人と談話上注意すべき諸件。

一、外國人と談話するには、先づ何れの國語にて話すべきかを尋ねて後先方の話し得る語にて談話すべし。

一、外國人との對話は、簡單明瞭を主とし、必要事項に止め、且つ成るべく其の時間を短縮することに注意すべし。

一、外國人より談話を試むる際、外國語に通ぜざるの故を以つて默する事なく、外國人の欲する所と思料する點とを日本語にて應答すべし。

一、外國語研究中の者にして、其の實地研究の目的を以つて、不必要の談話を外國人に試むる等のことなき様注意すべし。

一、外國人と談話する時は、彼の國の風俗・習慣等を尋ねて、見聞を博むることに注意すべし。

一、外國人と談話する時政治・宗教等に關する事柄はなるべく避け、教育・美術・文學・地理等のことを話題とする様に注意すべし。殊に赤十字社の事業に關する事項等は好個の話題なるべし。

外國人の信仰せる宗教を、彼是批評するは失禮なり。

一、外國人に對し、彼れ等の信仰せる宗教の事を誹毀・侮辱・排斥する等の言論をなすべからず。

外國人に贈り物をなす時の注意。

一、外國人に贈り物をなす時は、豫め先方の内意を聞き、其の嗜好に適せるものを選擇するを可とす。

外國人に贈るべき物品は我が國の特産物を擇ぶべし。

一、外國人に贈り物をなす時は、我が國の特産物即ち陶磁器・漆器・名所・古跡の繪葉書・織物等の物品中に就きて選ぶべし。

外國人に對しては、其の長所・美點を賞揚・讃美すべし。

一、外國人に對しては、彼れ等鄉國の美を賞揚し、或は其の人の長所を讃美するは交際上の禮なり。然るに徒に巧言・令色・諂諛に渉るが如き言語・態度をなすは深く戒むべきことなり。

外國人と交際するには彼我の間に起りし國際上の問題若しくは戰爭等の事を語らざる様に注意すべし。

一、外國人と交際するには、彼我の間に起りし國際上及び戰爭の事は、語らざるやうに注意すべし。

一、西洋人の我が國に滯留するものに對しては、其の交際の親疎に拘はらず、萬里の山河・波濤を超えて渡來せる遠國の珍客なることを考へ、其の無聊・旅情を慰むる

不便を察して、旅情を慰むることに務むべし。

一、諸種の集會・宴會等ある時は、外國人を成るべく其の席に招待し、異邦の珍客を歡迎・優遇して名譽の席を與へ、以つて敬愛の誠意を表すべし。

一、外國人の滯留するものに對しては、我が國の地理・歷史・風俗・人情・教育等の實況を說明し、猶閑暇ある時は、名所・舊跡・學校・赤十字社・製造場・博物館等に案內し、實地につきて指導・說明の勞を取るべし。

一、外國人の到着・出發の際は、波止場若しくは停車場まで送迎すること交際上必要なり。

一、右送迎の際、其の主人公なる貴人に對し、花束或は花籠を贈る等の事は、外國人の最も喜ぶ所なり。花を贈る事は第二十章贈答の心得を參照すべし。

一、又場合によりては、歡迎・送別等の宴會を催し、或は講演會・茶話會・園遊會等を開き、彼れ等を招待して其の誠意を表すべし。

一、外國人に對して衣類の裏及び皮膚を露はすことの失禮なるは勿論、談話の中にても皮膚・裸體等の語を口にすべからず。又ズボン・シャツ・ズボン下・靴下・足袋等の語を發せざる樣に注意すべし。

外國人到着・出發等の際は送迎すべし。

場合によりては花束・花籠を贈り又は諸種の會合を催して彼れ等を慰むべし。

やうに注意すべし。

外國人に對しては諸種の集合に招待して、名譽の席しを與ふべし。

一、支那人は其の辨髮に他人の手を觸るる等の事は、彼れ等の最も嫌ふ所にして且つ失禮なれば其の心得あるべし。

一、外國人に對しては、其の個人の吉凶・禍福は勿論、其の本國に於ける國家の吉凶・禍福も、又個人と同樣に厚き同情を表すべし。

一、外國人に對しては毎日相逢ふことありとも、別かるる際には、殊に愉快なる態度を以つて親切なる言葉をのこすことを忘るべからず。

一、外國人と同行散歩する場合は、務めて步調を同一にするやうに、心掛くべし。

一、外國人に物品を賣る時に、殊更に其の代價を高くし、或は粗製品を善き品物なりと云ひて賣り附くるなどは、共に無禮なるのみならず、不德義の甚だしきものなり。

一、外國に旅行する者は、彼の國の風俗・人情・習慣等に悖らざるやう其の國法に遵ひ、彼れ等の感情を害せざるやうに注意を拂ふこと肝要なり。

一、外國人の主催に係る音樂會・舞踏會・夜會・晩餐會・園遊會・茶話會・懇談會を初め、其の他各種の宴會・集會等に招待を受けたる時及び外國人の發着すべ

支那人に對する心得。

外國人に對しては、厚き同情を以つて接すべし。

外國人と別かるる時は、親切なる語をのこすことを忘るべからず。

外國人と同行散步する時の心得。

外國人に物を賣る時の心得。

外國に旅行する時の心得。

外國人の主催に係る諸會に出席する心得。

き波止場若しくは停車場等に迎送すべき場合には、用務を繰合せ、務めて出席し、以つて彼れ等に對する我が誠意を表すべし。

外國人を見送する時の心得。

一、前項の如き場合に出席する時は、殊に其の服裝等に注意を拂ひ、其の宴會集會等の性質、種類により、和服ならば、白襟紋附丸帶、小紋紋附、縞紋附、袴（羽織は着せざるを正式とす。）ならばローブデコルテー、ローブデモンタント、ヴイジチングドレッス等、其の時宜に適當なる服裝をなすべし。

外國人より招待せられて出席する時の心得。

一、己れ主催者となりて外國人を招待する時も、前項同樣の心掛あるのみならず、會場、食堂等の設備、裝飾等には殊に綿密なる注意を拂ひ、聊かの遺漏なきやう、彼れ等を滿足せしむるやうに接遇、款待すべし。

外國人を招待する時の心得。

一、外國人に對して交際するには、日本國民として殊に淑女として其の面目を傷つけざる範圍に於いて、彼れ等を優遇、款待し、禮儀を盡くして滿足悅服せしむべし。此の如くするは即ち我が國の淑女として日本國民たるの品位を高め、我が國光を發揚する所以なることを忘るべからず。

外國人に對し禮儀を盡くすは、我が帝國淑女たるの品位を高むる所以なり。

終

圖說女子作法要義附錄目次

文部省發布師範學校・中學校作法教授要項調査報告書……一

文部省發布師範學校・中學校作法教授要項……一

第一章　居常の心得……一
第二章　姿勢及進退……三
　第一節　姿勢……三
　第二節　歩行及廻旋……三
　第三節　着椅・離椅竝著座・起座……四
　第四節　建具の開閉・出入……五
第三章　敬禮……六
　第一節　敬禮の心得……七
　第二節　普通禮……七
　第三節　最敬禮……七
　第四節　行幸啓拜觀の場合の敬禮心得……七
　第五節　通過・行逢及教室内の敬禮心得……八
　第六節　著帽したる場合の敬禮心得……九
第四章　服裝……一〇
　第一節　服裝の心得……一〇
　第二節　禮服……一一
第五章　授受・進撤……一三
　第一節　授受・進撤の心得……一三
　第二節　茶菓……一三
　第三節　用具……一四
　第四節　文書……一五
第六章　招待及應招……一六
　第一節　招待の心得……一六
　第二節　應招の心得……一六
第七章　食事及饗應……一八
　第一節　食事の心得……一八
　第二節　日本食及其の饗應……一八
　第三節　西洋食及其の饗應……一九
第八章　言語・應對……二〇
　第一節　稱呼及敬語……二一
　第二節　應對の心得……二二
第九章　訪問の心得……二三
第十章　祝賀・告送別・慰問・弔問等の心得……二五
第十一章　接遇の心得……二七

第十二章　紹介の心得……二八
第十三章　贈答の心得……三〇
第十四章　集會の心得……三一
第十五章　通信及交通……三二
第一節　通信の心得……三二
第二節　交通の心得……三三
第十六章　祝祭日の心得……三四
第十七章　家例及祭忌……三五
高等女學校修身作法教授要目（文部省訓令）……三六
文部省發布小學校作法教授要項の凡例……三九
文部省發布小學校作法教授要項……四〇
第一　居常の心得……四〇
第二　姿勢……四一
第三　起坐……四一
第四　敬禮……四二
第五　歩行……四五
第六　戸・障子の開閉……四六
第七　言語・應對……四六
第八　訪問・迎接……四八
第九　祝賀・見舞・弔問・會葬・家例及祭忌……五〇
第十　招待……五二
第十一　告送別及送迎……五五
第十二　進物……五五
第十三　授受・進撤……五五
第十四　食事……五五
第十五　集會……五七
第十六　祝祭日に關する心得……五八
第十七　船車に關する心得……五八
第十八　物品の貸借……五九
東京女子高等師範學校附屬高等女學校修身科（作法）教授細目……六〇
第一學年　第一學期修身科（作法）……六〇
第一學年　第二學期……六一
第一學年　第三學期……六二
第二學年　第一學期……六三
第二學年　第二學期……六四
第二學年　第三學期……六四
第三學年　第一學期……六五
第三學年　第二學期……六五

第三學年　第三學期……六五
作法教授の要旨……六七
奈良女子高等師範學校附屬高等女學校修身科作法教授細目（其の一）……六九
甲要目……六九
第一學年……六九
第二學年……六九
第三學年……六九
第四學年……六九
補習科……七〇
乙細目……七〇
第一學年……七〇
第一章　日常の心得……七〇
第二章　應對及び言語……七二
第三章　起居・動作……七三
第四章　敬禮……七五
第五章　建具類の開閉……八〇
第二學年……八一
第一章　物品の授受・進撤……八一
第二章　容儀及服裝……八八
第三學年……九一
第一章　室内設備……九一
第二章　訪問の心得……九五
第三章　送迎及び應接……一〇三
第四學年……一〇六
第一章　招待及び應招……一〇六
第二章　食事……一〇八
第三章　贈答……一一一
第四章　贈物……一一三
第五章　其の他一般の心得……一一七
奈良女子高等師範學校附屬高等女學校修身科作法教授細目（其の二）……一一九
學習院女學部中學科躾方及作法教授豫定表……一三〇
第一學期　躾方及作法豫定表……一三〇
第二學期　躾方及作法豫定表……一三一
第三學期　躾方及作法豫定表……一三二

圖說　女子作法要義附錄目次　終

圖說 女子作法要義附錄

師範學校 中學校 作法教授要項調査報告書

本委員會は曩に小學校作法教授要項の調査を決了し引續き師範學校及中學校の作法に關し本要項の調査に著手せり明治四十三年十月以後委員會を開きたること三十有九回其の間別に整理委員會を開きたること十回審議の上決定したる所別冊の如し仍て茲に之を報告す。

明治四十四年八月

作法教授事項調査委員長 田所美治

文部大臣小松原英太郎殿

例言

一本要項は師範學校(男生徒)及中學校生徒に課すべき作法教授事項の標準を示さんが爲に選定したるものにして禮法上普通にして適切なりと認めたる形式及

心得を列擧したるものとす。

二本要項の章節は一に記載の便宜上之を設けたるに過ぎずして固より教授の順序を示したるものにあらず尙又作法の形式は各地方の慣例・習俗に由來するもの多く其の因襲久しきに及べるものゝ中には必しも之を一律に改めしむるを要せざるものなしとせず故に本要項に記載せる事項は土地の情況・學年の高下等に依りて適宜斟酌を加ふべきものとす。

三本要項は修身科教授・講堂訓話等の際に於て之を說示し生徒平生の行爲をして之に依據せしめんことを要す而して師範學校生徒に在りては他日師表として兒童に儀範を示し又之に教授すべき任務を負へるものなるを以て禮儀の精神を會得し且其の實行に熟せしめんことを要すと雖も中學校生徒に在りては教授時間其の他の關係上之が實習を課すべき機會乏しきを以て事項に依りては單に其の旨趣を知了せしむるに止むるの已むを得ざる場合あるべし。

四作法教授の目的は品性の陶冶に資するに在るを以て本要項に拘泥して教授の本旨を誤り或は生徒をして邊幅を飾り若くは華奢に涉らしめ或は濫に生徒の活動を檢束して柔弱ならしむるが如き弊に陷ることなく常に作法教授の精神を失はざらんことを期すべし。

五作法は平素全校職員に於て機會ある毎に懇切に之を指導すべきのみならず常に生徒の家庭と相待ちて其の實行に留意し以て作法教授の成績を擧げんことを力むべし。

師範學校・中學校 作法教授要項（文部省調査）

第一章　居常の心得

一常に儀容の端正ならんことに注意し粗暴に涉り情弱に流るゝが如きことあるべからず。

二起臥・食事其の他、日常自己の爲すべき事に就きては一定の規律を守るべし。

三他人に迷惑を及し又は己の便宜のみを圖るが如き擧動あるべからず。

四身體は常に之を淸潔にすべし。

五衣服・履物其の他、身邊の物品は常に其の整頓に注意すべし。

六自己の服裝・風采等を街ふが如きことあるべからず。

七外出せんとするときは躁め行先・歸宅の時刻等を告げて父母又は長上の許可を受くべし。

八外出・歸宅の際には父母又は長上に挨拶すべし。

九隊見・立聞・耳語等を爲すべからず。

第二章　姿勢及進退

第一節　姿勢

一直立の姿勢

兩足の踵を接し足尖を凡そ六十度に開き上體を眞直に保ち下腹部に稍〻力を入

るゝやうにし兩手は自然に垂れ口を閉ぢ眼は前方を正視すべし。

二 著椅の姿勢

成るべく深く腰を掛け足を正しく床上に揃へ上體及下腹部は直立の姿勢に於ける如くし兩手は膝の上に置き若くは輕く之を組み口を閉ぢ眼は前方を正視すべし。

三 正座の姿勢

兩足の拇指を少しく重ねて坐し上體を眞直にし下腹に稍〻力を入るゝやうにし兩手は膝の上に置き若くは輕く之を組み口を閉ぢ眼は前方を正視すべし。

第二節　歩行及廻旋

一 歩行の際は姿勢を正しくし歩調を整ふべし。

二 室内は勿論、廊下・階段等に於ても靜に歩むべし靴の儘なるときは爪先に稍〻力を入れ音のせざるやうに注意すべし。

三 室内を歩行するときは敷居を踏み又は物を跨き越え若くは器物等に躓かざるやうに注意すべし。

四 道路は通常左側を歩むべし但し軍隊に逢ひたるときは右側に避くべし。

五 尊長と同行するときは少しく後れて隨行するを禮とす隨行の際は濫に他人と談話等を爲すべからず。

六 老人・幼者・婦人等に逢ひたるときは道を讓り又同行の際は成るべく之を保護するやうに注意すべし。

注　意

道路歩行中慣むべきこと左の如し。

(イ)杖を振廻し又は履物を引摺ること。

(ロ)人道・車道の別を紊すこと。

(ハ)街路に佇立して他人の通行を妨ぐること。

(ニ)街路に於て放歌し口笛を吹き其の他喧騒に渉ること。

(ホ)濫に街路に痰唾を吐き又は紙屑等を棄つること。

(ヘ)通行人を凝視し若くは其の容貌・服裝等を批評すること。

(ト)歩行中食物を口にすること。

七 廻旋せんとするときは先づ向はんとする方の足を斜に後に引くと共に其の方に徐に廻るべし。

八 廻旋するには上座に向ひて廻るを通例とす。

第三節　著椅・離椅竝著座・起坐

一 椅子に著くには先づ其の左側(左方上座なるときは右側)に於て兩足を整へて敬禮し右手(又は左手)を椅子に掛け左足(又は右足)より迯みて著椅の姿勢を取るべし。

注　意

人と相對して著椅せる場合は足を組まざるを禮とす。

二 椅子を離るゝには先づ其の前に立ち右手(又は左手)を椅子に掛け左足(又は右足)

より斜に椅子の左側(又は右側)に退き敬禮すべし。

三 座に著くには兩足を揃へて兩手を膝に添へ左足を少しく引き先づ左膝を突き次に右膝を突くと共に兩膝を揃へて坐すべし。

四 座を起つには兩手を膝に置き先づ兩足を爪立て右膝を少しく立て上體を屈せざるやうに徐に立上るべし。

第四節　建具の開閉出入

一 他人の室に入らんとするとき日本室の場合には先づ許可を受くべく西洋室の場合には先づ輕く扉を叩きて應答を俟つべし。

二 扇を開閉するには右開の場合は右にて把手を取り之を開くと共に旋りながら室内に入り内側の把手を左手に持替へ靜に正しく閉づべし。左開の場合は此の反對に爲すべし。

三 戸・障子・襖等を右に開くには右手を引手に掛けて先づ少しく開き次に左手にて適度に押開くべし又之を右に閉づるには右手にて引寄せ左手に掛けて靜に正しく閉づべし。

左に開閉する場合は此の反對に爲すべし。

尊長の座敷に在る場合は疏きて之を開閉すべし。

四 簾等の掛りたる所を入るには其の一端を前方に押出し出るには手前に引くべし場合に依りては兩手にて捲上げ潜り入りて靜に之を下すべし。

第三章　敬禮

第一節　敬禮の心得

一 總て敬禮は恭敬の意を表することを旨とすべし。

二 總て敬禮は適當なる場合に於て之を行ふべし。

三 總て敬禮を受けたるときは必ず答禮を爲すべきものとす。

第二節　普通禮

一 立禮に於ては先づ直立の姿勢を取り先方の眼に注目し上體を徐に屈すると共に手は自然に下げて其の指尖を膝頭に近づかしむるを度とす但し殊更に頸を屈すると膝を折るとは共に宜しからず。

二 坐禮に於ては先づ正坐の姿勢を取り先方の眼に注目し兩手の指を揃へ膝前に八字形に置きて指尖の間を二三寸とし徐に上體を屈し頭は座面より凡そ二三寸の所まで下ぐるを度とす但し殊更に頸を屈すると腰を上ぐるとは共に宜しからず。

第三節　最敬禮

一 立禮に於ては先づ直立の姿勢を取り先方の眼に注目し上體を徐に屈すると共に手は自然に下げ其の指尖を膝頭に達するを度とし凡そ一呼吸の後、徐に原姿勢に復すべし但し殊更に頸を屈すると膝を折るとは共に宜しからず。

二坐禮に於ては先づ普通禮に準し兩手の食指を相接せしめ兩肘を膝側に近づけ徐に俯伏して額の手甲に達するを度とし凡そ一呼吸の後徐に原姿勢に復すべし但し殊更に頸を屈すると腰を上ぐるとは共に宜しからず。

第四節　行幸啓拜觀の場合の敬禮心得

一通例行幸啓を拜觀するには豫め朝・引廻し・合羽等を脫ぎ傘を疊み容儀を整へ御車御通過の際最敬禮を行ふべし但し雨天の際は雨具の儘行ふも差支なし。

二行幸啓は塀越又は高き位置より拜觀すべからず。

三行幸啓拜觀の際は靜肅を旨とし喧噪亂雜の擧動なく御行列の通過を俟ち徐に退散すべきものとす。

四拜觀者雜踏の際は幼者・婦人・老人等には成るべく前列の位置を讓るを宜しとす。

備考

行幸啓の節學生・生徒敬禮方(明治四十三年文部省訓令第十八號)

一武裝携銃の場合

學校長及職員は全隊の右翼に指揮者は各中隊の右翼に位置し豫め劍を銃に裝せしめ前疆の見えたるとき「氣を付け」の號令を下し直立不動の姿勢を取らしむ御車が中隊の右翼約十歩に近づきたるとき「捧銃」の號令にて一齊に捧銃をなさしめ御車が中隊の左翼約十歩を過ぎたるとき元の姿勢に復せしむ。

二武裝せざる場合(女生徒を含む)

御車が中隊の左翼より通過するときは學校長・職員及指揮者は左翼に位置す。

學校長及職員は全列の右翼に指揮者は各組の右翼に位置し前疆の見えたるとき「氣を付け」の號令を下し一齊に脫帽せしめ直立不動の姿勢を取らしむ御車が指揮者の前に達したるとき「禮」の號令にて敬禮せしめ體の上部を約三十度前方に屈せしむ)徐に元の姿勢に復せしむ。

御車が組の左翼より通過するときは學校長・職員及指揮者は左翼に位置す。

第五節　通過・行逢及教室内の敬禮心得

一神社・御陵等の前を通過する場合には脫帽して敬禮を爲すべし。

二人の前を過ぐるときは會釋すべし。

三尊長の前を過ぐるときは少しく體を屈め凡そ二三歩手前にて斜に先方に向ひ場合に應じて立禮を爲すべし。

四尊長我が前を過ぐるときは立ち又は坐せる儘敬禮を爲すべし椅子に凭れる場合は之を離れて立禮を爲すべし。

五我が前を過ぐる人會釋したるときは答禮を爲すべし。

六軍旗に對するときは脫帽して敬禮を爲すべし但し其の上覆ある場合には之を爲すに及ばず。

七尊長に行逢ひたるときは數歩手前にて左方に避け敬禮を爲すべく知人に行逢ひたるときは少しく手前にて一禮を爲すべし。

八途上葬儀の行列に逢ひたるときは其の柩に對し敬意を失はざるやうに注意すべし。

九 通過及行逢の禮を行ふに際し携帶品あるときは之を左手に持ち若くは左腋に抱ふべし。

一〇 敬禮すべき人教室等に臨みたるときは教師先づ敬禮したる後教師又は指揮者の令にて一齊に起立し敬禮を爲すべし。

備考

(イ)教師は此の際教壇を降るを常例とす。

(ロ)敬禮すべき人教室に臨みたるときは教師は其の人の身分・氏名等を生徒に告ぐることあるべし。

第六節　著帽したる場合の敬禮心得

一 帽を冠りたるときの敬禮は右手にて脫帽し其の內面を右の外股に向け輕く之に觸るゝ程にして行ふべし。

二 尊長と途上若くは廊下等に於て對話するときは必ず脫帽すべし但し先方より著帽を勸められたるとき又は對話長時に涉るときは會釋して之を冠るも妨なし。

三 室內に入りたるときは必ず脫帽すべし。

附　握手禮

一 西洋人等に對しては握手禮を行ふことあり。

二 握手禮を行ふ場合には右手を出し先方の眼に注目し徐に先方の右手を執り約一呼吸の間握るべし。

三 握手の禮は尊長・主人・婦人より先づ其の手を出すを待ちて之を行ふものとす。

第四章　服裝

第一節　服裝の心得

一 服裝は質素・淸潔を旨とし分に應じたるものを著用すべし。

二 衣服は家の內外を問はず取亂さゞるやうに之を著用すべし。

三 慶弔・儀式其の他、訪問等の場合には相當の服裝を爲すべし。

四 喪服及喪章は一定の制規・慣習に從ひ之を著用すべきものとす。

第二節　禮服

一 和服の禮裝標準は左の如し。

上著　冬物は黑無地五ツ紋、夏物は無地五ツ紋を正式とす但し場合に依り縞物等を用ふるも妨なし。

喪服は通例、淡黑色無紋のものを用ふ。

下著　冬物は白又は鼠色、夏物は白無地を正式とす但し冬物には小紋形・更紗形及縞物を用ふるも妨なし。

肌著　襦袢・

帶　角帶を正式とす。

袴　襠高袴を正式とす。

羽織　黒五ツ紋を正式とす。

足袋　白。

注意

(イ)袴は前を先に著け後紐は正しく前にて結び前後不揃ならざるやうに穿つべし。

(ロ)羽織は襟の折返し紐の結方を正しくすべし。

二　洋服の服裝標準は左の如し。

服＼品目＼種	禮服（晩餐會・夜會又は特種の場合等に著用す）	通常服（儀式及普通の饗應等の場合に著用す）
帽	高帽（シルクハット）	フロックコート
上衣（コート）	無地黒絨	高帽（シルクハット）（但し場合に依り黒の山高帽を之に代用することを得）
チヨツキ	色及地質「コート」に同じ	無地黒絨又は緋絨
ズボン	色及地質「コート」・「チヨツキ」に同じ	「コート」に同じ但し夏季は白「リンネル」等を用ふるも妨なし
シヤツ	白（釦ヘ白）	目立たざる縞絨を用ふ
カラア	立襟又は折襟	白（釦適宜）
ネクタイ	麻地白の蝶形若くは一字結	立襟又は折襟
手套	白の革製	（適宜、但し白を用ひず）
靴	黒の革製護謨塗	茶色又は鼠色の革製
靴下	（適宜）	（適宜）
外套	無地絨形（適宜）	（適・宜）

備考

凶事に於ける通常服の場合は「ネクタイ」は黒、手套は黒若くは鼠色のものを用ひ尚黒紗を左腕に纏ひ又黒紗を以て帽の中帯を覆ふなどの慣例あれば相當の注意を爲すべきものとす。

注意

(イ)「シヤツ」・「カラア」は注意して共に雪白のものを著用すべく其の下「シヤツ」を現す等のことなかるべし。

(ロ)手套は兩手に穿つか又は右手のみを脫するも左手の手套は之を脫せざるを例とす。

(ハ)黒靴は室の内外共に磨きたるを用ふべく又室内に入るときは泥除靴を脫するやうに注意すべし。

第五章　授受進撤

第一節　授受進撤の心得

一　物を授受進撤する際には相當の禮を爲し粗忽ならざるやうに注意すべし。

二　物は總て先方に向け受易きやうにして出すべし。

三　物を進むるには兩手にて出すべく其の手輕のものは右手のみにて出すも妨なし。

四 總て物を撤するには進めたるときの作法に準して之を行ふべきものとす。

五 坐禮に於ける進撤は著座の後之を爲すべし。

六 物を進撤するには正面よりするを禮とす但し卓に向へる人には場合に依り左側後方より進め右側後方より撤することあるべし。

七 總て客に供する器具は特に注意して之を清潔ならしむべく又飲食物は新鮮なるものを選ぶべし。

第二節 茶菓

一 茶を進むるには茶托又は茶臺に載せ兩手にて持出て程よき所に至りて出すべし。

二 茶を受くるには茶臺のものは兩手にて茶碗のみを取り茶托のものは先方の置くに任すべし但し場合に依りては兩手にて受くることあるべし。

三 茶は茶碗を左掌に載せ右手を添へて靜に飲むべし。

四 珈琲・紅茶を進むるには茶碗を受皿の上に置き匙を添へ兩手にて持出て茶碗の把手を客の左方に向けて出すべし。

五 珈琲・紅茶は先づ之に角糖を入れ匙にて攪拌し次に匙を皿に置き皿の儘茶碗を左掌に載せ右手にて把手を持ち靜に飲むべし。

六 菓子・果物等を進むるには之を器に盛りて盆に載せ其の物に應じ箸・楊枝・匙又は小刀等を添へて出すべし。

七 菓子類は箸又は小楊枝にて之を取るべし各自に對し器物に盛りて出されたるときは物に依りては器を取上げて食すべし。

第三節 用具

一 座布團を進むるには兩手にて持出て適當なる位置を見計らひ靜に先方の側に置くべし。

二 煙草盆は灰吹を客の右又は右向ふになるやうに向け兩手にて其の兩側を持出でゝ進むべし。

三 火鉢は兩手にて持出て手掛あるものは其の手掛なき側を先方に向けて進むべし又椅子に著ける人に火鉢を出すには相當の臺に据え先方の右側に置くを例とす。

注意

火鉢・煙草盆は常に塵埃を拭ひ灰を均らし置き又出したる後火の立消せざるやうに注意すべし。

四 扇子・團扇を進むるには要又は柄を手前にして持出て向直して之を出すべし。

五 旋風器を出すには車翼(ヴェーン)(Vane)ある方を前にし適宜の位置に之を据ゆべし。

六 燭臺・「ランプ」等は豫め點火し兩手にて持出すべし。

七 料紙・硯函を進むるには料紙を硯函の上に載せ手前に向けて兩手にて持出て先方の前に至りて己の前に置き料紙を蓋と共に取り先づ墨を磨り硯函を先方に向けて出し次に料紙をも蓋と共に向直して硯函の左(先方より見て)に出すべし。

八 小刀又は「ナイフ」等は柄を先方に向けて出すべし。

九 帽を進むるには其の內面を下にし前部を先方に向け兩手にて緣を持ちて出すべし之を受くるには右手にて取るべし。

一〇 傘・杖等は兩手にて持ち柄を先方の右手の方に出すべし。

第四節　文書

一 書翰を進むるには表面を上にし手前に向けて持出して向直して出すべし。

二 書籍を進むるには順序を整へ手前に向け兩手にて持出て其の冊數少き場合は其の儘先方に向直して出すべく冊數多き場合は一旦之を己の前に置き兩手にて取廻し先方に向直して出すべし。

三 辭令書・卒業證書等を授くるには之を先方に向け其の折りたる場合には右手にて開きたる場合には兩手にて其上部を持ちて渡すべし。

四 辭令書・卒業證書等を受くるには授くる人の前凡そ三歩の處にて立止まりて敬禮し再進みて兩手にて取り其の儘三歩退き一見の後敬禮し回旋して退くものとす。

第六章　招待及應招

第一節　招待の心得

一 人を招待して饗應せんとするときは其の趣旨に從ひ分に應じて相當の準備を爲し誠意を以て客を待遇すべし。

二 人を招待せんとするときは其の事由・日時・場所等を明にし凡そ七日前に口頭又は書狀を以て案內すべし。

正客ある場合には其氏名をも通ずべし。

三 忌中の人に對しては招待を爲さゞるものとす。

四 客の席次は正客は格別として其の他は身分年齡等に依りて定むるを例とす。

五 坐禮に於ける席次は床前を第一位、違棚などある方を第二位、床脇を第三位として主人の席は之を最下位に設くべきものとす。

注意

日本室の上座・下座は通例床ある方を上座とし床なき場合は入口より遠き方・若くは正面の方を上座とす。

六 立禮に於ける席次は食卓の長邊の一方の中央席を主人若くは主婦に、又之に對する席を正客に充て以下主人の右方席を第一位、正客の右方席を第二位、主人の左方席を第三位、正客の左方席を第四位とし以下之に準するを普通とす。

夫妻共に列席する場合に於ては夫妻は中央席に相對するものとして主人の右方席を婦人の第一位、主婦の右方席を男子の第一位とするを例とす。

注意

西洋室の上座・下座は通例煖爐飾棚（マントルピース）ある方を上座とし之なき場合は入口より遠き方若くは正面の方を上座とす。

七 客の著用品若くは携帶品は紛失等のことなきやう丁寧に整理し置くべきものとす。

八 人を招待したる場合には主人は勿論其の席に出入する者も亦相當の服裝を爲

し且特に坐作進退に注意すべきものとす。

九 客の參著したるとき又退出するときは主人は之を玄關等に迎送するを禮とす。

第二節　應招の心得

一 招待を受けたるときは速に出席の有無を答ふべし。

二 出席の旨を答へたる後止むを得ざる故障の爲に出席し難きときは速に其の旨を通じ深く之を謝すべし。

三 服裝は招待の趣旨に適するやうに注意すべし。

四 參著は定刻前約十分以內なるを宜しとす。

五 客室に入りたるときは先著の客に對し敬禮を爲すべし。

六 著席は主人の指圖に從ふべく固辭するは宜しからず其の指圖なき場合に於ては同席者尊長なるときは己は下席に著くべし。

七 饗應の席に於ては儀容を整へ不快の顏色・倦怠の態度あるべからず。

八 饗饌終りたるときは相當の時間を見計ひて退出すべし已正客ならざるときは正客の退出を待つを禮とす。

九 招待に對する答禮は成るべく速に自ら往きて之を述べ若くは禮狀を送るべし。

第七章　食事及饗應

第一節　食事の心得

一 食事中は儀容を亂さゞるやうに注意すべし。

二 食物は之を噪急に食すること無く口を閉ぢて咀嚼すべし。

三 食器は手荒く取扱ふべからず。

四 食事は食後器中の見苦しからざるやうに之を爲すべし。

五 食事中は成るべく座を離れざるやうに注意すべし。

第二節　日本食及其の饗應

一 椀の蓋を取るには片手を椀に添へ他の片手にて之を取り膳の左方のものは左側に、右方のものは右側に置くべし又食事了りたるときは蓋を爲し置くべし。

二 食事の順序は先づ飯を食し次に汁を吸ふべし其の他は適宜にて可なり。

三 汁あるものは勿論本膳以外の食物は總て食器を取上げて食すべし。

四 配膳・給仕は上座の客を先にすべし膳を撤するとき亦同じ。

五 配膳了りたるときは主人に對して挨拶を爲すべし客は場合に依り之に對して謝辭を述ぶることあるべし。

六 客は挨拶を了りたる後に箸を取るべし又同席者ある場合は尊長の箸を取りたる後に之を取るべし。

七 臺に据えたる盃を受くるには先づ一禮して兩手にて之を取り酌を受け其の飲み了りたるときは盃を臺に置くを例とす。

注意

尊長に對して獻盃するは禮にあらず。

第三節　西洋食及其の饗應

一食堂に入りたるときは直ちに著椅すべし椅子と食卓との距離は成るべく之を接近せしむべし。

二著椅の後は兩手を輕く卓上に置くを宜しとす。

三著椅したるときは卓上の「ナップキン」を取りて膝上に展べ食事準備を爲すべし。

注意

(イ)「ナップキン」は願下に挾み若くは胸部に懸くる等のことなく目立たざるやうに之を用ふべし。

(ロ)「ナップキン」を以て顏・頭等を拭ふべからず。

四食品を各自の前に配置せられたるときは便宜食し始むるも差支なきものとす。

五「ナイフ」は右手に「フォーク」は左手に持つべし但し「ナイフ」を要せざる魚肉・野菜等は「フォーク」のみを右手に持ちて食すへし。

「スプーン」は右手に持つべし。

注意

(イ)「フォーク」は其の凹みたる方を下に向けて用ふべきものとす。

(ロ)「ナイフ」にて食品を喫し又「フォーク」・「スプーン」等を使用する際は肘を左右に張らざるやう又音のせざるやうに注意すべし。

(ハ)「ナイフ」・「フォーク」・「スプーン」等は深く口中に入るべからず。

六食事中一時「ナイフ」・「フォーク」を置かんとする場合は之を八字形に皿緣に掛け置

くを通例とす。

七一皿の食品を食了したるときは「ナイフ」・「フォーク」を皿の上に揃へ置くべし但し「スープ」等に在りては「スプーン」を皿の上に仰向け置くべし。

八多衆と會食する際は己のみ特に後れざるやうに注意すべし。

九卓上の菓子・果物は給仕の進むるを俟ちて之を取るべし。

一〇「スープ」は「スプーン」の向緣にて掬ひ手前緣にて音のせざるやうに吸ふべし。

一一「パン」は「ナイフ」を用ひず指にてちぎり適宜「バタ」を附けて食するを例とす。

一二饗應の際食堂の準備整ひたるときは主人は先づ正客を食堂に案内して自己の席に就き賓客一同と共に著椅するものとす。

一三盃を擧げて主客の健康を祝する場合には主客一同起立して之を擧げ互に目禮の後乾盃して著椅するものとす。

一四食後「フサンガー」・「ガラス」を出されたるときは之にて指頭を洗ひ又便宜唇をも洗ふべし此の際水にて嗽ぎ若くは器中に吐出すべからず。

一五食事了りたるときは客は主人に從ひて徐に客室若くは控席に移るものとす。

第八章　言語應對

第一節　稱呼及敬語

一皇室に關する談話には必ず敬稱・敬語を用ふべし。

二稱呼は自他の身分に相當し正しくして且野卑ならざるものを用ふべく又人と談話を交ふる場合には相當の敬語を用ふべし。

三 自稱は通常「私」（ワタクシ）と稱すべし同輩に對しては「僕」と稱するも差支なし。

四 對稱は通常「貴方」（アナタ）と稱すべし同輩に對しては「君」と稱するも差支なし。

五 對話者以外の人に就きて語る場合は相當の敬稱・敬語を用ふべし但し自己の家族・親戚等に就きては之を用ひざるを通例とす。

六 官公職・爵・學位等は他稱若くは對稱の場合に於ては其の人の姓に此等の名を附稱して差支なしと雖も自稱には之を用ひざるものとす。

七 親任官其の他高貴の人に對する對稱には通常其の官職名・爵名等に「閣下」を附稱するものとす但し陸軍部内に於ては將官以上に「閣下」佐官以下には「殿」を附稱するを例とす。

八「薨去」・「卒去」・「死亡」等の語は一定の用例に從ひ注意して之を誤用せざるべし。

第二節　應對の心得

一 人と應對するときは正しく相對し溫容と誠意とを旨として成るべく明快に談話を交ふべし。

二 應對中は倦怠・倨傲等の態度なきやうに注意すべし。

三 對話中先方の談話に對しては敬意を表し其の要領を聽誤ることなく又已のみ談話せざるやうに注意すべし。

四 言語は順序及語調を整へて簡明に發表し早言・冗辯等に渉らざるやうに注意し又餘談等も場合の緩急に應じて斟酌する所あるべし。

五 普通の談話に使用する語辭は平易にして且野卑ならざるものを用ふべく濫に新語・古言・漢語・外國語・學術語等を用ふるは宜しからず。

六 應對中傍見・書見・中座等のことあるべからず已むを得ざる用迹起りたるときは其の旨を述べ若くは會釋して中座するも妨なし。

七 應對中屢〻時計を覗くが如きことあるべからず。

八 應對中咳・噯等の出づるときは下座に向ひて靜に之を爲すべし。

九 多人數相談話せる際妄に容喙して他人の談話を妨ぐべからず。

一〇 對話中は徒に詼諧・詭辯を弄せざるやうに注意すべし。

一一 親密の間なりと雖も疎略若くは侮蔑の語辭を用ふるは宜しからず。

一二 自己の才學・技藝は勿論家の權勢等を誇顏に語らざるやうに注意すべし。

一三 誹謗・嘲笑等の慎むべきは勿論苟も人の身上に關する談話は輕卒に之を爲さざるやうに注意すべし。

一四 他人の面前に於て人の過失・短所等を指摘するは宜しからず。

一五 一時の感情に驅られ爲に談話の體を亂さゞるやうに注意すべし。

第九章　訪問の心得

一 人を訪問するには成るべく名刺を持參すべし。

注意

（イ）名刺の紙質及其の大さは身分に相應したるものなるべし。

（ロ）名刺の文字は讀み易き書體を用ふべし。

二 同時に數人を訪問する場合は先方の人毎に名刺を呈すべく數人にて同時に訪

問する場合亦各自の名刺を呈すべし。

三 知人の紹介なくして面識なき人を訪問するは禮にあらず。

四 年若き男女間の訪問は濫に之を爲さゞるを禮とす。

五 濫に人を同伴して訪問するは先方に迷惑を及ぼさゞるやうに注意すべし。

六 訪問は急用の場合の外成るべく早朝・夜分及食事の時刻を避くべし。

七 特に面會を要する訪問は成るべく先方の都合を聞合せたる後にすべし。

八 人を訪問したるときは取次の者に對して氏名を告げ又は名刺を出して簡明に來意を述ぶべし。

九 先方他出せんとする場合又は取込事ある場合には急用の外は面會を求めざるを可とす。

一〇 人を訪問したるときは帽・外套等を携へて客室に入らざるを禮とす。

一一 客室等に案内せられたる際、主人未だ其の室に在らざるときは相當の位置に着席して待つべく主人出來りたるときは椅子若くは座布團を離れて敬禮し更に主人の進むるを待ちて復座すべし。

注意

(イ)室に入りたるとき座に先客あるときは其の人に敬禮を爲すべく其の多人數なる場合は一同に對して敬禮を爲すべし。

(ロ)同席者尊長なるときは己は下座に著くべし。

一二 客室に入りたるとき主人既に其の室に在るときは先づ主人次に同席者に對して挨拶を爲し然る後主人の指圖に從て著席すべし。

主人と應對中主婦其の他家族の人其の席に出來りたるときは敬禮をなすべし。

一三 人を訪問したる場合には成るべく長座せざるやうに注意すべし。

一四 用事の爲めに訪問したる場合は速に其の用向を述ぶべく又先方繁忙の場合には成るべく速に談話を了へて辭し去るべし。

一五 退出のときは挨拶を爲して靜に立出づべし。

主人の見送は一應辭退すべし他に來客ある場合には特に然りとす。

第十章　祝賀・告送別・慰問・弔問等の心得

一 祝賀・告送別・慰問及弔問等には成るべく自ら訪問を爲すべし。

此等の訪問を受けたるときは答禮の訪問を爲すを禮とす。

二 新年祝賀の訪問は成るべく七日以内に之を成すべし。

注意

新年の祝賀は家人親しく受くるを禮とす。

三 親戚・知人の家に出産・結婚・緣組等の慶事ありて其の披露を受けたるときは必ず祝賀の訪問を爲し又は祝賀の書狀を送るを禮とす。

四 長期の旅行又は轉住等の場合には親戚・知人及近隣等に對し告別・歸宅及來住等の挨拶を爲すべし此等の挨拶を受けたるときは速に答禮を爲すべし。

五 尊長又は近親の者長期の旅行又は轉住の爲め出發する際には停車場・波止場等に見送り又其の來著の際には出迎ふるを禮とす此等の送迎を受けたるときは

速に答禮を爲すべし。

六病氣見舞の際には特に談話・擧動等を愼むべし。

病狀に仍りては强ひて病牀に臨むに及ばず。

七病氣見舞に對する答禮は全快の後に之を爲すを例とす。

八災害見舞の際には必要に應じて援助を爲すべし。

九災害の見舞を受けたるときは成るべく速に答禮を爲すべし。

一〇家族に不幸ありたるときは親戚・知人等に對して速に通知を爲すべし。

通知用の葉書等は其の周圍に黑框を施したるものを用ふるを例とす。

一一親戚・知人等の家に不幸ありたるときは速に弔問を爲すべし但し格別親厚ならざる間柄に在りては喪主及其の家族に面會を求むるは宜しからず。

一二遠隔の地に在りて訃音に接したるときは電報若くは郵便に依りて弔意を表すべし。

一三弔問に對する答禮は忌明の後之を爲すべし。

一四會葬するときは成るべく出棺前に其の宅に到り氏名を通じて葬送を爲すべし但し場合に依り直に其の式場に到りて葬儀に列するも妨なし

一五會葬の際は靜肅を旨とし哀悼の態を失はざるべし。

一六會葬者玉串を捧げ又は燒香を爲す場合には順次柩前に至りて敬禮し少しく進みて之を行ひ再び敬禮して退くべし。

一七會葬の際は成るべく他人を訪問せざるを可とす。

一八會葬に對する答禮は成るべく速に之を爲すべし。

第十章　接遇の心得

一客室・應接室等は常に其の清潔・整頓に注意し且相應の裝飾を爲し置くを宜しとす。

二客ありたるときは取次の者は直ちに出でゝ敬禮し先方の名刺を受け若くは氏名を聞き誤なきやうに之を取次ぐべし。

三取次の者客を客室・應接等に案內するときは先に立ちて其の室の入口まで到り客をして先づ入らしめ椅子又は座布團を進めて其の著席するを俟ち一禮して退くべし。

注　意

客の著用品・携帶品等は之を整へ置くべし。

四尊長の客ありたるときは主人自ら迎へて之を案內し室に入りて上座を進め己は下座に著きて挨拶を爲すべし。

五椅子に凭れる場合に於て客の入來りたるときは起立して迎へ客を著椅せしめたる後已も亦著椅すべし。

六客には速に面接すべし故障の爲め面會を爲し得ざる場合直ちに面接し難き場合及長時の談話を爲し得ざる場合等には取次の者をして其の旨を鄭重に告げしむべし。

七平素客の取次を爲さしむる者には豫て接遇上の心得を知らしめ置き客に對して不作法に涉るが如きことなからしむべし。

八客を客室に案内せば冬季には圍扇を進むる等相當の注意を爲すべし。

九客來中新客ありたるときは主人は之に挨拶を爲し且便宜客相互の引合を爲すべし。

一〇客を接遇するには先方に窮屈の感なからしむるやうに注意すべし。

一一客を接遇する際は家人等に對して怒氣を發せざるやうに愼むべし。

一二客あるときは家人は漫に其の室に入り若くは高聲に談笑・叱咤等を爲すべからず。

一三客の辭し去るときは主人は自ら玄關まで送り出るを禮とす但し座に尊長ある場合は便宜家人をして代り送らしむるも差支なし。

一四服喪引籠中は遠慮して自ら送らざるを例とす。

一五客を送りて玄關に到りたるときは客の仕度整ふを待ちて挨拶し少時見送りたる後靜に戸・障子等を閉づべし。

一六客の外套等を纏はんとするときは之を手傳ひ夜分には提燈、雨天には雨具等を貸與し又老幼・婦女には人を附添へ見送らしむる等、相當に配意すべきものとす。

第十二章　紹介の心得

一經歷・性行等を熟知せざる人は輕卒に之を他人に紹介せざるものとす。

二尊長又は婦人に對して人を紹介せんとするときは紹介者は豫め先方の承諾を得べきものとす。

三紹介狀は鄭重に之を認め被紹介者の經歷・性行自己との關係・用向等を明白に記載すべきものとす。

四紹介狀は開封の儘授け若くは一應讀み聞かせて後授くるを通例とす尙鄭重を要する場合は別に紹介の趣旨を受紹介者に通知し置くべし紹介狀に代ふるに名刺を以てするは略式なり。

注意

紹介狀は之を被紹介者に一見せしめたる後本人に交付せずして直接に受紹介者に送付するも差支なし。

五開封の紹介狀を得たるときは一應之を披見し厚く謝意を述べ封じて先方に持參すべし。

六人より紹介狀を得たるときは成るべく速に先方を訪問して之を出し都合を聞きたる後更に訪問するを禮とす。

七受紹介者は成るべく速に被紹介者に面接すべし。

八其の場の紹介は年少者を年長者に卑者を尊者に引合すを通例とす但し紹介を悅ばざる事情あるを豫知したる場合等は之を見合すを宜しとす。

九受紹介者多數なる場合は先づ被紹介者の氏名を通じ次に受紹介者中地位高き人を引合せ其の他は列座の順に引合すものとす。

一〇人に紹介せられたるときは場合に依り名刺を出すことあるべし先方の名刺を受けたるときは答禮として自己も亦名刺を出すを例とす。

第十三章　贈答の心得

一人に物を贈らんとするときは誠意を表することを旨とすべく身分不相應の贈物を爲し若くは濫に之を爲すは禮にあらず。

二贈物は場合に應じ慣習に從ひて其の種類・數量等適當に選定すべし。

注　意

(イ)贈物は成るべく自作・手製の物品・居住地の特産物等に就き先方の實用若くは嗜好に應ずべきものを選ぶを宜しとす。

(ロ)災害慰問の場合に於ける贈物は成るべく日用品を可とす。

(ハ)寫眞の贈答は親密の間の他は濫に之を爲さゞるものとす。

(ニ)花を贈る場合には其の種類等に注意すべきものとす。

三贈物の包紙は奉書・檀紙・杉原・糊入等を二枚重ねて用ふるを正式とす但し小き物は一枚を二つ折にして之を包むも差支なし。

贈物を包むには物を紙の相當の所に置き先づ左方を折り次に右方を折るべし金子及小き物等に在りては左右を折りたる上更に上下を裏に折返して長方形と爲すべし。

四贈物には物の大きに相當したる水引を掛け又熨斗を添ふるを例とす但し魚鳥類凶事の贈物には熨斗を添へざるものとす。

五水引は慶事又は平常の贈物には紅白若くは紅金のもの凶事の贈物には黑白若くは白のものを用ひ之を掛くるには白若くは金を左にして兩輪に結ぶべし但し婚禮・緣組及凶事の場合には結切にするものとす。

注　意

熨斗・水引は成るべく完全なるものを用ふべし書熨斗・捻熨斗等は畧式なり。

六贈物の表書は場合に應じ包紙の中央上部に其の品目を記し又は「粗品」「御禮」「薄儀」「寸志」「御祝」「御年玉」「御歲暮」「御餞別」「土産」「御見舞」「御香典」「御靈前」「御料」等の文字を記するを例とす

注　意

品目を記したる場合は右方上方に「進呈」・「贈呈」等と記することあり又金子を贈る場合には包紙の内部に其の額を記入するものとす。

七自己の氏名を記せんとするときは包紙の左方下部若くは中央下部に之を書加ふべし。

八贈物は臺又は盆等に載せ先方を向けて出すを例とす。

九贈物を進むるには先づ相當の挨拶を爲し物を出して後一禮すべきものとす。

一〇贈物を受くるときは先づ鄭重に之を受け靜に上座に置き一禮して先方の好意を謝すべきものとす。

一一贈物の袱紗・風呂敷若くは容器等を返すときは婚禮及凶事の場合の外移紙を入るゝを例とす袱紗・風呂敷は之を疊み先方の器具に載せて返すべし。

第十四章　集會の心得

一總て集會に出席するときは時刻を違ふべからず。

二準備を要する集會の通知ありたるときは成るべく速に參否を報ずべし。若し出席の旨を通知せし後出席し難き故障を生じたるときは速に之を通知して違約を謝すべし。

三不參の爲め他人に金錢上の迷惑を及ぼすべからず。

四出席したるときは諸事係員の指揮に從ふべく倘豫め會場の設備・集會の次第等を心得置くべし。

五出入・著席の際には先を爭ふこと無く坐作・進退を靜にし尊長・老幼・婦人・不具者を先にすべし著席・退散の際は隣席の人に會釋すべし。

六席次の定めなき集會に於ては上席を避くるを可とす。

七屋内の集會に於ては帽・外套・襟卷等を著すべからず。

八講話・演說等の際は特に靜肅にし已むを得ざる場合の外中座・退出せざるを可とす。

九集會の席上に於ては多數の人の解し難き言語を用ひ若くは他人の惡感を惹くが如き擧動あるべからず。

第十五章　通信及交通

第一節　通信の心得

一遠隔の地に在る親戚・故舊・恩人等には時々書狀を送りて安否を問ひ又自己の動靜を報ずるを宜しとす。

二郵便・電信等に關する規定は常に心得置き之に違犯せざるべきは勿論通信者に

迷惑を及さゞるやうに注意すべし。

三小包郵便・鐵道便・通運便等に依りて物を送る場合は別に其の品目・數量・發送日時等を記載したる通知を發すべく其の物の到達したるとき亦速に接受の通知を爲すべし。

四返信を求むるに當り場合に依りては返信用の切手・葉書等を送ることあるべし。

五書狀は總て簡明を旨とし相當の敬語を用ひ又文字は成るべく讀み易きやうに之を認むべし。

六郵便物其の他輸送品の包裝は總て之を鄭重にすべく其の表書は之を明瞭に記すべし。

七已むを得ざる場合の外は尊長を電話口に呼出すべからず。

八電話には速に自ら出でゝ應對を爲すべし。

九電話は用談に止むべく之を終りたるときは互に挨拶を爲すべし。

第二節　交通の心得

一船車に昇降の際又乘車券を求むる等の際には他人と先を爭ふべからず。

二船車にて旅行する場合は其の船車の規則は勿論係員の指示等は誠實に之を守るべし。

三執務中の船車員に對し濫に談話を交ふべからず。

四船車の待合室・客室等に等級あるときは其の區別を素すべからず。

五尊長と船車に同乘するときは便宜の座位を讓ることに注意すべし。

六 船車中に在りては謙讓を旨とし自己の言動若くは携帶品等の爲め同乘者に迷惑を及さゞるやうに注意すべし。

七 自轉車・人力車・馬・馬車・自働車等を乘用する場合は街路の人に危險及迷惑を及さざるやうに注意を拂ふべし若し事故の生じたるときは直ちに進行を停止し相當の處置を爲すべきものとす。

第十六章　祝祭日の心得

一 祝日に於ける學校の儀式は左の順序・方式に依るべし。

(イ)職員・生徒入場　一同起立

(ロ)御影の覆物を徹す　此の時職員・生徒一同立禮

(ハ)「君が代」の歌　合唱二回

(ニ)御影に對し奉りて最敬禮を行ふ。

(ホ)勅語奉讀　奉讀の始まると同時に上體を少しく前方に傾け謹んで拜聽し奉讀終りたるとき敬禮を行ひ了りて徐に原姿勢に復す。

(ヘ)當該祝日の唱歌合唱

(ト)御影に覆物を爲す　此の時職員・生徒一同立禮

二 祝祭日には特に家の内外を掃除し門戶に國旗を揭ぐべきものとす。

三 祝祭日には家庭の神棚に對して禮拜を爲し又氏神・産土神等に參拜するを宜しとす。

四 敬意を表せんが爲め外國旗を我が國旗と交叉する場合は門外より見たる右方

(卽ち旗竿の本は左方)に我が國旗を揭ぐべし。

五 弔意を表する爲め國旗を揭ぐる場合には旗竿の上部に黑色の布片を附すべし。

第十七章　家例及祭忌

一 父祖の定めたる家例は之を尊重すべし。

二 神棚に對しては家例に從ひて禮拜を爲すべし。

一月一日には夙に起き服裝を整へ神棚及祖先の靈壇に對して禮拜を爲し父母・長上に新年の祝詞を述ぶべし。

三 祖先の靈壇に對しては家例に從ひて篤く祭祀又は法要を營み又墓參を爲すべし。

注意

墓地は其の修理・掃除方等に注意すべし。

四 家に慶凶其の他記念すべき事ありたる場合には祖先の靈壇に對して禮拜を爲すべし。

五 忌服中は忌服令の精神を體し謹愼を旨とすべし。

六 忌服中の人に對しては相當の遠慮を爲すべし。

七 家に慶凶其の他の大事ありたるときは之を親戚・故舊に通知すべし。

高等女學校修身作法教授要目

（明治四十四年七月二十九日文部省訓令第十二號）

修身

第一學年及第二學年　每週二時

生徒心得

學校家庭國家及社會に關聯して日常心得べき事項を教授し生徒たるの本分を明に悟らしむべし。

教育に關する勅語

勅語の全文に就きて丁寧愼重に述義し且之を暗誦暗寫せしむべし。

道德の要領

誠實・勤勉・貞淑・溫良・忍耐・廉恥・節制・身體の鍛鍊等。

孝行・友愛等。

敬愛・從順・信義・恭儉・禮節・同情・寬宥・謝恩等。

忠君・愛國等

以上の事項は適切なる例話を擧げて平易に教授すべし。

作法

第三學年及第四學年　每週二時

戊申詔書

詔書の全文に就きて遂義し深旨の存する所を知らしむべし。

道德の要領

皇位及皇室

國・國體・臣民

家・祖先・父母・兄弟姉妹・親族・僕婢・夫婦・舅姑・夫の兄弟姉妹・子女・社會の秩序風俗・公益・職業・名譽・財產

人格　女子の本分

我國道德の特質

我國道德の由來・祖先尊崇・忠孝一致・愛國奉公

作法

修業年限五箇年のものに在りては本要目中第三學年第四學年に掲げたる事項を第三學年第四學年及第五學年に亘り適宜に配當して教授すべし。

注意

一　教育に關する勅語は第一學年に於て之を授け第二學年以上に於ては每學年適宜若干の時間を以て復習せしむべきのみならず常に教授の歸趣を此に求め聖旨の存する所を切實に領得せしむべし。

二　修身の教授は生徒の思想年齢に應ぜしゅ又力めて實際の生活に適切ならしめんことを要す。

三　本要目中何れの事項に就きても本邦古來の女子の美風に鑑みて適切なる教授を爲し婦德を養成せんことを力め殊に「家」に就きては意を用ひて教授せんことを要す。

四本要目中責務の對照を示せるものに就きては主として之に對する責務を說き且之が實踐に必要なる諸德の涵養に力めんことを要す。

五作法を教授するには克く其の精神の存する所を知らしめ應用宜しきを得しめんことを要す。

六教訓に資すべき事件の偶發したる時又は國民の記念すべき日及忠良賢哲の記念日等に於ては適宜教訓するを可とす。

小學校作法教授要項

凡例

一小學修身書に於ては作法の教授に就きて大に意を用ひ之が教授上必要なる注意事項を記せりと雖其の形式等は別に定むる所なきを以て現に小學校に於て教授する作法は區區に流るるの傾あり本要項は最普通にして適切なりと認めたる形式及心得を示さんが爲に之を選定したるものなり。

一本要項に依りて實地教授を爲すには學年の高下男女の區別土地の情況等に依りて適宜取捨斟酌し之を修身科教授時間内に於て之を教授するを適當とし細目を編成するを必要とす。

一作法は修身の一部なるを以て修身科教授時間内に於て之を課するを以て適切なりと認む而して修身科教授の外に於ても常に實地に應用して克く之に習熟せしめ其の實習の如きも適宜修身科教授の外に於ても常に實地に應用して克く之に習熟せしめんことを期すべし。

一作法を教授するに當りては其の精神に重きを置き漫に形式に拘泥せしむるが如きは固より其を本旨とする所にあらず故に作法教授は常に修身科に於ける他の教材の教授と聯絡を保ち以て德性の涵養に資せんことを要す。

一作法は啻に學校に於て之を指導するのみならず家庭と相待ちて克く之を實行せしむることに留意すべし。

小學校作法教授要項

（文部省調査明治四十三年十二月十二日發布）

第一　居常の心得

一起床就寢の際は父母長上に禮を爲すべし。

一起床したるときは口を嗽ぎ清め顏を洗ふべし。

一就寢の後は濫に談笑せざるものとす。

一頭髮・顏面・手足等は之を清潔にすべし。

一衣服は正しく之を著用すべし。

一帽は正しく之を冠るべし。

一履物は揃へて之を脫ぐべし。

一物品は其の整頓に注意すべし。

一父母長上外出・歸宅の際は禮を爲すべし。

一外出するときは豫め行先・歸宅の時刻等を父母長上に告げ其の許を受くべし。

一外出・歸宅の際は父母長上に禮を爲すべし。

一近隣の人其の他親戚知人に逢ひたるときは禮を爲すべし。

一近隣に病人又は凶事等のある場合は靜肅にすべし。

一立聞・隙見・耳語等を爲すべからず。

一入浴の際は容槽を汚し又は湯水を濫用せざるやう注意すべし。

一用便は便所に於て爲すべく且つ之を汚さゞるやう注意すべし。

一用便の後は手を清むべし。

第二　姿勢

一立てる姿勢

上體を眞直にし口を閉ぢ兩足を揃へ手は自然に垂れ眼は前方を正視すべし。

二腰掛けたる姿勢

上體は立てる姿勢と同樣にし腰を深く掛け足を正しく床上に揃へ兩手を膝の上に置き又は輕く組み眼は前方を正視すべし但し前に机・卓子等の在る場合には兩手を輕く之に掛くるも可なり。

三坐せる姿勢

上體を眞直に保ち兩足の拇指を少しく重ね兩手を膝の上に置き又は輕く組み眼は前方を正視すべし。

第三　起坐

一座を起つには兩手を膝に置き先づ兩足を爪立てゝ少しく右膝を立て徐に起ち上るべし。

一坐するには兩足を揃へ左足を少しく引き先づ左膝を突き次に右膝を突くと共に兩膝を揃へて坐すべし。

一立ちたるときの廻り方は向かんとする方の足を引くと共に其の方に徐に廻るべし。

第四　敬禮

一一般の心得

一凡て敬禮は恭敬の意を失ふべからず。

一凡て敬禮を受けたるときは必之に答禮すべし。

二立禮

一普通禮は先づ立てる姿勢を取り次に上體を徐に前に傾け手は自然に下げ其の指尖股の中邊に達するを度とす但し殊更に頸を屈すべからず。

一最敬禮は先づ立てる姿勢を取り次に上體を徐に前に傾け手は自然に下げ其の指尖を膝頭の邊に達するを度(約四十五度)とし凡一呼吸の後徐に原の姿勢に復すべし但し殊更に頸を屈し又膝を折らざるやう注意すべし。

三坐禮

一普通禮は先づ坐せる姿勢を取り次に兩手を膝前に八字形に置きて兩肘を膝の兩側に近け同時に徐に上體を屈し顏を座面に近からしむべし但し頸を屈して襟元を見はすと腰を上ぐるとは共に宜しからず。

一最敬禮は普通禮に準じて兩手の食指を互に接せしめ額は略指尖に達するを度とし凡一呼吸の後徐に原の姿勢に復すべし。

四行逢の禮

一知人に行逢ひたるときは少し手前にて禮を爲すべし。

一尊長に行逢ひたるときは凡數步手前にて禮を爲すべし。

一葬儀に逢ひたるときは其の柩に對し敬意を失はざるやう注意すべし。

注意

敬禮を爲す場合は左の諸項に注意すべし。

一帽を戴けるときは右手にて之を取り其の內面を內に向けて右股の外に輕く觸るゝ程に爲すべし。

一傘其の他の物を右手に携へたるときは之を左手に持ち換へ或は左腋に抱ふべし。

一兩手に物を携へたるときは其の儘にて敬禮するも妨なし。

五人の前を過ぐるときの禮

一人の前を通る場合は會釋すべし。

一尊長の前を通るときは少しく體を屈め凡二三步手前にて斜に先方にひ向場合に應じて輕く立禮又は坐禮を爲すべし。

一人の相對したるとき其の間を通り過ぐべからず。

六我が前を過ぐる人に對する禮

一我が前を過ぐる人會釋したるときは答禮すべし。

一尊長我が前を過ぐるときは立ち又は坐せる儘敬禮すべし椅子に倚りたるときは之を離れて立禮を爲すべし。

七教室に於て尊長に對する敬禮

敬·禮すべき人教室に臨みたるときは教師又は指揮者の合にて一齊に起立し教師又は指揮者と共に敬禮すべし。

八 行幸啓等の節敬禮方　明治四十三年八月二十六日　文部省訓令第十八號

一 通例行幸啓を拜するには豫め幄・引廻し・合羽等を脫ぎ傘を疊み御車御通過の際最敬禮を行ふべし但し雨天の際は雨具を使用するも差支なし。

一 行幸啓は塀越又は高き所より拜すべからず。

一 行幸啓を拜する際は靜肅にして喧噪亂雜の擧動なく歩簿通御の後靜に退散すべし。

一 雜沓の際は老人・婦人・幼者には成るべく前列の位置を讓るべし。

一 皇族御成の節に於ける敬禮方に關しては前各項に準ずべし。

備考

行幸啓の節學生生徒敬禮方

一 武裝携銃の場合

學校長及職員は全隊の右翼に指揮者は各中隊の右翼に位置し豫め劍を銃に裝せしめ前驅の見えたるとき「氣を付け」の號令を下し直立不動の姿勢を取らしむ御車が中隊の右翼約十歩に近きたるとき「捧銃」の號令にて一齊に捧銃をなさしめ御車が中隊の左翼約十歩を過ぎたるとき原の姿勢に復せしむ。

御車が中隊の左翼より通過するときは學校長・職員及指揮者は左翼に位置す。

一 武裝せざる場合（女生徒を含む）

學校長及職員は前列の右翼に指揮者は各組の右翼に位置し前驅の見えたるとき「氣を付け」の號令を下し一齊に脫帽せしめ直立不動の姿勢を取らしむ御車が指揮者の前に達したるとき「禮」の號令にて敬禮せしめ（體の上部を約三十度前方に屈せしむ）徐に原の姿勢に復せしむ。（明治四十四年文部省訓令第十一號を以て改正）

御車が組の左翼より通過するときは學校長・職員及指揮者は左翼に位置す。

九 其の他の敬禮

一 神社・御陵の前を過ぐるときは帽を脫き敬禮すべし。

一 軍旗に對しては敬禮すべし但し其の上覆あるときは敬禮を爲すに及ばず。

第五 歩行

一 屋外

一 歩行の際は姿勢を正しくして歩むべし。

一 道路は通常左側を通行すべし但し軍隊に逢ひたるときは右側に避くべし。

一 歩道・車道ある所に於ては其の區別に從ふべし。

一 行列に逢ひたるときは濫に之を横ぎるべからず。

一 同伴者と横列を作りて他人の通行を妨ぐべからず。

一 尊長と同行するときは一歩後れて隨行すべし但し尊長を案内する場合は少しく先きに行くべし。

一 歩行の際は食物を口にすべからず。

一 道路に佇立し又は遊戲等を爲して他人の通行を妨ぐべからず。

一 道路に於ては濫に痰唾を吐くべからず。

一 通行人を指笑し又は之に附き纏ふ等のことを爲すべからず。

二 屋内

一室内は勿論廊下・階段等に於ても静に歩むべし。
一室の物品は之を踏み又は跨ぎ越ゆべからず。

第六　戸障子の開閉

一一般の心得
扉・戸・障子・襖等は静に開閉すべし又明放すべからず。
二扉の開閉
右開きなる場合は把手を右手に採りて之を開き室内に入り内側の把手を左手に持ち換へて正しく之を閉づべし。
左開きなる場合は前の反対に開閉すべし。
三引戸・障子・襖の開閉
一右に開かんとするときは右手を引手に掛けて少しく開き左手を下部に掛けて押開くべし之を右に閉づるには下部を持ちて引寄せたる後左手を引手に掛けて正しく之を閉づるを例とす。
左に開き又は閉づる場合は前の反対に爲すべし。
一祭祀・儀式等の場合に於て座敷の戸・障子襖等を開閉せんとするときは跪きて之を行ふべし。

第七　言語應對

一皇室に關する談話には必敬語を用ふべし。
一言語は明瞭なるべし。
一下品なる言語及方言・訛音は之を避くべし。
一他人の氏名を稱するには相當の敬語を用ひざるを例とす。
戚の氏名を稱する場合には敬語を通例とす但し先方が尊長なるときは椅子を
一卓子・椅子の備ある處に於て對話する場合は先方が立ちたる儘なるときは己も
立ち腰掛けたるときは腰掛くるを例とす。
進められたる場合の外は腰掛けざるを禮とす。
一座敷に於て對話する場合に先方が座せるときは己も必ず座して應對すべし。
一先方が用事又は對話中なるときは其の終るを待つべく急用なるときは會釋し
たる後に話し掛くべし。
一先方の談話は之を傾聽すべく己のみ談話するは宜しからず。
一他人の談話に差出口を爲すべからず。
一途上に於て人に物事を尋ねんとする場合は帽を脫ぎ挨拶し問答の後は謝辭を
述ぶべし。
一途上に於て人より物事を問はれたるときは己の知れる所は親切に之を告げ又
知らざるときは其の旨を丁寧に答ふべし。
一途上の立話は成るべく之を避くべし。
一人を電話口に呼出さんとするときは己先づ電話口に出づるを例とす又止むを
得ざる場合の外は尊長を電話口に呼出すべからず。

第八　訪問迎接

一一般の心得

一訪問は急用の外成るべく早朝・夜分・食事の時其の他先方の迷惑となるべき時を避くべし。

一先方の他出せんとするとき又は取込の際は急用の外は面會を求めざるを可とす。

一人を訪問したるときは帽・襟卷・外套等を携へて客室に入らざるを例とす。

一人を訪問したるときは長坐せざるを可とす。

一用事ありて訪問を爲したるときは直に用事を遂ぶべし。

一用事ありて面會を求めんとするときは成るべく豫め先方の都合を聞き合はすべし。

一訪問を受けたるときは成るべく速に面會すべし。

一訪問・迎接には約束の日時を選ぶべからず。

一應對中咳・唾の出るときは下座の方に向き靜に之を爲すべし。

二案内及取次

一訪問のときは表口にて案内を乞ひ取次の者に挨拶して氏名を告げ又は名刺を出し簡明に來意を述ぶべし。

一案内を乞ふ人あらば取次の者は直に出でゝ禮を爲したる後氏名を尋ね又は名刺を受けて來意を聞き間違なきやう取次ぐべし。

一尊長來訪のときは主人自ら迎へて案内すべし。

一客の帽・襟卷・外套・履物は整へ置くべし。

三挨拶

一客室に案内せられたるときは主人に挨拶せし後に著席すべし椅子・座布團に著きたる後主人出て來りたるときは之を離れて挨拶すべし。

一客室に案内せられたるとき先客あらば之に對して敬禮すべし。

一挨拶は先づ主人に之を爲し次に同席者に及ぶべし同席者多人數なるときは一同に向ひ敬禮すべし。

四著席

一座席は普通尊長に對しては床の前に之を設け其の他に對しては床を側にし入口より遠き方に之を設くべし。

一著席は主人の指圖に從ふべく固辭するは宜しからず。

一同席者尊長なるときは己は下座に著くべし。

一座布團を進められたるときは會釋して正しく其の上に坐すべし。

一著席の際は戸・障子・襖等を開閉の妨とならざるやう注意すべし。

五接待

一客には煙草盆・茶等を進むるを例とす。

一應對中は濫に席を離るべからず止むを得ざるときは先づ挨拶して席を離るべし。

一應對中倦厭の態度を示すが如きことあるべからず。

一椅子に倚りて應對するときは尊長の前に於ては脚を組まざるものとす。
一客あるときは家人は濫に其の室に入るべからず又高聲に談笑・叱咤などすべからず。
一客の辭し去らんとするとき濫に引止めんとするは宜しからず。

六退出

一退出するには話の都合を見計ふべし若し食事の支度などありて引止められたるときは之を固辭するは禮にあらず。
一他の客來りたるときは己の談話は成るべく速に之を了へて辭し去るべし。
一退出のときは挨拶を爲して後靜に立ち出で主人の見送は辭退するを宜しとす。

七送客

一主人は客を表口まで送り出て客の支度整へるとき挨拶を述べ少時其の妻を見送りて後戸障子を閉づべし客の歸りたる後間もなく大聲に談笑すべからず。
一客の外套等を纏はんとするときは之を手傳ひ夜分又は雨雪の時は提灯・雨具を用意し老幼・女子に對しては人を付添へ其の家に送らしむることあるべし。

第九　祝賀・見舞・弔問・會葬・家例及祭忌

一一般の心得

一祝賀・見舞・弔問には自ら往くを禮とす。
一慶弔・儀式等の場合は相當の衣服を著用すべきものとす。

二祝賀

一親しき人の家に慶事あるときは祝意を表する爲に訪問を爲し又は祝詞を送るを禮とす。
一祝賀の訪問を受け又は祝詞を送られたるときは速に答禮の訪問を爲し又は禮狀を送るべし。

三見舞

一病氣の見舞には病狀に依りては病床に臨まざるを可とす。
一病人に面會する場合は特に談話・擧動等を愼むべし。
一災害の見舞には必要に應じ助力を爲すを禮とす。
一病氣又は災害の見舞を受けたるときは答禮を怠るべからず。

四弔問及會葬

一親戚・知人に不幸あらば速に弔問すべし。
一會葬の際は靜肅にして哀悼の意を表し式場に到らば氏名を通じ葬儀終りたる後に退散すべし。
一會葬者玉串を捧げ又は燒香を爲さんとする場合には順次柩前に至りて敬禮し少しく進みて之を行ひ再び敬禮して退くべし。
一會葬の往復には他人を訪問せざるを可とす。
一弔問・會葬に對する答禮は忌明の後之を爲すべし但し會葬に對する答禮は直に之を爲すも妨なし。

注意

弔問・會葬の際成るべく先方に飲食の累をかけざるやう注意すべし。

五、家例及祭忌

一父祖の定めたる家例は之を尊重すべし。

一一家の祭日又は忌日には篤く祭祀を營み慕參するを禮とす。

一祭日に際し親戚・知人に食事を供する場合は主客共に追慕の意を失はざるやう注意すべし。

一忌服中は特に謹愼の意を失はざるやう注意すべし。

一忌服中の人に對しては新年祝賀の訪問を爲し又は賀詞を送らざるを例とす。

第十　招待

一人を招待せんとするときは其の事由・日時・場處等を明かにし凡七日以前に口頭又は書狀を以て案內すべし。

一忌中の人に對しては招待を爲さざるものとす。

一招待を受けたるときは謝意を表し速に參否を答ふべし。

一出席の旨を答へたるときは其の約束を違ふべからず止むを得ざる故障の爲め不參するときは直に其の旨を通じ深く之を謝すべし。

一出席の場合は時刻を遵ふべからず。

一人を招待したる場合は主人は勿論其の席に出入する者も亦相當の服裝を爲すべし。

一招待に應に出席せんとするときは相當の服裝を爲すべし。

一招待に對する答禮は成るべく速に自ら往きて之を述べ若は禮狀を送るべし。

一饗饌終りたるときは相當の時間を見計ひて退出すべし已正客ならざるときは正客の退出を待つを禮とす。

第十一　告送別及送迎

一長期の旅行又は轉住等の場合は親戚・知人・近隣等に對し相當の挨拶を爲すべく之を受けたるときは速に答禮を爲すべし。

一尊長又は近親の者長期の旅行を爲し又は轉住の際は停車場又は波止場等に見送り其の來著の際は之を出迎ふるを禮とす。

一旅行等の際送迎せられたるときは速に答禮すべし。

第十二　進物

一人に物を贈らんとするときは誠意を表することを旨とすべく身分不相應の贈物を爲し若は濫に之を爲すは禮にあらず。

一贈物は場合に應じ慣習に從ひて其の種類數量等を適當に選定すべし。

一進物を包むには白紙を用ふべし其の包み方は紙の相當の所に品物を置き先づ左方に折り次に右方を折るべし金子等の場合には更に上下を折りて長方形と爲すべし。

一進物には熨斗を添ふるを例とす但し魚鳥類を贈る場合及凶事の場合には熨斗

を添へざるものとす。

一水引は吉事或は普通の場合には紅白若は紅金のもの凶事の場合は黒白若は白のものを用ふべし但し黒白の水引に代ふるに元結を用ふるは略式なり。

一水引を掛くるには常に白又は金を左にし兩輪を結ぶべし但し婚姻・緣組及凶事には結切にすべし。

一表書は場合に應じ凡左の例に依るか又は品目を書すべし但し凶事の場合を除く外「粗品」とのみ表書することあり。

一謝禮の場合　御禮　謝儀等

一吉事の場合　御祝儀　壽等

一凶事の場合　御靈前　玉串料(神式)　御香奠(佛式)等

一年始の場合　御年玉等

一歲暮の場合　御歲暮等

一餞別の場合　御餞別等

一歸宅・安著の場合　御土產等

一氏名を記さんとするときは下部の左方又は中央に書すべし。

一金子を贈る場合は包紙の内部に其の額を記入するを可とす。

一贈物の袱紗・風呂敷若は容器等を返すときは婚禮及凶事の場合の外移紙を入るるを例とす袱紗は之を疊み先方の器具に載せて返すべし。

注意

普通の訪問には手土產を携ふるを要せざるものと心得しむべし。

第十三　授受進撤

一物品を授け又は進むるには丁寧に取扱ひ先方に受け易からしむるやう出すべし。

一物品を授けられ又は進められたるときは會釋すべし。

一双物・團扇等を進むるには柄を先方に向けて出すべし。

一火鉢・煙草盆を進むるには兩手にて持出て程よき所に置くべし。

一茶は茶碗を茶臺・茶托又は盆に載せ兩手にて持出て程よき所に到りて進むべし。

一菓子・果物を進むるには器に盛りて盆に載せ箸又は楊枝を添へて出すべし但し果物は皮のまゝ盆に載せ小刀を添へて出すことあるべし。

一辭令書・卒業證書等を受くるには授くる人の前凡そ三歩の處にて立止まりて敬禮し再進みて兩手にて取り其の儘三歩退き一見の後敬禮して退くものとす。

一帽を進むるには其の前を先方に向け内面を表はすことなく兩手にて緣を持ちて出すべし。

一傘・杖等を進むるには兩手にて持ち柄を先方の右手の方に出すべし。

第十四　食事

一一般の心得

一食事の始終には挨拶を爲すべく食事中は容儀を亂すべからず。

一食物を身邊及器中に取り散らさゞるやう注意すべし。

一食物の好嫌を云ふべからず。
一食事のときは口を鳴らすべからず。
一食器を手荒く取扱ふべからず。
一食事中は四邊を見廻はすべからず。
一食事中の談話には話題に注意すべく又食物を口にしながら談話すべからず。
一食物は急ぎ喰ふべからず。

二 饗應のときの心得

一饗應のときは主客共に服裝を取り亂さゞるやう注意すべし。
一配膳・給仕は上座の客を先にすべし膳を撤するときも亦同じ。
一給仕の際は客を整へ進退を端正にし特に手指を淸潔にすべし。
一膳を進むるには先方に向けて其の中程を持ち高く捧げ氣息のかゝらぬやうにして持出づべし。
一膳を進められたるときは會釋すべし。
一配膳了りたるときは主人は客に對し挨拶を爲すべし。
一客は主人の挨拶了りたる後に箸を取るべし同席者あるときは尊長の箸を取りたる後に取るべし。
一椀の持方は兩手にて取り左手に載せ拇指を椀側に當てゝ支ふるものとす。
一椀の蓋を取るには片手を椀に添へ他の片手にて取り膳の左方のものは左側に右方のものは右側に置くべし。
一飯・汁其の他のものを盛り換ふるには盆を以て其の器を受け又は進むべし客は兩手を以て器を授受すべし。

三 茶菓

一茶を喫するには茶碗を右手にて取り左掌に載せ右手を添へて飮むべし。
一菓子類は箸又は楊枝にて取りて食すべし又各自に對し器物に盛りて出したるときは物に依りては器を取り上げて食すべし。

第十五 集會

一豫め通知を受けたるとき先方に於て準備を要する場合なるときは必參否を答へ出席の場合には時刻を違ふべからず。
一出席の通知を爲したる後止むを得ざる故障の爲めに出席し難きときは速に其旨を通知し違約を謝すべし。
一出席したるときは係員の指揮に從ひ豫め會場の設備及集會の次第を心得置くべし。
一出入・著席の際には先を爭ふことなく進退座作を靜にし尊長・老幼等を先きにすべし著席・退散の際は隣席の人に會釋すべし。
一屋內に於ては帽を戴き外套・襟卷等を纏ふべからず。
一集會の席上にては耳語し又は多數の人を解せざる辭を用ふる等總て他人の惡感を惹くが如き擧動あるべからず。
一講話・演說中は特に靜肅にし止むを得ざる場合の外退出すべからず。

第十六　祝祭日に關する心得

一祝日・大祭日には特に家の内外を清潔にし必國旗を掲ぐべし。
一祝日・祭日等には家例に從ひ神棚に對して拜禮を爲し又氏神・產土神等に參拜すべし。
一敬意を表する爲外國の國旗を我が國旗と交叉するときは向つて右(卽ち旗竿の本は左方)を我が國旗とす。

注意

弔意を表する爲國旗を掲ぐる場合には竿球は黒布を以て之を蔽ひ且つ旗竿の上部に黒布を附すべし。
一國旗は濫に裝飾に用ふべからず。

第十七　船車に關する心得

一船車に昇降する際又は乘車券等を求むる際は先を爭ふべからず。
一老幼には成るべく席を讓るべし。
一船車内を不潔にせざるやう注意すべし。
一携帶品の整頓に注意すべし。
一同乘者に對し不快の感を懷かしめ或は已れ一人の便宜をのみ圖るが如きことあるべからず。
一車窓より物品を投棄し又は痰唾を吐くべからず。

一船車内に於ては放歌し又濫に高聲に談笑すべからず。
一空席ありとも濫に横臥し其の他容儀を亂すが如きことあるべからず。
一他人の船室を窺ふが如きことあるべからず。
一執務中の船員に對し濫に話し掛くべからず。
一其の他の乘客に對する船車の規則を守り係員の指示に從ふべし。

第十八　物品の貸借

一物品は止むを得ざる場合の外成るべく借用せざるものとす。
一借用の物品は轉貸を爲すべからず。
一貸借の場合は必其の品を改めて授受すべし。
一借用の物品は特に丁寧に之を取扱ひ用濟の後は速に返戻し厚く謝意を表すべし。

東京女子高等師範學校附屬高等女學校修身科(作法)教授細目 (大正四年四月)

第一學期十四週第二學期十五週第三學期十週

備考　本學年に教授する事項はすべて小學校にて學びたる所なるを以てつとめてこれに連絡を保ちて教授せんとす

第一學年　第一學期　修身科(作法)

週	教授事項	教授時數	連絡事項及び教授上の注意	教授用具
一・二・三	居常の心得	三	本學年に於て教授する事項は生徒心得中に規定せられたるもの多く又殆んど小學校にて學びたる事項なるを以て常にこれ等との連絡を保ちて教授すべし。	
四・五	姿勢及進退			
	姿勢	二		椅子
	歩行及廻旋			
	敬禮の心得			
六	立禮			
	普通禮　教室内の禮	二		椅子
七	著椅　離椅	一		椅子
八	著座　起座	一		椅子
九	建具等の開閉出入			
	障子の開閉	一		障子
一〇	襖の開閉	一		襖
一一	扉の開閉出入	一		

一三	簾・幕の出入	一		簾幕
一三・一四	建具等の開閉出入に關する心得			

第一學年　第二學期

	拜禮			
	立禮			
一	復習　普通禮	一		椅子
二	最敬禮	一		椅子
三	數人同時に拜する禮	一		椅子
四	數位を拜する禮	一		椅子
	通過の禮			
五	人の前後を過る禮(同輩)	一		椅子
	同前(貴人)			
六・七	前後を通る人に對する禮	二		椅子
	神社御陵等の前を通過する時の心得			
	行逢の禮			
八	同輩の場合	一		椅子
九	貴人の場合	一		椅子
一〇	行幸啓拜觀の場合の心得	一		椅子
	握手の禮			

一	坐禮		
二	普通禮	一	
二・三	最敬禮	二	
四	人の前後を通る禮	一	
五	復習	一	

第一學年 第三學期

一	物品進撤		
	坐禮		
一	一般の心得	一	
	煙草盆		
二・三	茶	二	
	菓子		
四	乾物	一	
五	料紙硯箱	一	
六	書物書翰	一	
	立禮		
七	煙草盆	一	
	卷煙草 灰皿等		
八	茶 珈琲 紅茶	一	

各種煙草盆
各種茶器
各種菓子器
小刀 剪刀
料紙 硯箱
書籍 書翰

煙草盆・椅子・卓・卓掛
煙卷・煙草入・灰皿・マッチ
椅子・卓・卓掛
茶器・椅子・卓・卓掛・珈琲器
紅茶器・角砂糖等

	清涼飲料の類		
九	菓子	一	
	果物		
一〇	料紙・インク・ペン等	一	

第二學年 第一學期

	接客訪問		
一	接客の心得	一	
	訪問の心得		
二	種類	一	
	賓客送迎		
	取次案内		
三・四・五	帽子・杖・傘等の取扱	三	
	名刺の作り方及用ひ方		
	座席(國風・西洋風)		
六・七・八・九	椅子の進め方	四	
	坐蒲團の進め方		
	着椅・着座		
一〇	服裝	一	
	紹介		

必要の場合には實際に言語を發し談話をなさしむ以下總て同じ

水呑・コップ・栓抜・サイダー瓶・盆等
椅子・卓・卓掛等
菓子器・半紙・折紙・椅子・卓・卓掛等
籠・小刀・皿・果物模型 同前
ペン・インク・ペン拭・吸取紙・洋紙
萬年ペン・廣蓋類

帽子・杖・傘・合羽・風呂敷包
各種の名刺・活字の見本
立札の際には椅子・卓・卓掛を準備する事皆同じ

坐蒲團

二・一三	茶菓	二
一三・一四	供具	一二

第二學年 第二學期

	接客訪問	
一・二・三・四・五	挨拶	
	接待	五
	談話・應對	
六	暇乞	一
	送客	
七	特別の注意	一
八・九・一〇・一一・一二・一三・一四・一五	接客訪問に關する應用事項	八

第二學年 第三學期

	贈答	
	要旨	
一・二	場合及種類	二
	價格	
	裝飾	
三	進物包樣	一

	第一學年第三學期 茶菓	
	前供具	
	第一第二學期に授けたる所を種々の問題により考案練習せしむ	
	茶器・菓子器	
	煙草盆・火鉢・團扇	
	茶器・菓子器・煙草盆・椅子・卓・卓掛・坐蒲團等	
	帽子・杖・傘・合羽・風呂敷包等	
	檀紙・大中小奉書・糊入・美濃紙等	

四・五	熨斗鹽包折樣	二
六・七・八	水引掛樣	三
	返禮	
九	進物の進め方附口上	一一
一〇	復習贈答に關する應用	一

第二學年 第一學期

	食事及饗應	
	日本食及其饗應	
	調膳配膳給仕	
自一至七	二汁五菜	七
自八至一三	略式膳部	六
一四	食事の心得	一

	特有の場合に於ける問題より贈答品の選擇・裝飾等を考案せしむ	
	熨斗・鹽包・標本	
	長短紅白赤白黑白等の水引	
	菓子折の包物・廣蓋其の他包物一二種盆	
	二汁五菜膳部	
	略式膳部	
	二汁七菜三汁八菜等の掛圖	

第二學年 第二學期

一・二	饗應につきての心得	二
	主人及客の注意	
三・四・五	饗應の種類	三
六	裝飾	一

	第二學年第一學期第二學期接客訪問の心得	
	招待狀標本・献立表標本	
	座敷飾・卓上裝飾に關する掛圖・實物	

第三學年　第三學期

七・八・九	三	西洋食及其變應	
一〇	一	食事に關する注意	
自一一至一四	四	食事及變應に關する應用	
一五		集會に關する心得	第一學期第二學期に授けたる所により諸種の問題を授けてこれが應用を考案せしめ或は生徒各自をして練習せしむ
		服裝につきての心得	
		要旨	
	一	常服	西洋食變應に關する器具一切
		禮服	同上
二・三・四	三	時服	第二學年第一學期服裝
		裝飾	公の禮服に關する掛圖私の禮服に關する掛圖實物
		儀式につきての心得	
		要旨	
五	一	祝日（歲首三大節）	第二學期變應の種類
六	一	同上（私の祝式・誕生祝・就學祝）	裝飾に關する掛圖
七	一	同上（算賀）	同前
八	一	祭日	同前
九	一	靈日	

一〇		葬儀附會葬答禮	
	一	忌服喪服	
		榊・香包・玉串	

作法教授の要旨は容儀を整へ、辭令を順にして自己の品位を保ち、又世の慣習風俗に基きて交際の方法に注意し、以て常に議見を適當に外に表出することを得しむるに在り。

教授の方法

一　作法實習に於いては、立禮・座禮の二樣にわたり、其の教材の種類により、教師まづ模範を示して其の事項を說明し、或は說明して後模範を示し、或はたゞ說明又は問答したるのみにて各生若しくは數名の生徒にこれを演習せしめ、熟するに至りて次の事項を教授すべし。

二　作法心得を教授するに當りては、講話によりて說明し、或は問答・對話等の形式により、又其の必要に應じて或は實物・繪畫を示し、或は模範を示すことあるべし。

三　作法の實習及び心得は何れも實踐を要するが故に、各事項に就きて成るべく應用の道を教へんことを要す。されば教授したる事項に關し、常に種々の實際的應用問題を與へてこれを推考せしめ、學校内若しくは家庭に於いて直に實行せしめんことを期すべし。

教授上の注意

一作法の教授は、社會の情態・土地の情況、生活の程度等に應じて適切ならんことを計り、以て日常の起居・動作並に交際法に應用することを得しむべし。

二作法によりて外其の容を整ふるは、即ち内其の心を正しうする所以の道なり。故に教授の際は常に此に留意し、徒に其の形式にのみ流るることなく之を以て德性涵養の資となさんことを勉めざるべからず。

三作法に於いて要求する端粛・靜婉なる態度・動作は體操科に於いて求むる處と相背反せるものにあらず。然れども甲は多く人に對する心得を教へ、乙は自己に關する注意を主とするものにして、之れを用ふる場合の同じからざるにより、其の細節に至りては素より一致を期すること能はざるなり。故に教授者は能く其の主旨を解し、生徒をして矛盾の感を起さゞらしめんことを要す。

奈良女子高等師範學校附屬高等女學校

修身科作法教授細目

甲 要目

第一學年

一 日常の心得
二 應對及び言語
三 起居動作
四 敬禮
五 建具等の開閉

第二學年

一 物品の授受進撤及び取扱
二 容儀及び服裝

第三學年

一 室内の設備
二 訪問の心得
三 送迎及び應接

第四學年

一 招待及び應招
二 食事

三　饗應
四　贈物
五　其他一般の心得

補習科

第三四學年既習の補習

乙　細目

第一學年

第一章　日常の心得

一　要旨

(一)常に容儀の端正ならんことに注意し、動作は優雅にして敏捷なること。

(二)起臥・食事、其の他日常の自己の行爲につきて、一定の規律を守ること。

(三)他人に迷惑を及ぼさず又は自己の便宜のみを圖らざること。

二　起床及び就寢

(一)起床後の作法

每朝起床の後は先づ戸・障子を開き、手を洗ひ寢具を納め、盥嗽・理髮し容儀を整へ、各の家風に從ひて神佛を禮拜し次に父母・長上其の他に對して愉色を以て挨拶をなし、一家圍欒して食事を終へ、然る後所定の業に從ふこと。

(二)就寢前の作法

就寢に際して先づ其の日の經過を反省し、明日の豫定を考へたる後、父母・長上

其の他に挨拶をなし、衣服其の他の物品等を整頓し、後に口を嗽ぎて就寢し、就寢後は猥りに談笑等をなさず、容儀を亂さず、靜に眠に就くこと。

三　身體の清潔

常に自己の衛生及び品位を有つために、身體の清潔を疎にせざること。

(一)朝夕齒牙を善く磨き、口中を嗽ぎて常に之を清潔にすること。

(二)手足の汚れ爪の伸びて垢の溜りたるは甚だ不體裁なるのみならず、衛生上危險なれば、常に注意を怠らざること。

(三)季節に應じて適度の湯沐をなし、且屢〻肌着を取換ふること。

(四)頭髮は屢〻梳り、且洗濯して始終清潔と艶麗とを保ち、年齡・境遇及び時勢に應じ、自己に似合ひたる樣に結髮すること。

(五)紅粉は場合によりては女子の嗜として之を施すべきも生徒としては用ひざること。

四　身邊の整理

(一)机・本箱・衣服・履物其の他身邊の物品は常に其の整頓に注意して、かりにも亂雜に流れざること。

(二)自己の服裝は質素・淸潔を旨とし、決して衒ふが如きことなきやうにすること。

五　家居の心得

(一)家居の時は其の自分に適したる容儀を整へ、絕えず愉色を以て敏捷に事に從ふこと。

(二)親子・兄弟の親しき間柄にも、常に禮義を重んじ、言語・動作を愼み、大祭祝日其の

他一家の祝祭日等に當りては、特に容儀を正して相當の辭を述べ、互に慶弔の意を表すること。

(三)外出せんとするときは、豫め行先・用件及歸宅の時刻、同行者あれば其の氏名を告げ、父母・長者の許を受くること。

(四)歸宅したるときは、父母・長者に對して挨拶をなし、時宜に由りて其の用件に關する事項を詳細に告ぐること。

第二章　應對及び言語

一 人と應對するときは、温容と誠意とを以て相對し、且明快に談話すべく、惰容又は卑々しき態度を表はさゞること。

二 應對中、傍見・書見・中座のことあるべからず。已を得ざる用事起りたるときは其の旨を述べ若くば一禮して中席するも妨なし。

三 應對中咳嚏等の出づるときは、下座に向き口邊を掩ひて靜に之を爲すこと。

四 對話中は先方の談話を聞き誤ることなく、又己のみ談話することのなき樣に注意すること。

五 皇室に關する談話には、必ず敬稱・敬語を用ふること。

六 對話には自他の身分に相當し、正しくして且つ野卑ならざる稱呼及び敬語を用ふること。

七 對話中第三者の人には、場合に依り相當の敬稱・敬語を用ふること。

但し自己の家族・親戚等に就きて他人に語る場合は、之を用ひざるを通例とす。

八 言語は順序及び語調を整へて簡明に發表し、早口・冗語に渉らざる樣に注意すること。

九 言語は平易にして野卑ならざるものを用ふること。

一〇 親密の間なりとも疏略若くは侮蔑の語を用ひざること。

一一 他人の談話せるとき妄りに差出口して之を妨げざること。

一二 誹譏・嘲笑等は之を慎むべく、又人の身上に關する談話は輕卒に之を爲さざる樣注意すること。

一三 他人の面前に於て人の過失・短所等を指摘せざること。

一四 一時の感情に驅られて談話の體を亂さざる樣に注意すること。

第三章　起居動作

一 一般の心得

凡て人品の高下は其の坐作・進退の間に顯るゝものなり。されば温和・閑雅を貴ぶ女子にありては常に特に枝に留意して其の作法に慣るること。

二 立ちたる姿勢

頭を眞直に保ち、眼を正しく正面に注ぎ、口を閉ぢ、頸を少しく引き、兩肩を後に引く樣にして、下腹部に力を入れ、兩足を揃へ眞直に立ち、兩手は指尖の開かぬ樣に、自然に兩側に垂れ置くこと。

三 步み樣

上體は立てる姿勢を保ち、眼は凡そ二三間以内に注ぎ、足尖より下してすら〳〵

歩むべし。歩調も大小自然を失はぬ様に、(一疊を約五足位に)敷居及び疊の縁は避けて踏まぬ様にすること。

四 立ちて廻り様

立ちたるとき廻るには上座の足を斜に後に引くと共に上座の方に向ひ、徐に廻ること。但し場合によりては二歩程後しさりをなし、然る後廻るべし。

五 腰の掛け様

椅子に腰を掛くるには下座の方より進み、椅子の脇に立ち兩足を揃へ、椅子の方の手を靠の上に掛け、下座の足より進みて腰を掛くること。

六 腰を掛けたる姿勢

上體は立ちたる姿勢と同うし、腰は深くかけ、兩脚を揃へ、足の蹠を床につけ、兩手は膝の上に重ねて置くこと。此の際左手を下に右手を上にするを良しとす。

七 椅子の離れ方

椅子を離るるには、先づ椅子の前に直立し、下座の足より退くと同時に、上座の手を靠の上に掛け、次に下座の方の手を添へて椅子を元の位置に復し置くこと。

八 坐り様

坐するには先づ坐すべき所に至り、上座の足を少しく引く心にて、同時に徐に上座の膝より下座の膝を屈し、其の膝の座上に同時に上座の膝を少しく前方に出す心持にて、膝頭を揃へて坐すること。

九 坐せるときの姿勢

上體は立てる姿勢と同様に保ち、膝を揃へ兩足の拇指を重ね、其の上に上體を眞

直に置くこと。此の際兩手は重ねて膝の上に置くべし。

一〇 立ち様

立つときには、兩手を兩股の上に置き、兩足を爪立て上座の足を少しく踏み出し、腰に力を入るる様にして上座の膝を疊より二三寸上くると同時に立ち上り、下座の足を揃へて立つこと。此の際下腹部を屈するは見苦しきものなれば、特に注意すべし。

一一 膝行

長者の前にて立居をなすとき、餘り間近なるは無禮とするものなれば、二三歩或は數歩膝行して進退するをよしとす。即ち膝行して進むときは、一歩毎に兩手の食指を揃へ、八字形に膝より少し離して前方に置き、先づ上座の膝を進め上座に及ぶこと、退くとき上座の方より手と足とを同時に引くこと。

一二 坐して廻り様

長者の前に座したるとき、其のまま立ちて退くは無禮とするものなれば、程よき處まで膝行して退き兩手を、兩股の上に置くか又は廻らんとする方の反對の手を座上に突き、兩足を爪立て廻らんとする方の膝を稍〻高く浮かせ、他の膝は輕く床上をなする様にして徐に廻り、後立ちて退くこと。

第四章　敬禮

一一 一般の心得

總ての敬禮は、恭敬の意を表することを旨とし、之を受けたるときは答禮をなす

こと。

二普通禮

(一)立禮に於ては先づ直立の姿勢を取り先方の眼に注目し、上體を徐に屈すると共に、手は自然に下げて其の指尖を膝頭に近からしむるを度とし、後徐に元の姿勢に復すること、殊更に頸を屈し手の指を開き膝を屈するが如きは共に宜しからず。

(二)坐禮に於ては先づ正座の姿勢を取り、先方の眼に注目し、兩手の指を揃へ膝前に八字形に置きて、指尖の間を約三寸とし、徐に上體を屈し、頭は坐面より凡二三寸の所に下ぐるを度とし、後徐に元の姿勢に復すると同時に、兩手(右を上にして)を重ねて膝の上に置くこと。殊更に頸を屈し手の指を開き腰を上ぐるが如きは共に宜しからず。

三最敬禮

(一)立禮に於ては先づ直立の姿勢をとり、先方の眼に注目し、上體を徐に屈すると共に手は自然に下げ、其の指尖の膝頭に達するを度とし、凡一呼吸の後徐に原姿勢に復すること。殊更に頸を屈すると膝を折ると、手の指を開くとは共に宜しからず。

(二)坐禮に於ては、先づ普通禮に準じ、兩手の食指を相接せしめ、兩肘を膝側に近づけて徐に俯伏して額の手甲に達するを度とし、凡一呼吸の後徐に原姿勢に復すると同時に兩手を膝の上置に、くこと。殊更に頸を屈すると、手の指を開くと腰を上ぐるとは宜しからず。

四禮拜

(一)神前に禮拜するには、先づ手水遣ひ式場の入口にて拜し、神前に進みて禮拜拍手、(拍手は一二・一二と二回或は一回)又禮拜し、其の儘に二三歩退くこと。

玉串を捧ぐるときは、玉串を右手に掛けて、上を左として、左の手を添へて神前に進みて禮拜し、左の手の掌にて「の」の字形に向きを換へ、其の本を神前に向けて臺上に供し、拍手禮拜すること以前に同じ。

(二)佛前に禮拜するには、神前に禮拜するると同じけれども、只合掌一拜して香を捻り、(二回)香爐に燻へ、更に合掌一拜するを異りとす。此の合掌するを合手體ともいふ。

五略禮

普通禮の姿勢注目の下に、立禮に於ては兩手を七八寸開きて八の字形に膝前に下ろし、額を座面より七八寸の處まで下くるを度とし、後徐に元の姿勢に復すること。

六會釋

姿勢及び注目は前者に同じ、立禮に於ては僅に頸を前方に傾け、坐禮ならば手を其の儘にして輕く上體を前方に傾くるを度とすべし。

七神社及び御陵等に對する敬禮

(一)神社・御陵等を參拜する場合には、最敬禮をなすこと。

(二)神社・御陵等の前を通過する場合には敬禮をなし、又貴人の墓等に對しては相當の敬意を表すること。

八奉迎及御通過拜觀御眞影及び軍旗に對する敬禮

(一)奉迎及び御通過拜觀の場合には、豫め肩掛・合羽等を脫ぎ、傘を疊み、容儀を整へ、御通過の際最敬禮を行ふこと。

但し降雨甚しきときは、雨具の儘行ふも差支なし。

(二)拜觀は塀越又は高き位置よりせざること。

(三)奉迎及び拜觀の際は靜肅を旨とし、御行列の通過を俟ち徐に退散すること。

(四)御眞影に對して最敬禮を行ふこと。但し軍旗の上覆あるときは、敬禮をなすに及ばず。

(五)軍旗に對しては敬禮をなすこと。

九人の前を過ぐるときの禮

凡べて人の前を過ぐるときは、相當の敬意を表すべく、長者の前にては少しく體を屈め、凡二三步前にて斜に先方に向ひ場合に應じて立禮又は坐禮をなすこと。其の際小足に且つ稍早めに少しく腰を屈めて通り過ぐべし。

一〇我が前を過ぐる人に對する禮

凡べて我が前を過ぐる人敬禮したるときは答禮をなすべく、長者なるときは立ち又は坐せる儘敬禮をなすこと。又椅子に凭れる場合は、之を離れて立禮をなすこと。

一一廊下・階段等に於ける禮

(一)廊下にて長者に行き逢ひたるときは、數步前の所にて成るべく左側に立ち止まり、敬禮を爲して通り過ぐること。

(二)階段にて長者の登らんとせらるるに行き逢ひたるときは、一二步後に引き返し、其の登らるるを待つか、場合によりては速に降りて敬禮をなすべく、又自分の登らんとするに行き逢ひたるときは、其の所に立ち止まり、敬禮をなしたる後、長者の降り終るを待ちて左側を登ること。

一二途上の禮

(一)凡べて知人に行き逢ひたるときは、少しく手前にて敬禮すること。

(二)長者に行き逢ひたるときには、數步前にて左方に避け敬禮すること。

(三)途上葬儀に出逢ひたるときは、其の柩に對して敬意を失はざる樣にすること。

(四)行逢及び通過の禮を行ふに際し、携帶品あるときは成るべく左手に持ち若くは左腋に抱ふこと。

(五)車上にありて徒步の長者に行き逢ひたるときは、下車して敬禮すべきものなれども、間近になりて氣付きたるときは、鄭重に敬禮して過ぐるも差支なしとす。又互に車上なるときは敬禮をなして過ぐること。

(六)雨天の時の外は傘類を疊むか、又は左側に横たへて敬禮すること。

(七)長者を追ひ越す場合には、挨拶(場合によりては目禮)をなすこと。

(八)敬禮をなす場合には、肩掛・手袋類は之を取ること。合羽類は場合によりては取らざるも妨なし。

(九)凡べて途上は左側通行なれども、軍隊に行き逢ひたる場合は、右側に避くるを例とすること。

(一〇)途上を同行する際は、成るべく步調を揃ふる樣注意あるべく、又長者と同行

する際は、自らは長者の左に立ちて雁行する樣心がくること。

一三 共同乘物の禮

共同乘物の中にありては、座席・携帶品・飲食相互の言語・談話・窓・戸の開閉等其の他凡べての起居・動作に於て他人に迷惑をかけぬ樣注意すること。なほ乘物を昇降する際にも、同樣の注意あるべきなり。

一四 出入・受授・應對等の場合の禮

(一)御眞影を奉安せる室其の他凡べて長者の室に出入するときは、相當の敬意を表すること。

(二)長者に物品を差出し、又は長者より物品を受け取るときは、其の都度敬意を表すること。

(三)長者に應對する場合には其の前後に敬禮すること。

第五章 建物類の開閉

襖・障子の類は出入の際開放せられたる場合は、其の儘とし、閉ぢたる場合は之を閉づるを禮とす。されど後より出入する人あらば、最後の人之を閉づること。又他人の居室に入らんとするとき、日本室ならば「御免下さい」などの聲をかけ、洋室ならば輕く扉を叩きて應答をまつを禮とす。

一 襖・障子・襖障子を開くには、先づ開かんとする襖・障子の引手の方に向つて少し斜に開き襖・障子に遠き方の手を膝脇につき、近き方の手の指尖を引手に(障子などの引手なき場合には其の横桟に拇指を上にして)かけ、四五寸開き、反對の手にて閾より四五寸上の方にかけ引手を殘す位に押しひらき出入すること、又之を閉づるには襖・障子に遠き手にて閾より四五寸の所を持ち之を引きよせ、四五寸殘したる所を、更に反對の手の指尖を引手にあてゝ閉づること、但し、場合によりては立ちながら腰を屈めて開閉することもあるべし。

又長者を案内して室内に入らんとするときは、先づ上座の方の襖・障子を開き、客に先立ちて入り、下座につき、客の着席を乞ひ、然る後に之を閉づること。

長者を室の入口まで案内する場合には、少しく斜に向ひ、自ら之を開きて傍に避け長者の通り過ぎたる後之を閉づること。

二 簾。簾の掛けたる所を入るには、其の一端を向の方に輕く押し出し、出づるには手前の方に引くこと、又場合により徐に之を下すこともあるべし。

三 扉。西洋室の扉の開閉は、右開きなる場合には右の手に把手を採りて開き、室内に入りては内側の把手を左の手に採りて正しく之を閉づること、左開きなる場合は、此の反對になすべし。

長者を案内する場合は、凡て襖・障子等に準すべし。

第二學年

第一章 物品の授受・進撤

一 一般の心得

(一)進め方。總べて器物又は食品などを人に進むるは、相手に對して滿足を與ふ

るに外なもざれば、物品を進むるには、頭を向ふにして左の手に載せ或は左の手に持ちて右の手を添へ相手の前に至り、着座せらるゝときは座して、起立若しくは腰掛の時には立ちて、右より左に向きを取り換へ、座したるときは一旦下に置きて、更に進むるを例とす。此の時、大なるもの又は長きものは、初めより相手に向け、又は頭を相手の左の方として持ち出づること。

(二)受け方。物品を受くるには、其の儘答禮を爲して妨げなけれども、物品を自分の前に持ち來らるゝときは、左の手に受け、右の手を添へて受け取り、一旦下に進むる等の勞を省くを以て、受くる者の禮とす。

(三)撤き方。進められたる物品を撤くには、其の前に至り進めし時と同じく座し、又は立ちて一禮を爲し、物品を少しく前に引き寄せ、更に持ち直して退くを例とす。此の時、相手は給仕が自分の前に來らば直ちに物品を持ち上げ、給仕に渡すを禮とす。

二 座蒲團

(一)進め方。兩手に持ちて靜かに進み出で、適當の場所に坐して進むること。

(二)撤き方。座蒲團を進められたる場合先づ一禮して兩手にて座蒲團を抑へながら膝行しつゝ進みて撤くこと、挨拶の場合には之を下るを禮とす。下り方は、座蒲團を抑へながら斜に下座の方に辷ること。

三 煙草盆

進め方。火入を客の左に灰吹を右に据え、灰吹には少しく水を入れ、初めより客の方に向けて左右の手にて持つこと。此の際盆の兩側の底の角は食指と中

指との間にあるべく、尙拇指は離れぬ樣にしてよき程の處に跪きて下に置き、兩手を其の儘下げて拇指を前にかけて少しく進め、一禮して退くべし。

卷烟草入及び灰受皿を進むるには、烟草盆に準じて卷烟草入を客の左の方に、灰受皿の上にマッチを添へて右の方に進むること。

四 茶

(一)進め方。左の手に茶托を受け右の手を添へて持出で跪きてこれを兩手に持直し、其のまゝ烟草盆に並べて客の右方(場合によりては左又は正面)に置き、左右の掌を上に向けて指先にて少し推進むること。一順進めたる後は茶の急須と別に湯を入れたる急須又は土瓶の類を盆に載せて出し置くべし。

(二)飲み方。主客に茶の配られたるとき、主人の挨拶あるを待ちて、兩手にて茶碗を持ち上げ之を左手の指の上にのせ、右手を茶碗の周圍に添へ輕く推頂き、然る後飲むこと。一口飲みては胸の邊までおろし、二口目も同樣にし、三口・四口にて飲干し、一旦膝の邊まで手を下げて茶碗を茶托の上に其の儘に置くべし。

(三)撤き方。進むるときと反對に一禮して少しく引寄せ、然る後持去ること。若し來客多人數の時は、主賓の外進むるも撤くも、三四人分宛盆に載せて順次に取扱ふべし。

五 菓子

(一)進め方。茶に準ず。

(二)受け方。主人より進めらるゝこと一二回に及ばゝ、徐かに菓子を取りて我が前に引きよせ、次座の客に挨拶して之を取ること。而して、之を取るには先づ懷

紙を出だし、延ばして二つ折になし、折り目を手前と右方とにす。膝前左方に置き、干菓子ならば二三種、蒸菓子ならば一個を取るべし。取り終らば一禮して次座の客に送るべし。

箸を取るには、先づ半より少しく上部を右手の指先にて上より取りあげ、これを左手に載せ、更に右手を下よりかけて之を持ちかへて取ること。菓子を食ふには之を紙にて割りて右手に取り左手にて口邊を輕く掩ひて食すること。若し干菓子ならば紙上にて兩手にて適當に割りて食ふべし。

注意

火鉢・烟草盆等客前に出すものは總べて清潔を要すと雖も、殊に茶菓等の器には心を用ふべし。假令聊にても破損したるもの、又は洗方不潔なるものなどを出すときは、客をして不快を感ぜしむるものなれば、自然失禮となることあり。注意せざるべからず。

六 珈琲

(一)進め方。珈琲・紅茶の類は、受皿の前に茶匙を置き、茶碗の取手を客の左方にして煎茶の如く進むること。茶匙に角砂糖を一二個載せ置くべし。

(二)飲み方。左手を添へて、匙にて掻き廻し、匙を皿の茶碗の向ふに置き、右の手にて茶碗の取手を右の方に廻して取り、左の掌に受けて飲み終り、再び皿の上に置くこと。

七 果物

(一)進め方。果物類を進むるには先づ外皮を能く洗ひたる後、皮を剝きて適當な

る器に盛り、箸を添へて進むる場合と、皿等に盛り楊子を添へて銘々に進むる場合とあり。若し皮付の儘にて進むるときは、必ず小刀を添へ別に皮入の器物を添へ置くべし。

(二)食べ方。皮を剝き、適宜に切りて出されたるものは其の儘楊枝にて食し、皮付のものは蜜柑の類ならば、花落の所より指尖又は小刀にて皮を剝き、帶の所にて留置く樣にし、適宜に割りて右の手にて食し、種子及び糟の類は懷紙に受けて包み置くこと。

尤も皮入の器あるときは、紙に包みたるまゝ入れ置くべし。

八 刃物類

進め方。刃物類は危險のものなれば、なるべく安全に取扱はざるべからず。即ち左手に柄を持ち、尖を下に向けて先方の前に至り、向きを換へ、柄の附け際を右手の拇指と食指とにて横より持ちて進め、先方が柄の中程を上より取らるゝ樣に進むること。

九 火鉢

進め方。火鉢を持つには四指を手掛に入れ拇指を緣にかけ、胸より少し下の方にもち、兩客の間に(もし別々に進むるときは客の左方とす)歩み出でこれを据うべき適當の場所まで進み、靜かに座し、これを据え、輕くおし進めて二膳ほど引きて退くこと。

なほ三つ足のものは其の二本の足を客の前にして進むべし。

注意

火鉢は奇麗に飾ひたる灰の中に善くおこりたる火を適當に入れ、灰を周圍よりかけ、絲・手掛等の塵埃を拂拭し火箸は角火鉢ならば右を頭にして客の手前に横へ、圓火鉢ならば客の右手の向に突き立て置くべし。

一〇扇子・團扇類

(一)進め方。扇子・團扇の類を進むるには、双物類に準じて、地紙の所にはなるべく手の觸れざる樣に扱ふこと。

(二)使ひ方。扇子は貴人の前にては使はぬを禮とすれとも、極暑の折は半開きて、左手を突き胸の邊をあふぐは差閊なし。其の際更に長者をあふぐは宜しからず。進められたるとき直ちに團扇を使ふは宜しからず。さりとて折角進められたるものを手だに觸れざるも亦失禮なり。

一一料紙・硯箱類

進め方。硯箱は、手前に向けて其の上に料紙の折目を左にして載せ、兩手にて持ち出で適當の位置に坐して前に置き、兩手にて料紙と共に蓋を取りて右脇に置き、水を注ぎ、墨を磨り、筆を染めて向ふの緣に掛け、向きを凡そ三度半にて取り換へ、客の右前に例の如く推し進め、次に料紙の向きを換へて正面に進め、更に蓋の向きを換へて裏模樣の美はしきものは裏を上にして客の右脇に進め、一禮して退くべし。

附。硯箱には筆・墨・水入・小刀を入れ置き、場合によりては料紙として卷紙及封筒を添へ置くこと。

一二、書籍及び書狀

(一)進め方。書籍・書狀は總べて表を上にし、字頭を向ふにして左手に載せ、右手を添へて持ち出で、一禮して、右手にて字頭を手前の方に廻して進むること。

(二)受け方。書籍・書狀の類を受くるには左手に受け右手を添へて受け取り、書籍なれば表題、書狀なれば宛名と差出人の氏名とを見置くこと。對客中は書狀を開封せざるを禮とすれども、急用若しくは使者の待てる場合には、一應斷りて開封し、時としては一禮して其の座を起ち、回答を認めたる後は復席して謝するを禮とす。尤も同輩の間なれば、其の席にて認むるも妨げず。又新聞・雜誌の類を受け取りたるときは、客に由りては閲覽の爲めに差出すもよしとす。

一三卷物・書畫帖類

(一)進め方。書籍類に準ず。

(二)見方。卷物類を見るには先づ左手に持ち、右手にて紐を解き、僅かに開きて紐を上より内に入れ、右手にて紐と共に卷絹の處を内へ綾く入れながら、左手にて徐々に開きて見、終り、再び軸の方より正しく卷き收め、紐を三つ或は五つ位に卷きて、紐の端を卷き、終りの紐の間に挿み置くこと。書畫帖類を見るには鄭重に取扱ひ、卓子あらば卓上にて、大なるものは座上にて頁を返すには柱の中程を拇指の腹にて徐かに開き見ること。若し同席者あらば上席より順次に、若し數種ある場合には次席者以下へ適宜に分配し、なるべく何れへも行き渉る樣に取計ひ、終りには末席の者は之を取纏めて、主人に返し、或は卓上に積み置くべし。

一四雨衣類

着せ方。合羽類を被するには兩手の小指に兩袖の上を引掛け、左手に脊の上部を持ち、右手にて右の前身を肩より被せ右手を伸べて袖を入れしめ次に左方を入れしむること。

外套類を被するには、客の脊の後より兩手にて衿先を持ちて進め、客が左右の手を後に伸ばして袖に差込まるゝとき左右の袖と衿とを一齊に引き上ぐること。

一五 帽子・杖・傘類

(一)進め方。中折帽子はリボンの結び目を自分の左にして、兩手にて捧げて進むること。

傘・杖の類は柄を向ふにして左へ横たへ、中程を左の手にて下より受け、尖を右の手に持ちて進むること。

(二)受け方。傘・杖等を受くるには右の手に柄を取り、左の手を添へて受くること。

第二章 容儀及服裝

一 一般の心得

容儀・服裝は人の品位に關係するものなれば、常に端正にして清潔・質素を旨とし、高尙の風を保たざるべからず。

二 結髮・脂粉等

(一)頭髮。頭髮は品位を保つ上につきて、最も大切なる天然の裝飾なれば、屢々梳りて頭垢を去り、且つ洗滌して惡臭を去り、毛髮の艶麗を保ち、年齡と境遇と時

勢とを考へて、上品なる形を選び、なほ適當なる飾を施すこと。

(二)脂粉。脂粉は年齡・境遇・時勢等を考へて適當にこれを施すは服裝と相俟ちて、女子のたしなみとして缺くべからざるものなり。されど、紅は祝意を表するものなれば、弔問・葬祭等の凶禮には用ひざること。之を片化粧と云ふ。

三 衣服

服裝には常服・時服・禮服等の制あり。和服・洋服の別あれども、和服は從來の慣例を標準とし、年齡・境遇・土地の情況等を斟酌して適當なるものを選び、以て各自の品位を保たんことを心がくること。

(一)常服。常服とは禮服にあらざる總べての服に就きて稱ふる名なり。即ち日常川ふる衣服なれば素より禮服の如き嚴重なる作法はなけれど に就きて注意せんことを要す。

(二)時服。衣服を着するに季節に從ひて相當の物を用ふるは勿論のことにして、今更に云ふを要せず。其の種別は大略左の如し。

十一月より四月中までは　棉入

五月と十月とは　袷

六月より九月中まで　單衣なれども極暑は帷子を用ふ。

(三)禮服。男子の禮服はフロックコート・燕尾服及大禮服とす。フロックコート及燕尾服は普通の人の用ふるものなれども大禮服は官位ある人の着用する禮服なり。和服の禮裝は紋付・羽織・袴とし、正式の場合は無地紋付を用ふるを可とすれども、場合によりては縞物等を用ふるも差支なし。

女子の普通に用ふる禮服は模様物なり。下着は白無垢又は裏衣と同じ物又は他の無垢を重ぬるもよし。色は何にても差支なし。略したるときは無地の紋付又は小紋の紋付にて引き反し又は替り裏を用ふるなり。但し、送葬の時用ふるものは無地黒の引き反し紋付に白無垢を重ねたるものにして、帯も亦黒き物を用ふるを正しとす。

四 附屬品

(一)手巾は常に清潔なるものを用ふること。

(二)懐紙は手布とともに日常懐中に缺くべからざるものなれば、普通に半紙を八ツ折又は六つ折として懐中に入れ置き、一度使用せしものは、左の袂に入るゝこと。

(三)手袋・肩掛・被物等は、餘り目立たさる柄にて、年齢・境遇等に相當したる品を用ふべきものなれども、服裝との調和をも考へて選定すべく、而して是等のものは室内にては決して用ひざるべし。

(四)足袋はすべて白を用ひ、夏季と云へども、外出又は接客の時には着用すること。

(五)履物は境遇と服裝とに應じて、餘り見苦しからざるものを用ひ、玄關に入る前に附着せる泥等を落し置くこと。

又禮服の場合には通常麻裏等の草履を用ふるを禮とすれども、下駄を用ふる場合には表附をよしとす。

(六)合羽或はコートは雨衣なれども、近年は晴雨を問はず一般に之を着用する風あり。これ一は服裝の目立たざるためなれば、漫りに贅澤なるものを用ふるは

よろしからず。

(七)傘の類は、身分に應じ、服裝との調和を考へ、適當なるものを用ふること。

第三學年

第一章　室内設備

一 一般の心得

室内の設備裝飾は身分に應じたる程度に於て建築上見るべき所は鮮かに又見苦しき所はなるべく目立たざる樣に施すべし。座敷床の間をはじめ總べて人をして快感を起さしむるを以て目的とし季節及び吉凶其の他の場合に應じて設備すべし。

二 玄關若くは昇降口

(一)常に清潔・整頓に注意し一家の品位を保つやうに心掛くること。

(二)其の形は千差萬別なれども、大抵車寄・敷臺・疊敷の部分より成り、又車寄を設けず直ちに敷臺なるもあり、又は格子戸附・開き戸附等の如き略式なるもあり。

(三)餘りに種々の裝飾を施さざるを良しとす。帽子掛・傘置等は正面目立つ所を避けて置くこと。

(四)靴の塵上る場所には靴拭を備へおくこと。

(五)玄關前にて子供を遊ばせ、又は玄關にて商人より買物をなす等のことは成るべく避くるを良しとす。

(六)玄關より家人の履物を亂雜にぎ棄て置くが如きことあるべからず。

三 應接室

(一)普通訪問客を請する所なれば常に清潔を保ち床の間床脇等に適當なる裝飾を施し置くこと。

(二)室の中央に卓子を置きて茶菓を進むるなどは主客共に便利なるべし。

四 客室

(一)客を請じ或は饗應をなす所なれば、特に設備に注意し、日本客室なれば大略左の標準により、適當なる裝飾を施すこと。

(イ)大抵床・床脇・書院を裝飾し、其の他は床の反對の方の一隅に金銀或は古書畫の屏風を置くを普通とす。

(ロ)床の間は床柱の方を主位とし、其の反對の方を客位とす。普通中央に掛物をかけ、客位に花を置き、主位に置物をおくこと。

(ハ)掛物は裝飾の主にして花と置物とは之を助くるものなり。されば花及び置物の位置は掛物によりて變ることあるべし。

(ニ)挿花は掛物の落款を掩はざるやうに置くこと。故に普通落款の反對の方に置くものなり。而して、其の位置は床の深さの中央とし、掛物の軸の端が花臺の中央に當るを度とすること。

(ホ)置物を置かざるときは花を中央或は下座の方に置くことあり。又は幅對の掛物を用ふるとき及び横廣にて短き掛物を用ふるときは中央におくこと。

(ヘ)華やかなる花模樣ある花器には花物を挿さざるを通例とす。又書畫の掛物の前にはあざやかなる西洋花の如きものを挿さざるをよしとす。

(ト)花臺及花器は常によく掃除し、且つ手入をなし置くこと又花器の水の涸れざるやう水の中に埃の溜らぬやう注意すること。

(チ)床飾り。四季折々に意を用ひて趣味商尚なる趣を呈するやう注意すること。其の他饗宴を催すときは其の場合に應じて其の意味を助くるが如き裝飾をなすこと。

置物は金屬製・陶磁器・彫刻器或は香爐等種々あれども、要するに掛物・花等に調和よきものを置くこと。

(リ)床脇には通例違棚・袋戸棚(上袋・地袋)等あり。書幅・古書・卷物・料紙・文庫・硯箱等の置き物を置くこと。

(ヌ)書院には置物を置き、或は盆栽を置くことあり。

(ル)屏風には二枚折・六枚折等あり。廣き座敷にて、幾雙も立つるときには、書又は色紙・短册の貼交屏繪を上座に、彩色の濃きものを下座に立つるを普通とす。されど筆者の地位又は年代等をも考ふべきものなり。

(ヲ)日本間に用ふる額は、大概語句或は山水・花卉などの書畫を貼りたる横長きもの にして、鴨居・床脇の上其の他欄間等に斜面に揭げて室内の裝飾となすも

のなり。而して、桂の上には掛けざるものとす。何れも時と場合其の他の配合を見計ふ事肝要なり。

五其の他の諸室

書齋・居室等すべて其の目的に從ひ、客室に準じて適當に裝飾すること。

六客用諸道具の取扱及び注意

客用諸道具は常に意を用ひ、室内の設備・裝飾其の他周圍の事情と對照して不調和ならざるやう注意すること。例せば左の如し。

(一)座蒲團は衣服の夏衣に改まると共に夏季用座蒲團を用ひ、冬衣に改まると同時に冬季用のものを用ふること。火鉢等の注意も亦之に準すべし。

(二)其の他季節によりて夏は建具を開放して涼しき風を入れ、襖を簾子に代ふる等、冬は火鉢・暖爐等用意するなど、適當の注意あること。

(三)其の他諸器具等の及注意は、接客のところにあれば省く。

七庭園

客室・應接室等より見ゆる庭園は、庭樹・庭石の配置及び手入に注意し、來客に快感を起さしむるやうにすること。掃除の不行屆は勿論、客室前に干物などをなすが如きは體裁あしきものなり假令庭樹庭石の趣を添ふるものなくとも毎朝掃除のよく行屆きたるは心地よし。凡てかゝることは主人の心も推しはからるゝものなれば、注意を怠るべからず。

八其の他一般に對する注意

(一)常に襖・障子・疊等にも注意して、破れたるもの又は古くなりたるものは相當に

修理或は新調をなすこと、但し客室の障子等の切貼りは成るべく避くるをよしとす。

(二)諸道具を意味もなく並べて人をして却て不快の感を起さしむることあり、注意すること。又裝飾品其の他室内に備へたる品は一々手を入れ、十分掃除の屆き居るやうに注意すること。

第二章　訪問の心得

一一般の心得

訪問は互に交誼を厚うするを以て主とするものなれば、吉凶其の他事故あるときは勿論、然らざるときといへどもなすべきものとす。訪問なさんとするときは、名刺・時刻・服裝等、すべて時と場合とに應じ注意すべきなり。

二普通訪問

(一)訪問をなさんとするときは、先づ名刺を用意すること。名刺は繪模樣あるもの・金絲あるもの等は用ひざるを良しとす。紙は鳥の子又は白色西洋紙を用ふるを通例とす。形のあまり小なるは宜しからず。通常縱二寸五分橫一寸三四分内外のものを適當とし、文字は楷書・行書等を用ふるを通例とす。文字のあまり大なるは高慢に見ゆるものなれば、紙の大さによりて適當なるものを用ふべし。(五號活字位は適當か)

(二)訪問時刻は季節により異なるも、午前九時頃より十一時頃迄、午後は二時頃より四五時頃迄の間を良しとす。

(三)訪問の服裝は先方の位置と自らの身分と場合とに應じて、相當の禮容をなすこと。

(四)訪問の際は、先づ玄關に至りて案内を乞ふべし。取次人出で來らば簡明に來意を告げて名刺を通じて取次の依頼をなすべし。主人不在なるときは、名刺を殘し且つ來意を簡明に言ひ殘して歸るをよしとす。其の行先又は歸宅の時刻を問ひ正すは禮にあらず。但し、止むをえざる用事ある場合は、此の限りにあらず。

(五)客室に案内せられたるときは、先づ玄關にて或は控室にてコートを脫ぎ、手早く疊み、其の他一切の携帶品を正しく置き、容儀を整へて客室に入るべし。其の他下駄傘等も正しく適當の場所に置くこと。下駄に附着せる泥等は玄關に入る前に落し置くを良しとす。

(六)客室に入らば先づ下座に居り、主人出で來らば座蒲團より下り、或は椅子を離れて挨拶すべし一通りの挨拶終らば主人の進めによりて着座すべし。上座に進められるゝときは一應は辭退すべきも、再三進められるゝときは、無下に辭退すべからず。挨拶の順序は先づ主人に向つて恐し、次に主婦、次に家族に向つてなすべし先客あらば後に一禮すべし先客もし多人數なるときは一齊に敬禮すべし。なほ主人に挨拶する前に取次の女中等に挨拶するは禮にあらず。

客室の裝飾品等には妄りに手を觸るべからず。若し之を手に取らんとするときは、必ず一應主人の許諾を受くべし。猥りに室内を見廻はすは素より失禮なれども、床飾・庭園其の他特に主人の意を用ひたる箇所には、必ず一亙目を通して相當の讃辭を述ぶるを禮とす。

(七)會話の時間は三十分乃至一時間位を適當とす。但し要談の都合か又は無理に引とめらるゝときは此の限りにあらず。

(八)茶菓を供せられたるときは、主人の好意を害ふが如きことあるべからず。

(九)暇乞の挨拶は座を下りてなすべし。此の時の挨拶の順序も前と同樣にすべし。なほ主人玄關迄送り出でんとするときは、一應は辭退すべし。强ひて送り來らば再び一禮して玄關を出で、一度見返りて、最後の一禮をなすべし。

コートの類は主人より進められたるときは、玄關にて着し、手袋・肩掛等は主人の影の見えざる所に至りて着用すること。

附　訪問につきて注意すべき事柄

(一)止むを得ざる場合の外は、寒暑・風雨の烈しき日及び夜間・早朝・食時等を避くるを良しとす。

(二)車は門前或は門内の一隅にて上下し、玄關まで引入るゝ等のことあるべからず。

(三)他家を訪問するときは、子供或は犬等を同伴すべからず。但し親しき間柄に於ては此の限りにあらず。

(四)他人の紹介なくして一面識なき人を訪問すべからず。

(五)他人の紹介狀を持ちて訪問するときは、己の名刺を添へて出すこと。

(六)私用のため電話等にて在・不在を訪ねて後訪問するは、長者に對してはなすべきものにあらず。

(七)訪問の際主人の外出間際なるを知らば、直に辭し去るべく、若し差支なしとのことならば、成る可く速く用事をすまして歸るを良しとす。

(八)故なくしてみだりに長座するは先方に對して迷惑を掛くるものなれば、注意すること。

(九)進物を呈するときは、一應の挨拶を終へ、要談のすみたる頃或は來意を語り終へたる頃に出すこと。出し方は主婦の前に出すか、場合によりては婢僕に進めて、其の取次を乞ふことあるべし。

(十)冬季及び夏季の訪問の際、客室に通るや否や直に火鉢に手をかざし、又は着席早々扇子・扇團等を使ふは慣みなき態度と云ふべし。

(十一)食事等進められたるときは、無下に辭するは宜しからず。既に用意せられたるものを辭退するは却て失禮なり。

(十二)談話中屢々時計を出して見るが如きは無作法なり。

(十三)訪問先にて漫りに其の家の召使を使用せざること。又召使に對する態度傲然たるは主人に對する無禮となるものなれば、注意すべきことなり。さりとて、狎々しく談話を交ふるも宜しからず。

三 慶賀の訪問

(一)新年の祝賀

(イ)年賀の禮は家々の事情により一定し難けれども、成るべくは七日以內に於てするをよしとす。遲くも十五日までに之をなすべし。

(ロ)主人在宅ならば親しく面接して賀詞を述ぶべし。玄關先に名刺を置きて去るは實は禮にあらず。若し止むなく斯くするときは、玄關先に至りて一禮し、名刺を先方に向け正しく名刺受の上に置き、再び一禮して立ち歸るべし。

(ハ)屠蘇を出されたるときは、盃を取り一禮して受くるを禮とす。又吸物を出されたるときは、先づ吸物を啜ひ、次に屠蘇を受くるを禮とす。其の他の品物も相當に箸を着くるを良しとす。又燗酒・飯等を進められることありとも、餘り長座するは心なきことなれば、時機を見計ひて適當に辭し歸るを良しとす。

(ニ)忌服ある家に對しては、新年の賀詞を述べざるを良しとす。故に此の場合に於ては、一月七日以後に於て普通の訪問をなして慰問の意を表すべし。

附　年賀狀

年賀狀の用紙は奉書の白紙等にして、封筒も同じ紙質繪樣のものを良しとす。之に次ぎては普通半切にして紙質餘り粗惡ならざるものを良しとす。端書は繪端書ならば繪樣の高尙なるを選ぶべし。又忌服ある家に對しては年賀狀を送るは禮にあらず。

(二)結婚・誕生・榮進

右等の通知を受けたるときは、一週間以內に訪問し、本人に面會し祝辭を述べ、又は家人に對して祝辭を述べて歸ること。

四 見舞の訪問

(一)病氣見舞

病人を見舞ふときは、先づ家人にあひて病人の容態を聞くこと。此の際著し家

人より面會を乞はれ、又は病人が徒然に苦しみ居るが如き場合には、面會の上親しく之を慰むるを可とす、此の時病者の横りたる儘見易き所に坐するを良しとす。而して、餘りに病人を刺戟するが如き談話又は長座は之を避くるを良しとす。音聲も成るべく靜にして且つ明瞭なるべし。見舞の品は特別のものゝ外は病人の前には出さゞるを良しとす。尚一般に長座はなさゞるを良とす。

病氣見舞の訪問は、一には家人の心配を勞はるべきものなれば、其の看護の勞及び心遣ひ等に十分同情を表すること。

(二)災害見舞

災害に罹りたる家を見舞ふときは、强ひて面會を求むべからず。假令面會するも決して長坐すべからず。災害に罹りたることを知りたるときは、服裝に係らず時を移すことなく直に訪問すべきなり。若し家人に面會を得たるときは、簡單に當時の有樣等を尋ね、十分其の不幸を勞はりて歸るべきなり。

五弔慰の訪問

(一)死亡の通知を受け又は傳聞したるときは、親疎の關係先方の地位・自己の身分等により、相當の禮裝を爲し、速に訪問して弔辭を述べ、時宜により ては死者の枕頭又は棺前に至りて恭しく禮拜を爲し、特に懇意の間柄にて手助けをなす場合の外は長座をなすべからず。

(二)葬式の列に加はるとき、或は單に會葬するときは、前述の如く相當の禮裝をなし、哀悼を失はざるやうにすること。

(三)式場にては式の終るまで靜肅に整列し、係りのものの指圖により て、柩前に進

みて恭しく一禮拜をなすこと。

(四)靈祭・法事等の拜禮は葬式の時に準じたるものなれば、其の心得にて十分追悼の意を表し、話題の如きも追懷談を主とし、興に乘じて餘談に渉らざるやうにすること。

附

(イ)弔慰の訪問に着くる服裝は、決して華美なるべからず。殊に葬送の際の如きは、髮飾等凡て用ひざるをよしとす。從ひて厚化粧等はなさぬをよしとす。又紅は用ひぬ方よろし。

(ロ)葬式の歸途は他家を訪問せざること、又散歩等をもなさぬこと。

六答禮訪問

(一)人より訪問を受けたるときは、成るべく速に答禮として訪問すること。

(二)招待せられたるときは、一週間以内に訪問して禮を述ぶること。

(三)弔問をうけたるときは、忌明後答禮をなすこと。

(四)慶事の訪問に對しては、速かに答禮の訪問をなすこと。

(五)病氣見舞を受けたるときは、全快後訪問をなし、家人に面會して禮を述ぶること。

(六)特別の恩義を受けし場合及び種々世話を依頼せし場合等には、事情の落着後答禮の訪問をなすこと。

(七)暇乞及び近づきの訪問を受けたるときは、場合によりては即刻又は一兩日中に返別或は同じ意味の訪問をなすこと。

第三章　送迎及び應接

一一般の心得

二主客相互の心得

主人としてはなるべく客に滿足を與へんことにつとめ、客としてはなるべく主人に手數をかけざる心得にて、互に相和して、始めて款待の目的にかなふものなれば、相互に其の趣旨にもとらざること肝要なり。

三案内の乞ひ方

（訪問の心得の中普通訪問の第四項に準ず。）

四取次

玄關に案内あらば直に出でて丁寧に禮をなすべし。而して、其の氏名及び來意をきゝて（場合によりては之を主人に通じ、其の指圖をまちて客を取扱ふべし。但し主人不在なるときは、氏名及び來意等を確にきゝ置き、又來訪の時刻をも覺え置きて、主人歸宅の際、直に其の事を報ずべし。

（一）玄關の障子を開くより、先づ下座の障子に添ひて坐し、其の障子に添ひたる手を其の桟に（樽指を上にして）かけて二三寸開き、更に反對の手にて下より中指まで五六寸の所にかけ、充分に開くこと。

（二）開き終らば、一禮し下座の足より順次に式臺に下り、兩手にて名刺を受くること。

五名刺

（訪問の心得の中普通訪問第一項に準ず。）

六出迎

來客の取次に接したるときは、長者又は近親なれば玄關に出迎ふること。されど、座に長者の客ある場合若しくは目下の者に對しては出迎へざるをよしとす。

七案内

（一）客を案内せんとするときは、先づ玄關の障子の上座の方をも開くこと。

（二）携帶品・外套・帽子・吾妻コート等は凡て受取りて之を適當の所に置き、自ら先に立ちて座敷に案内すること。

（三）座敷の入口に至りて跪座し、上座の襖を開き客に先立ちて入り、自ら下座につき、而して客の着席を乞ふこと。

八着席

座蒲團をもつには、兩手にもちて靜に進み出で、適當の場所に座し、一旦座蒲團を客の反對の側に置き、床前を上座とし床脇を次座とし席を定め、改めて客を此所に請し、次に主人の席を定めて退くべし。

九接客

客の來訪する者あるときは、悦びて之を迎へ、成るべく家事を後にして速かに出でゝ面接するを良しとす。接客は總べて客をして滿足せしむべき親切の心と周到なる注意とを以てすべきなり。

十挨拶及び談話等

挨拶は時候・安否・遠近・交通の便否等を始として、親疎・長幼等の場合により夫々適當の辭を述ぶべきなり。

(一)談話中は倦怠・倨傲の態度なく、姿勢を正しくし兩手を膝の上に置きて傾聽し、話の腰を折り又は先を取り或は側より誤りを指摘する等の出過ぎたる行爲あらざること

(二)語調は溫和にして言語明瞭に上品なる言葉を用ひ、相當なる敬稱・敬語を用ふること。

(三)對話中頭・顏を撫で、屢々時計を見、且つ紐・鎖・又卓掛等を弄り、手足を搖り、身體を動かし、或は懷手をなし、物に倚り掛り、室內を見廻し、欠伸等は愼しむこと。

(四)先方よりの談話は、再三繰り返さるるも厭ふが如き氣色なく、傾聽すべきこと。

(五)談話の種類は四季折々の事、旅行中の事、新聞の事等すべて人の心を樂しましむるやう注意すること。他人の批評或は秘密等は語らざるを良しとす。

(六)多人數に對しての談話は、努めて全體にわたる話題を選び、或は其の人々に少しづゝ談話をなし、決して其の中の一人と長話せざること。然らざれば談話の敵手なき客は、不快を懷くべければなり。かゝる場合には圖畫・寫眞・雜誌等を以て談話を助くるを可とす。

(七)すべて談話は客の種類によりて之を選ぶこと。例へば老人は老人、幼者は幼者と各々其の好む所を考察して談話すべし。

十一 茶菓・火鉢其の他

(二學年物品の受授進撤す)

十二 暇乞

暇乞は先方の談話の切れ目を見計ひ、謝辭を述べて立去ること。

十三 送客

客の歸らんとするときは、先づ玄關に出で障子をひらきて客をまち受け、挨拶し、客に從うて式臺に下り、跪座して見送ること。而して、客の影見えずなりて後戸又は障子を閉づること。

十四 雨具其の他の携帶品

(二學年雨衣類、着せ方。帽子・杖・傘類の進め方、受け方に準ず。)

十五 從者

從者にも茶菓を與へて休憩せしめ、客に食事を進むるときは從者にも相當の待遇をなすこと。

十六 停車場・棧橋等に於ける送迎

尊長者又は近親の者にて長期の旅行をなし、又は遠隔の地に轉居等をなす場合には、出發の際停車場又は棧橋等に之を見送り、又旅行先より歸着の時豫て日時の通知ありたる場合には出迎ふべきこと。

送迎をなせる場合には、なるべく簡單に而も懇に先方の人に對して挨拶をなし、餘談は避くるを良しとす。見送りの場合には列車又は船の動き出したるときは、之を目送し、なるべく先方の影の見えずなる迄立去らざるを良しとす。未だ遠く距らざるに、早くも歸路につき、或は高聲に語り、又は笑聲を發するが如きは共に愼むべき事なり。

第四學年

第一章　招待及び應招

一一般の心得

二招待及び案內

(一)人を招待するには、其の目的・場所・日時等を定めて來臨を請ふこと。なほ長者には必ず自ら行きて請ふべし。

(二)招待狀は凡一週間前先方に到達するやうに發送すること。

普通の案內狀は凡一兩日前位までに發すること。

(三)招待を受けたるときは直に來否を回答すること。

三準備

(一)座敷・玄關及び庭園等は努めて清潔に掃除し客室を始め其の他一般に相當の裝飾を施すこと。其の他季節により室內の冷溫等に注意すべし。

(二)客の席次は我國にては床前を正座とし、次席を床脇の前とす。以下之に倣ふべし。

主人の席は客に面して出入口の方におくを通例とす。されど、客の人數多きとき或は男子席と女子席とを區別するときは、左圖の如きものを標準として適宜に之を定むべし。

第一圖

第二圖

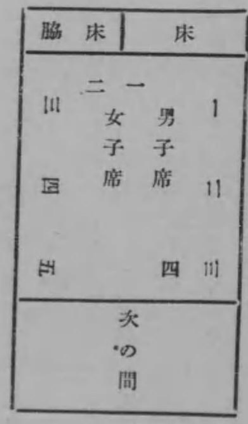

四服裝

主客共に身分・場合・季節等に應じて相當の禮容をなすこと。但し主人は稍下りたるものを着用すべし。

五時刻

(一)招待を受けたる當日には定刻より凡十分前位に先方に到着するやうにすること。一旦約束したる後止むを得ざる事情のため、缺席或は遲刻する場合には、豫め其の旨を斷り置くべし。

(二)招待したる當日は、座敷・玄關は勿論、膳部等に至るまで手落なく準備して、客を迎ふる樣にすること。

六着席

招待を受けたるものゝ座席は、主人の定むる所に從ひ、勝手に席を移すべからず。又自分の座すべき席を故らに他人に讓り、或は再三辭して着席せざるが加きは却て無禮なり。

七客室に於ける心得

(一)先づ主人主婦に挨拶し、次に他の客になすこと。

(二)同席したる人には一面識なくとも互に挨拶すべく、且つ適當の談話をなすこと。

(三)席上にて人を紹介するには、身分卑き方を高き方に、自分との關係・氏名及職業等を簡單に述ぶるものとす。紹介せられたるときは、場合により名刺を出して挨拶をなすべし。先方より名刺を受けたるときは、答禮として自らも亦之を出すべし。

(四)常に品位を保つべく、決して差出がましき言動をなすまじきこと。

(五)床飾を拜見するには、床の前三尺位手前に座し、兩手を膝の前につきて一禮し、先づ掛物を見、次に花、次に置物と云ふ順に、次には床脇の裝飾を見ること。見終りたるときは、一禮して元の座に歸るべし。

八退席

適宜の時機至らば遲滯なく退席すること。若し長者の同席せらるゝあらば、其の去らるゝを待ちて辭すべし。但し止むを得ずして先に退席する場合には、成るへく密かに立ちて、隣席の人或は家人に其の旨を告ぐべし。

第二章　食事

一一般の心得

二食卓及び食膳に向ふときの心得

(一)手を洗ひ容儀を整へ着席すること。

(二)食膳に向ふときは、膝を食膳より凡一寸程離して正しく坐すること。

(三)食卓に向ふときは、胸壁を食卓の緣より凡一二寸位離して着席すること。

二食事中の心得

(一)食事せんとするときは、食膳に向ひて一禮すること但し長者あらば長者に、同席者あらば同席の者互に之をなすべし。

(二)左右を見廻し又は落付かぬ態度をなすまじきこと。

(三)靜に談話するは可なれども、高聲に席を離れたる人と語ると、不潔・不快の談話と、食物を口に含みながら語るとは、共に愼むべきものとす。

(四)食卓に寄りかゝり、又は頰杖をつく等のことあるまじきこと。

(五)食卓上のものを取るときは、他人の前を超えてすべからず。靜に隣席の人に依頼するか、或は給仕人をよびて取らしむること。

(六)咳に席を離るまじきこと。

(七)咳又は嚔等の出ることあらば、手又は手巾を口にあて少しく下座を向きて之をなすこと。若し下座にのみ人あるときは上座に向ひてなすべく、兩座二人あるときは、首を深く自己の胸前に垂れて之をなすべし。

(八)食器のかち合ふ音はなるべく立てしめぬやうにすること。

(九)食事は急ぎてなさざること、又餘り遲かるべからず。同席者あらば其れと甚しく前後せぬやうにすべし。

(十)食ひ方につきて特に注意すべき事項

（イ）汁を啜り又は物を噛むとき高き音のせざるやう輕く吸ひ、且つ口を閉ちて噛むこと。

（ロ）刺身は先づツマを猪口の中に入れ、然る後、刺身を浸して猪口を左手に取りて食するを常とす。但し猪口は其の儘にして食するも苦しからず。

（ハ）鰌の類は其のまゝにして食すること。

（ニ）鍋鉢の類は食ひたる跡の三ケ月形にならぬやうに、其の兩側を少しづつ食しおくこと。

（ホ）汁澁のものは器を左手に受けて食すること。

（ヘ）魚類は裏返すとも、頭の位置を變へざること。

（ト）食後湯茶を飲むとき、口中を殊更に嗽がざるやうにすること。

（チ）飯汁などを食べながら、椀のかけより他を見ざること。

（リ）始終うつむきたるまゝにて食せざること。

（ヌ）箸にて飯を椀の中に押さざること。

（ル）或る菜を食して未だ飯を食せざるに、又他の菜に箸を移さゞること。

（ヲ）箸につきたる飯粒を唇にてもきとらざること。

（ワ）舌にて箸の先を舐めざること。

（カ）口中に食物を多く押しこまざること。

（ヨ）或る菜に箸をつけ中止せざること。

（タ）箸にて汁などの椀の底を探らざること。

（レ）箸にて平なとの底のものをこせ出さゞること。

（ソ）湯茶の中を香の物或は箸にて掻き廻さゞること。

第三章　饗應

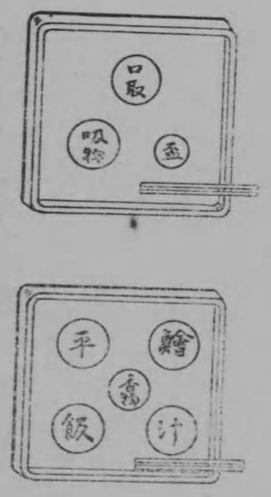

一調膳
一汁二菜
一汁三菜
吸物膳

二供饌

(一)客に膳を進むるには、先づ鼻息・口氣のかゝらぬやう、(肩と乳房との間の高さに保つ。)視線を膳の下より凡六尺以内に注ぎ、自然の姿勢を保ち、(膳の縁に緩目あるものは之を客の向ふの方とし。)兩手にて膳の兩側の中央を保ち。(其持ち方は膳の下角は食指と中指との間にあるやうにす。)容の前程よき所に坐し、膳を一旦下におき、更に持ち直して客前に致し、掌を上にしたる兩手の指先にて輕く推し進むること。

(二)飯の再進は客の箸を取られたるとき、飯櫃を臺に載せ、杓子を仰向けに飯器の前に添へて、客の正面より稍々左方相當の位置に少しく斜に坐し、飯櫃を置くこと。而して、適當なる折を見計ひ、先づ蓋の兩端を兩手にて持ち、客に湯氣の見ゆる樣仰向けにして飯櫃の縁にて露を切り、右方に其蓋置き、右手にて上より杓子を取り、左手を下より添へて持ち直し、飯櫃の方に向き、右手に移し、又少しく客の方に向き直りて、最初の如く左手を添へて差し上ぐべし。

(三)汁の再進の際は、通ひ盆を持ちて客の右正面程よき處に坐し、兩手にて盆を差出し、盛換の椀を受けて立つこと、盛り換へたる上は、再び前の如くして進むべし。

(四)食後茶を進むるには、茶を盛りたる土瓶の口を左の方にして適當なる盆に載せ、客の前に至り、上座の方に置き、時宜を見計ひ、一進して右手に取手をとり、左手を口の下に輕く添へて注ぐこと。

香の物つかざる場合は、湯又は茶を進むる前に之を進むるを通例とす。

(五)吸物膳を進むるには本膳に準じて客の正面に据うること。副膳あらば之を客の右に進むること、場合には之を左手の中指と食指又は中指と紅差指との間に挟みて持ち直すこと、但し箸紙ある場合には茶碗を手にする前に箸紙をとりて之を膳の左側に置き箸を一旦元の位置に置くべし。

(六)箸を付くる順序は飯より汁に及ぶを常とす。

(七)箸の置き方は供膳の時には箸の本を膳の右縁にかけて進めらるゝものなるが、中止の時は箸の先を膳の左縁にかくるか、或は始の如く置くも苦しからず。而して湯茶を飲み終らば、懐紙を出し箸を拭ひ、膳の内に落し置くものとす。

(八)湯茶を飲み終らば、懐紙を出し箸を拭ふを良しとす。但し箸紙あるときは、其の盆箸の上にのせ置くも良し。

(九)吸物は汁に準じて凡三回位に吸ひ終ること、而して箸を置く毎に椀の蓋をなすものとす。

(一〇)酒は酌人が前に来りたるとき、盃を左手(或は兩手)に持ちて受くること。

(一一)盃は主人若しくは尊長より請はれたる場合の外は返盃せざること。若し請により返盃する場合には、盃洗にて洗ひ懐紙に浮みて進むべし。

四撤饌

食器を撤くには上客より次第に進めしときの反對の順序にするを例とす。飾して膳と引かへに茶菓を進むべし。

第四章　贈物

一 一般の心得

(一)贈物は他人に對し祝賀・弔問・慰問の意を表し、又親密の情意を溫め、謝恩の誠意を致す等、總て自己の精神の存するところを他人に表出するものなること。ほ身分に應じたるものを選ぶこと。

(二)贈物をなすには其の場合・關係及び方法等に注意し、折角の心盡しをして水泡に歸せしめ、又先方に對し無禮となり、且つ自己の品位を損ふが如きことなき樣に十分意を用ふべきこと。

二 贈答の場合及び其の品物

(一)吉事

(イ)婚禮緣組。眞綿・壽留女・鰹節・樽・榮名・呉服類・調度品・盛花・花束。

(ロ)出產。樽肴・產着類。

(ハ)初節句。雛人形・菖蒲人形・幟類。

(ニ)誕生・快氣等。樽肴・呉服類・記念すべき器物・盛花の類。

(ホ)新年・歲暮・中元。嗜好品・日用品。

(ヘ)旅行移住。手輕なる土地を記念すべきもの・道中用品。

(ト)其の他の場合(入學・卒業・開業・仕官・昇進・榮轉・新築。)樽肴・家具・裝飾品・嗜好品・日用品・盛花・花束。

(二)凶事

(イ)死亡 生花・造花・花環・蠟燭・線香・茶菓子・果物類・菓子料・香料。

(ロ)靈祭法事。神饌料・齊料・線香・菓子・果物・蠟燭・野菜・鮮魚。

(三)見舞

(イ)病氣見舞。病人の口に適する食物・慰安的の物品・家人の看護の勞を慰するに足るもの。

(ロ)喪中見舞。茶・菓子・料理・其の他の食品。

(ハ)火災・水害・震災見舞。食品・衣類・器具類・其の他日用品必需の物品。

(四)謝禮其他

(イ)謝禮・謝恩・慰勞。嗜好品・呉服類・器具・金員。

(ロ)折節の贈答。旅行土產・庭園の蔬菜・果物・手製品・遠來品の頒分・旅行土產。

(五)返禮

(イ)慶賀 饗宴をはりて招待す。

赤飯・鳥子餅・鰹節・袱紗等の品物。

(ロ)凶事 饗應し招待す。

茶・菓子・饅頭・餅・袱紗等の品物。

(ハ)臨 到着地の產物などを贈る。

三 進物の裝飾

(一)普通の裝飾。

紙に包み水引を掛く、包紙には奉書・杉原・糊入中折半紙を用ふ。刷物用紙は略なり。水引は吉事其の他に用ふるものと、凶事に用ふるものと異り。

(イ)吉事其他。紅白・赤白・金銀・金赤。

(ロ)凶事 黑白・青白・黃白。

紙を二枚用ふるときは裏をはら合せ、水引は色のある方を右になす。金銀のときは金、金赤のときは金と知れ。婚禮と凶事とは水引は結び切り、凶事には水引を下に向け、婚禮のときは上に向く。其他の場合には蝶結びとなすこと。

殿斗は古の口祝の名殘にて長殿斗を正式となす。現今にては殿斗包紙に殿斗の小片を包み、又繪にて表はし書き殿斗などなすに至る。

(二)金員

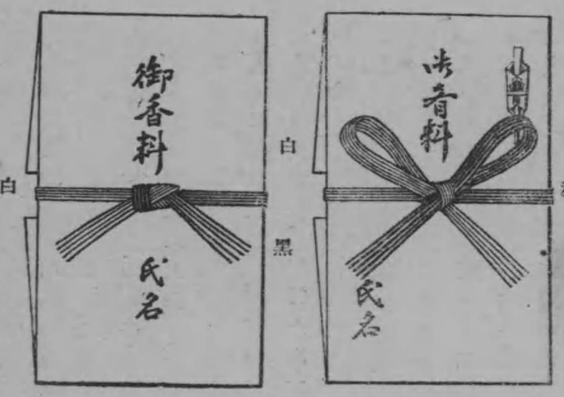

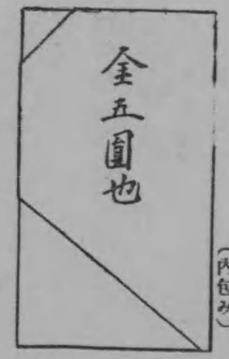

(吉事　場合)

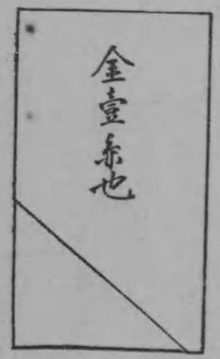

(凶事の場合)

略式のときには内包みを其のまゝ、吉事には殿斗を用ひ、凶事には其の儘用ふることあり。このときには水引を用ひず。

(三)物品

大體金員の上包みと同樣になす、大なるものは紙を二組用ふることあり、水引も同樣短きものを用ふるときはつぎ合はす。しかし水引は尺長のものを用ふるが良し。

四贈物の受授。

(一)贈物を進むるには相當の盆に載せ、袱紗を掛て進むるを普通とす。されど略儀には盆に載せ、或は包み、場合によりては其まゝにて出すこと。

(二)贈物は敬禮を終りて後に出すを普通とす。もし他に來客あるときは適當の場合を見計ひて進むること、其の進め方は必ず下座の方より先方に向け、鄭重に進むるを禮とす。但し長きものは横に頭を先方の左の方として進むべし。

(三)贈物を受くるには下座の方より鄭重にこれを受け、恭しく一禮して謝辭を述べ、直に上座の方に置き直すこと。場合によりては直に開きて其の品物に對して讃辭を述ぶることあり。此の場合には水引はなるべく上の方に其の儘外して開くをよしとす。又來客中に進物せざる人あるときは、一同の前にて謝辭を述ぶべからず。

第五章　其の他一般の心得

一祝祭日・紀念日等の心得。

(一)大祭日及び祭日に當りては家の内外を清潔にし適當なる裝飾を施し、國旗を揭げ、且つ相當の服裝に改むること。

(二)當日早朝神棚竝に靈境を清掃し、時の花・供物等を供へ、家例に從ひ禮拜をなし、氏神・產土神等に參拜をなすこと。

(三)場合に應じて祝意を表すべき食物を調へ、一家團欒して幼者より長者に對して祝辭等を述ぶること。

(四)國旗を揭ぐるには、竿頭の球に旗を接近せしむるを禮とす。凶事の場合には球を黑布にて包みて旗を下に下げ、或は球と旗との間に小幅の黑布を附すること とあり。これ等は其の時の規定に從ふこと。

(五)國旗を交叉する場合には、向ひて左の方の旗を下に右の方の旗を上にするを例とす。例へば陸海軍の旗を交叉するには、海軍旗を向て左の方に、陸軍旗を右になすが如し。而して、陸海軍の戰勝紀念日の如きには、其の紀念すべき旗を向て右にするも可なること。

(六)我が國旗と外國の國旗とを交叉する場合には、外國の國旗を向て左となすこと。さすれば自然彼の國の禮にも叶ふべし。特に敬意を表する場合には、外國の旗竿を前に交叉すること。

二 家例及祭祀等の心得。

父祖の定められたる家例はこれを尊重し、祖先の忌日には祭祀・法要等を身分に應じて營み、且つ墓參を爲し、墓地は常に其の修理・除等に注意を怠らざること。

三 忌服及び忌服中の心得。

忌服の忌はいみにして一服は喪服の服なり。故に喪服を着る期間を忌服中と云ひ、此の公に定められたる期日を終りて、喪服を除き去りて祓を爲したるを忌明と云ふ。忌服中に於ける心得凡そ左の如し。

(一)衣服類は華美ならざるものを用ひ、隨つて髮飾等を用ひず、例令白粉を用ふるとも紅を用ひざること。

(二)食物も佛式にては精進として肉食をなさず、意を精にし一心に佛道を修むるの精神よりして美食等をなさゞること。

(三)神社に詣でず、物見・遊山其の他祝賀等の席は遠慮すべく、又緣組・結婚等を爲さざること。

四 近隣の不幸に對する心得。

近隣に不幸ある場合には、其の心にて弔意を失はざること。

五 多人數集合せる場合の心得。

(一)公衆中にありては容儀を正しくし、言語・動作を愼み、喧噪を避け、凡そ他人に迷惑をかけざるやうに注意すること。

(二)公衆中にありては、特に禮讓を守り且つ老幼をいたはるの心得あること。

六 電話使用に關する心得。

電話を使用する時、無用の雜談に長時間を費して人の妨をなさゞること。

七 夜間に關する心得。

夜更けて後大聲を發し、或は樂器を弄して人の睡眠を妨ぐるが如きことなからしむること。(完)

學習院女學部中學科躾方及作法教授豫定表

（躾方は第一週と最後の週のみを記し他は略す）

第一學期躾方及作法豫定表

	中學科第一年級	同第二年級	同第三年級	同第四年級	同第五年級
第一週 自四月八日 至十二日	學生心得	同級生に對して愛憎すべからず外容にのみ注意を奪はるる勿れ	上級生としての責任	學年初に際しての注意	最後學年の心得
第二週 自四月十四日 至十九日	立禮・敬禮 上中下	座禮・敬禮 上中下	座禮・立禮・敬禮	座禮・立禮・敬禮	座禮・立禮・敬禮
第三週 自四月廿一日 至廿六日	同前	同前	送迎の禮 上中下	座禮 硯箱進さ樣・受け樣	二汁五菜配膳
第四週 自四月廿八日 至五月三日	同前	家内にて大前を通る時の禮	同前	同前	同前
第五週 自五月五日 至十日	歩み方	同前	同前	小袖進め樣・受け樣	同前
第六週 自五月十二日 至十七日	校内生徒間行逢の禮	歩み方	同前	同前	同前
第七週 自五月十九日 至廿四日	校内教師と行逢の禮	人の前通り	同前	袴進め樣・受け樣	同前
第八週 自五月廿六日 至廿一日	學校々歸宅の際拿句物持方途中の心得	人の後通り	茶、珈琲進め樣・受け樣	同前	同前

	中學科第一年級	同第二年級	同第三年級	同第四年級	同第五年級
第九週 自六月二日 至七日	傘・包物を持ちたる時の生徒間の禮	座敷の出入	菓子進め樣受け・花見樣見せ樣	同前	同前
第十週 自六月九日 至十一日	傘・包物を持ちたる時の教師に對する心得	行逢の禮 上中下	水菓子進め樣・受け樣	同前	同前
第十一週 自六月十六日 至廿一日	辨當の食し方	同前	火鉢・煙草盆進め樣・受け樣	掛物見樣・見せ樣	同前
第十二週 自六月廿三日 至廿八日	言葉遣ひ	同前	團扇・扇子進め樣・受け樣	同前	同前
第十三週 自六月三十日 至七月五日	手拭・紙類の扱ひ方・鼻のかみ方・咳・くしやみの出る時	障子襖の開閉	同前	團扇・扇子進め樣・受け樣	同前
第十四週 自七月七日 至十二日	戸の開閉	同前	同前	同前	同前
第十五週 自七月十四日 至十九日	夏季休業中の心得	夏季休業中の心得	夏休中の心得	夏季中の心得	夏休中の心得

第二學期躾方及作法豫定表

	中學科第一年級	同第二年級	同第三年級	同第四年級	同第五年級
第一週	夏季休業中の心得實施の模樣今學期中に於ける修業の計畫	夏季休業中の心得を實踐したる模樣につきて	夏季休業中の心得を實踐したる模樣につきて	暑中休暇後の心得	暑中休暇後の心得

第二週	（立禮）敬禮 上中下	敬禮 上中下
第三週	椅子による樣 上中下	送迎の禮 上中下
第四週	同前	同前
第五週	椅子による人に對する禮	同前
第六週	同前	同前・
第七週	椅子により たる人の前通 上中下	同前
第八週	同前・	同前
第九週	同前	座布團進め樣
第十週	同前	同前
第十一週	兩位を拜する樣	火鉢進め樣
第十二週	同前	煙草盆進め樣
第十三週	數位を拜する樣	茶進め樣
第十四週	煙斗の包み方	同前
第十五週	冬季休業中の心得	冬季休業中の心得

第二週	立禮 上中下	敬禮 上中下
第三週	（立禮）花の見樣・見せ樣	掛物のかけ樣
第四週	（立禮）同前	同前
第五週	（立禮）神佛を拜する樣	神佛拜し樣
第六週	同前	同前
第七週	（立禮）貴人より物品戴き樣	同前
第八週	（立禮）同前	手紙の受取樣渡し樣
第九週	（立禮）物品披露仕方	同前
第十週	同前	同前
第十一週	貴人より物品を賜はる作法	貴人より物品を戴き樣
第十二週	（立禮）屠蘇及魚進め樣	同前
第十三週	（同前）同前	紙及水引の扱ひ方
第十四週	同前	同前・
第十五週	時歲位	交際

第三學期躾方及作法豫定表

要旨摘要

（一）教學聖訓に基きて本部學生たる本分を知らしめんとを期す。（二）學生心得によりて學生平素の起居・動作に關する心得並に作法を授け、之を實踐せしむ。（三）主として一年級に對しては規律、二年級及三年級に對しては婦德、五年級に對しては自重等の目に注意して指導すること。但各年級とも以上諸德の一を缺くことを得ざることは勿論、抑も亦以上揭げざる方面に於ける諸德の養成に務むべきなり。（四）一年級に限り學生心得の讀方を併せ授くるものとす。（五）各年級とも隨時偶發事項に對して訓話を爲すものとす。

週	月日	中學科第一年級	同第二年級	同第三年級	同第四年級	同第五年級
第一週	自一月八日至十日	立禮	座禮 敬禮	座禮 敬禮	冬季休業中の心得を實踐せし模様並學期の初に就きて本學期中の心得 座禮、立禮、敬禮	
第二週	自一月十二日至十七日	敬禮	座布團進め様	一汁三菜進め様・食し様	貴人の前を過ぐる禮 上中下	盃の差し様受け様
第三週	自一月十九日至廿四日	書物の見様見せ様	座布團進め様	一汁三菜進め様・食し様	責任を重んずべきこと貴人の前を過ぐる禮 上中下	自疆不息盃の差し様・受け様
第四週	自一月廿六日至廿一日	書物の見様見せ様	火鉢の取扱	一汁三菜進め様・食し様	貴人の前を過ぐる様 上中下	盃の差し様受け様
第五週	自二月二日至七日	袿物見せ様・見様	煙草盆の取扱	一汁三菜進め様・食し様	責任を重んずべきこと（訓話）兩位拜する様	家庭の圓滿盃の差し様・受け様
第六週	自二月九日至十四日	袿物見せ様・見様	茶珈琲の進め様	信用と不信用一汁三菜進め様・食し様	兩位拜する様	證書受け様
第七週	自二月十六日至廿一日	目上の人より頂物き様	茶珈琲の進め様	勵勉一汁三菜進め様・食し様	時所位數位を拜する様	自然の情證書受け様
第八週	自二月廿三日至廿八日	目上の人より物頂き様	菓子進め様	服裝一汁三菜進め様・食し様	數位を拜する様	證書受け様
第九週	自三月二日至七日	茶進め様飲み様	菓子進め様	努力一汁三菜進め様・食し様	時所位幕簾出入の様	本學年の回顧證書受け様
第十週	自三月九日至十四日	茶進め様・飲み様	水菓子進め様	やりつばなし一汁三菜進め様・食し様	幕簾出入の様	證書受け様
第十一週	自三月十六日至廿一日	菓子進め様	水菓子進め様	責任一汁三菜進め様・食し様	本學年の回顧幕簾出入の様	證書受け様

圖說

女子作法要義附錄 終

大正六年四月一日印刷
大正六年四月五日發行

不許複製

著作者　甫守謹吾　東京市日本橋區本町三丁目十七番地
發行兼印刷者　金港堂書籍株式會社
代表者　原亮一郎
印刷所　東京市京橋區西紺屋町廿七番地　株式會社秀英舍

圖說女子作法要義
定價一圓五十錢

發賣所　東京市日本橋區本町三丁目十七番地　振替貯金口座東京八一五番　金港堂書籍株式會社

2

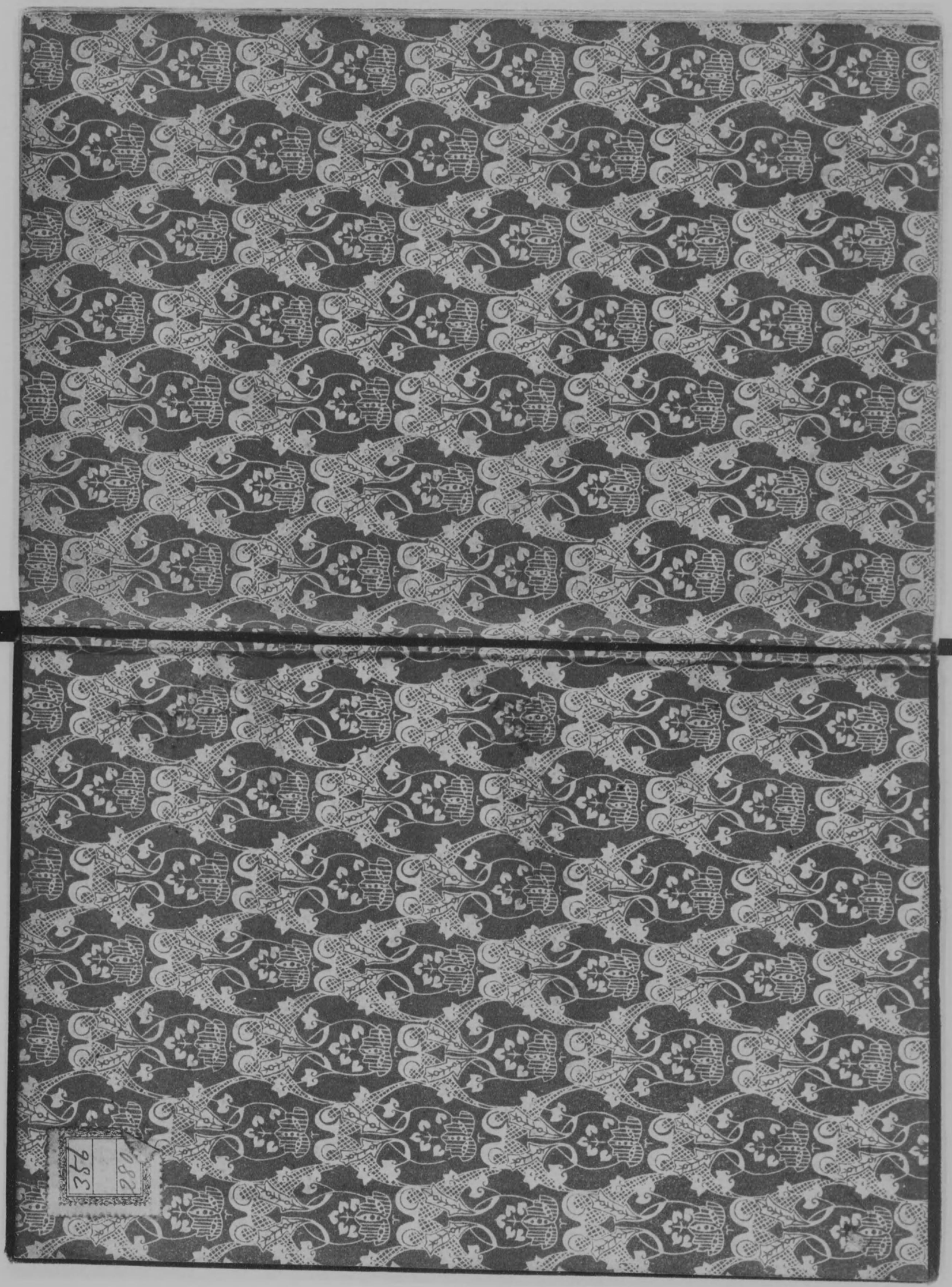
356
280

終